

富士川水運資料②
甲斐国巨摩郡西郡筋青柳村

仙洞田 貢家文書

富士川町教育委員会 富士川町郷土資料叢書

元

一 六百八拾

清年

少新八五多乃限以下九厘

厘員

淺之官或後八年

表員

以限之方以下九厘

少新八五多乃限之以下九厘

右毛之井上遠江守保先清知行所去

申清年交河下清廻年陽員中之以迄積送
里員 森 妻是 惺 信有 作形 工

寶永二箇年閏四月

仙洞田重郎

仙洞田重郎之印

口絵1
宝永2年(1705)閏4月 小河内三左衛門④→仙洞田重郎右衛門殿
(井上遠江守先知行所宝永元年年貢廻米駿州中之郷迄運賃并番賃請取) 覚

田功田功年東在道運貨發發今湖地是日能

一乘三万五千七百七依

但守六入村全

月武口指像七所社台而信此言運貨

一判六百拾伍貳三分永只非定七分又聖

廿後方

小判貳百拾伍貳三分永口指六分壹分吉柳運貨後

尾之尾系三万五千七百七依主物指六分中中編之拾貳依
指之每口百七拾伍分三厘三毛五分積運貨中運貨個之積
合算永貳拾又元

小判貳拾貳分永貳拾貳分 中中柳運貨後

尾之判分三万五千七百七依運貨中中分南分三依海
又拾九依分所依中分運貨個是五九拾三依之積

小判七拾九分永口拾八分 南分運貨後

尾之判分三万五千七百七依南分分法此之種運中
運貨分六拾七分二乘八分五分五分但尾依付口合是之種
南分新相端三寸五分入口依付口拾七分五分五分是之止是是

合運長方御後

別式目録及承取書付定 清水運賃後

是七郎年走力及子孫七俵月計拾俵申御松種運賃
全運長方御後八拾七俵運賃年百八拾七俵
全合但三分又重種法新抄端三斗米入御後
是拾五斗申御後全運長方御後

右是七郎申御後年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定目録
沙信留之沖運賃年貢米全運長方御後
相度沙及不強江戸戻御後御礼拾三
斗申御後是相運賃申御後年貢米御後御後
是七郎申御後

西郡筋青柳村

寶永貳酉年七月

乘 十郎右衛門

口絵3

宝永2年(1705)7月 甲州申御年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定目録

西郡筋青柳村上乘(仙洞田)十郎右衛門[Ⓜ] 米1万5千57俵

[Ⓜ]は「仙洞田」と読める。



口絵4
 延寶8歲（1680）正月5日 仙洞田新右衛門宛 小室山日超御本尊
 （右上に妙法寺に対する仙洞田新右衛門家の功績を記録する）

富士川町郷土資料叢書第六集の発刊によせて

富士川町教育長 野 中 正 人

富士川町を象徴する町のマークのうち、波のデザインのように見える青い部分は、町の東側をゆったりと流れる富士川を表わしています。甲府盆地を流れる笛吹川と釜無川という二つの河川は、町の北側、通称「押切所」(『甲斐国志』山川部第十二)で合流して富士川となり、静岡県駿河湾に注いでいます。富士川は、日本三大急流の一つとして全国に知れ渡っていますが、江戸時代から明治時代の終わりまでは、甲州の三河岸である本町の青柳河岸・鰍沢河岸と対岸の黒沢河岸が物流の拠点となつて、甲斐国・山梨県の出入口は南に向かって開かれていたのです。

本年とりあげる青柳町の仙洞田貢家は、青柳村の村役人を勤めており、宝永二年(一七〇五)の当主仙洞田重郎右衛門は、「上乗」という輸送責任者として、宝永元年分の一万五千俵余りの年貢米を、青柳河岸・鰍沢河岸から江戸浅草の御蔵まで、二五回に分けて輸送しています。この運賃は六百十四両余りかかっており、かなりの大金を扱う重要な役目でした。また、宝永二年は甲斐国が柳沢吉保(五代將軍徳川綱吉の側用人)の領知となる年であったため、予想外の苦労もあったようです。このほか、仙洞田貢家文書には、十七世紀の青柳村の年貢割付状や、年貢米の輸送にあたる廻米に関する古文書があり、本町の特徴をよく示す得がたい史料です。

町の内外には、まだまだ富士川の舟運や本町に関する古文書が眠っていると思われるかもしれません。教育委員会では、今後とも富士川舟運を中心に歴史の発掘を続けていくつもりです。多くの方々のご支援をいただければ幸いです。

二〇二二年(令和四年)三月吉日

仙洞田 貢家文書 富士川水運資料② 富士川町郷土資料叢書第六集

目次

口絵1 宝永二年（一七〇五）閏四月（井上遠江守先知行所年貢積送運賃并番賃請取）覚
 口絵2 宝永二年（一七〇五）六月 甲州申御年貢江戸廻御米御蔵納札写
 口絵3 宝永二年（一七〇五）七月 甲州申御年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定目録
 口絵4 延宝八年（一六七五）正月（仙洞田家御本尊）

富士川町郷土資料叢書第六集の発刊によせて

富士川町教育長 野中 正人

① 仙洞田 貢家 近世文書目録（一部近代含む）	9	協力者	仙洞田 貢
② 仙洞田 貢家 近代資料目録（一部近世含む）	40		
写真 仙洞田家お曼茶羅 明暦三年（一六五七）日然	49		井上 浩一
③ 仙洞田 貢家 御本尊（お曼茶羅）目録	50		内田五十鈴
【表1】 甲斐国近世支配変遷図（改訂版1）	54		
【表2】 寛文十二年（一六七二）青柳村土地所有階層表（屋敷算入）	56		昌 福 寺
写真 本国寺日廷書簡	60		
④ 狐白稻荷神社御籤箱 御神籤一覧	62		
⑤ 仙洞田貢家文書について	63		
【表3】 青柳村の年貢	65		
あとがき	73		

富士川町教育委員会
 望月 大輔

1 仙洞田 貢家 近世文書目録

(一部近代含む) E・Fの*は未翻刻

A年貢割付状

1 明暦三年 (一六五七)	十一月	西郡筋青柳村酉ノ御成ケ指紙之事	11
2 万治二年 (一六五九)	十一月	甲州西郡筋青柳村亥御成ケ指紙之事	11
3 万治三年 (一六六〇)	十二月	甲州西郡筋青柳村子御成ケ指紙之事	11
4 寛文四年 (一六六四)	十二月	西郡筋青柳村辰之御成ケ割付之事	12
5 寛文五年 (一六六五)	十二月	西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事	12
6 寛文六年 (一六六六)	十二月	西郡筋青柳村午之御成ケ割付之事	12
7 寛文八年 (一六六八)	十一月	西郡筋青柳村申之御成ケ割付之事	13
8 寛文九年 (一六六九)	十一月	西郡筋青柳村酉之御成ケ割付之事	13
9 寛文十年 (一六七〇)	十一月	西郡筋青柳村戌之御成ケ割付之事	14
10 寛文十一年 (一六七二)	十一月	西郡筋青柳村亥之御成ケ割付之事	14
11 延宝四年 (一六七六)	十一月	甲州西郡筋青柳村辰御成ケ割付之事	14
12 延宝五年 (一六七七)	十二月	甲州西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事	15
13 延宝七年 (一六七九)	十一月	甲州西郡筋青柳村未之御成ケ割付之事	15
14 天和元年 (一六八一)	十一月	甲州西郡筋青柳村酉年御成ケ割付之事	16
15 貞享元年 (一六八四)	十一月	甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事	16
16 貞享三年 (一六八六)	十一月	甲州西郡筋青柳村寅年御成ケ割付之事	17
17 元禄五年 (一六九二)	十一月	甲州西郡筋青柳村申年御成ケ割付之事	17
18 元禄九年 (一六九六)	十一月	甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事	18
19 元禄十年 (一六九七)	十一月	甲州西郡筋青柳村丑年御成ケ割付之事	18

B廻米

1 宝永二年 (一七〇五)	閏四月	(井上遠江守先知行所年貢積送運賃并番 質請取) 覚	19
2 宝永二年 (一七〇五)	閏四月	御米請払駄賃金請取覚 (遠藤次郎右衛門代官所の年貢米)	19
3 宝永二年 (一七〇五)	六月	甲州申御年貢江戸廻米御蔵納札写	19
4 宝永二年 (一七〇五)	七月	甲州申御年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定	19

目録…………… 20

5 宝永四年 (一七〇七) 四月 (上条中割村他三ヶ村年貢廻米欠米金未納
督促願) 乍恐以書付御訴訟…………… 21

6 宝永四年 (一七〇七) 四月 (題未詳) (同右一件)…………… 21

7 宝永七年 (一七一〇) 閏八月 御米江戸納目録…………… 21

8 (寛保三・一七四三) 亥二月四日 (八ヶ村石代金請取手形) 覚…………… 22

9 (寛保三・一七四三) 亥二月 (上竹森村の廻米三二俵) 覚…………… 22

10 (延享二・一七四五) 閏十二月三日 (大久保孫兵衛支配所年貢金預る)
差出シ申一札之夏…………… 22

11 (延享二・一七四五) 閏十二月 (江戸より大久保孫兵衛上飯田役所まで
駄賃馬壹疋) 添触覚…………… 23

12 元禄八年 (一六九五) 十二月 (戸田甚三郎借用) 請取申金子之事…………… 23

C富士川水運

1 延享二年 (一七四五) 十一月 (十嶋番所での船改めは下りのみにして欲
しい旨) 乍恐口上書を以奉願上候…………… 23

2 宝暦四年 (一七五四) 七月 (岩本・岩渕河岸出入) (二通)…………… 24

3 天保十三年 (一八四二) 九月二九日 (青柳河岸問屋出入り)
為取替申議定之事…………… 25

4 天保十三年 (一八四二) 十月 (青柳河岸問屋出入り) 濟口…………… 25

5 嘉永二年 (一八四九) 二月二日 (河原部村新河岸一件吟味下げ)
差上申一札之事…………… 26

D質地証文

1 享保十三年 (一七二八) 十二月 売渡シ申畑之事…………… 27

2 文化十年 (一八一三) 三月 質地証文之事…………… 27

3 安政四年 (一八五七) 十月 質地証文之事…………… 28

E諸証文

1 享保三年 (一七一八) (西之御丸普請手伝用立金二十両納) 覚…………… 28

2 文政二年 (一八一九) 八月 養子証文之事…………… 28

3 嘉永四年 (一八五二) 三月 差出申鉄鉋証文之事…………… 29

4 *嘉永二年(一八四九) 八月 甲斐国三郡村高帳(筆写)

仙洞田高之輔

F書簡

①仙洞田新右衛門宛

1 (年未詳) 二月十三日 本国寺 日廷 ↓ 仙洞田新右衛門殿…………… 29

2 (年未詳) 九月廿六日 日□^(不) ↓ 仙洞田新右衛門様…………… 29

3 (年未詳) 九月五日 日廷 ↓ 青柳村にて仙洞田新右衛門尉殿…………… 29

4 (年未詳) 閏五月十四日 小室 日超 ↓ 仙洞田新右殿…………… 30

5 (年未詳) 八月二日 玉澤 日超 ↓ 仙洞新右衛門殿…………… 30

6 (年未詳) 霜月一日 小室妙法寺日超 ↓ 仙洞田新右衛門殿…………… 30

7 (年未詳) 三月八日 日現 ↓ 仙新右殿…………… 30

8 (年未詳) 五月廿六日 日現 ↓ 了泉老…………… 30

9 (年未詳) 二月十八日 大島彦三郎正□ ↓ 仙洞田新右衛門様…………… 30

10 (年未詳) (日付なし) 某(女性か) ↓ 本国寺 日庭上人様…………… 30

11 (年未詳) 八月十三日 日惠 ↓ 日廷師 侍座中…………… 31

②仙洞田十郎右衛門宛

12 (年未詳) 八月廿八日 日廷 ↓ 仙洞田十郎右衛門殿…………… 31

13 (年未詳) 十二月廿七日 日現 ↓ 宗泉老…………… 31

14 (年未詳) 霜月廿一日 日現 ↓ 小室 御隠居様…………… 31

③仙洞田新左衛門宛

15 (年未詳) 八月廿二日 雨宮与一左衛門 ↓ 仙洞田新左衛門様…………… 31

16 (年未詳) 九月六日 海野伝之丞 雨宮十郎右衛門 ↓ 仙洞田新左衛門様…………… 32

17 (年未詳) 九月十八日 小河内弥太郎 重次郎 ↓ 仙洞田新左衛門様…………… 32

④その他の人々宛

18 (年未詳) 四月八日 玄浄院隠居孝淳院 ↓ 付正院様…………… 32

19 (年未詳) 四月二四日 日てうふ ↓ 妙堯尼人々御中…………… 33

20 (年未詳) 十月二六日 日てうふ ↓ 妙行尼人、御中…………… 33

21 (年未詳) 十一月 江より ↓ 仙洞 理さま…………… 33

⑤仙洞田弥三郎・徳二郎宛

22 (年未詳) 六月廿四日 井上半助 ↓ 仙洞田弥三郎様…………… 33

23 (年未詳) 九月廿日 井上半助 ↓ 兄上様…………… 34

24 (明治) 四一年(一九〇八) 一月十四日 井上半甫 ↓ 仙洞田彌三郎様…………… 34

25 * (明治) 四三年(一九一〇) 二月十五日 井上半甫 ↓ 仙洞田彌三郎様…………… 34

26 * 大正四年(一九一五) 三月三十日 井上半甫 ↓ 仙洞田彌三郎様…………… 34

27 * (年未詳) 八月二六日 井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様…………… 35

28 * (年未詳) 井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様…………… 35

29 * 昭和三年(一九二八) 一月六日 井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様…………… 35

30 * 昭和七年(一九三二) 二月二日 株式会社秋山銀行 ↓ 仙洞田弥三郎殿…………… 35

31 * 昭和七年(一九三二) 七月十四日 井上信子 ↓ 仙洞田徳次郎様…………… 35

32 * (昭和) 七年(一九三二) 十月十九日 樋口友義 ↓ 仙洞田徳二郎様…………… 35

33 * (昭和) 八年(一九三三) 五月十一日 石井良介 ↓ 仙洞田徳二郎様…………… 35

34 * (年未詳) 十月十八日 仲□□七 ↓ 仙洞田信子様…………… 35

G断簡

1 正徳二年(一七二二) 八月 (仏事控)…………… 35

2 (年未詳) (小作証文力)…………… 36

3 (年未詳) (名請地控) (新右衛門・太郎左衛門・善兵衛)…………… 36

H由緒書

1 (年未詳) 仙洞田家祖…………… 36

2 (年未詳) (戒名控)…………… 36

3 昭和二年(一九二七) 三月佳辰 緒言…………… 36

4 (年未詳) 仙洞田系図由緒…………… 37

5 (年未詳) (仙洞田家由緒)…………… 37

6 (年未詳) (仙洞御所由緒)…………… 37

7 (年未詳) (仙洞田家紋)…………… 38

8 宝曆十一年(一七六一) 七月 甲州小室徳栄山妙法寺開帳略縁起…………… 38

(木版)……………

A年貢割付状

1 明曆三年（一六五七）十一月二五日 西郡筋青柳村西ノ御成ケ指紙之事

西郡筋青柳村西ノ御成ケ指紙之事

一高三百八拾式石九斗七升式合 御繩辻

四斗九升壹合 永河成

壹石四斗式升四合 道代

九斗四升 御蔵屋敷

内三石九斗四升九合 川除場代

八斗九升八合 間違

七斗壹升三合 未永河成

拾五石八斗壹合 酉皆枯見捨

ノ式拾四石式斗壹升六合

残三百五拾八石七斗五升六合 有高

一高六石八升六合 同所新田

此取式石三斗壹升三合

一米三斗六升 小物成

一米壹斗三升三合 已改小物成

右者本郷入作百姓中立合無高下様ニ割付、来極月廿日以前ニ可致皆済者也、
明曆三年 酉十一月廿五日 平岡石[㊦]

名主・百姓中

2 万治二年（一六五九）十一月二八日 甲州西郡筋青柳村亥御成ケ指紙之事

甲州西郡筋青柳村亥御成ケ指紙之事

一高三百八拾式石九斗七升式合 御繩辻

四斗九升壹合 永川成

壹石四斗式升四合 道代

九斗四升 御蔵屋敷

内三石九斗四升九合 川除場代

八斗九升八合 間違

七斗壹升三合 未永川成

壹斗式升八合 亥永川成

七拾七石壹斗三升壹合 亥水入くさり

ノ八拾五石六斗七升四合

残式百九拾七石式斗九升八合 有高

此取百九拾五石三斗壹升六合

内八石八斗三升七合 已之改見取

一高六石八升六合 同所新田

此取式石三斗七升四合

外 一米三斗六升 小物成

一米壹斗三升三合 已改小物成

右者本郷入作百姓中立合無高下様ニ割付、来極月廿日以前ニ可致皆済者也、

万治式亥十一月廿八日 平岡々右[㊦]

名主

百姓中

3 万治三年（一六六〇）十二月二一日 甲州西郡筋青柳村子御成ケ指紙之事

甲州西郡筋青柳村子御成ケ指紙之事

一高三百八拾式石九斗七升式合 御繩辻

四斗九升壹合 永川成

壹石四斗式升四合 道代

九斗四升 御蔵屋敷

三石九斗四升九合 川除場代

内八斗九升八合 間違

七斗壹升三合 未永河成

壹斗式升八合 亥永河成

六拾壹石式斗九升式合 子永川成

九拾式石五斗壹合 当砂押

ノ百六拾式石三斗三升六合 有高

残式百式拾石六斗三升六合

此取百三拾四石八斗六合 同所新田

此取壹石八斗八升七合

外

一米三斗六升

一米壹斗三升三合

小物成

已改小物成

右者本郷入作百性中立合無高下様ニ割付、来ル廿日以前ニ急度可致皆済者也、

萬治三年子十二月十一日

平岡々右^印

名主

惣百性中

4寛文四年（一六六四）十二月九日

西郡筋青柳村辰之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村辰之御成ケ割付之事

一高三百八拾貳石九斗七升貳合

内四拾四石貳斗四升四合

貳石貳斗六升七合

小以四拾六石五斗壹升壹合

残三百三拾六石四斗六升壹合

此取百三拾三石壹斗七升貳合

一高六石八升六合

此取貳石貳升九合

取米合百三拾五石貳斗壹合

外

一米三斗六升

一米壹斗三升三合

小物成

已改新小物成

右之通本郷出作大小之百性立合無高下致割、来ル廿日以前ニ可皆済者也、

寛文四年十二月九日

太甚兵^印

青柳村

名主・惣百性中

5寛文五年（一六六五）十二月七日

西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事

一高三百八拾貳石九斗七升貳合

九斗四升

御蔵屋敷

高辻

内三石九斗四升九合

壹石四斗貳升四合

八斗九升八合

拾七石貳斗五升

貳石貳斗六升七合

四石貳斗四合

小以三拾石九斗三升貳合

残三百五拾貳石四升

此取百五拾六石三斗壹升四合

一高六石八升六合

此取壹石八斗貳升六合

取米合百五拾八石壹斗四升

外

一米三斗六升

一米壹斗三升三合

右之通本郷出作大小之百性立合無高下致割、来ル廿日以前ニ可皆済者也、

寛文五年十二月七日

太甚兵^印

青柳村

名主・惣百性中

6寛文六年（一六六六）十二月五日

西郡筋青柳村午之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村午之御成ケ割付之事

一高三百八拾貳石九斗七升貳合

九斗四升

内三石九斗四升九合

壹石四斗貳升四合

八斗九升八合

拾七石貳斗五升

貳石貳斗六升七合

六石三斗五升五合

貳拾貳石八斗九升四合

川除場ニ成

道 成

間 違

先寅之年今子之年迄永川成

寅之砂おし

当巳ノ坪檢見枯ニ引

有高

同所新田

同所新田

但当巳ノ起婦并見取共

小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

已改新小物成

小以五拾五石九斗七升七合
残三百式拾六石九斗九升五合

有高

此取百四拾壹石九斗式升

内式石七斗七升五合

已ノ見取入

一高六石八升六合

同所新田

此取壹石八斗式升六合

取米合百四拾三石七斗四升六合

外

一米三斗六升

小物成

一米壹斗三升三合

已改新小物成

一米三斗六升

当午之新小物成

右之通本郷出作大小之百姓立合無高下到割、来ル廿日ノ以前ニ可皆済者也、

寛文六年之年

太甚兵[㊦]

十二月五日

青柳村

名主・惣百姓中

7 寛文八年（一六六八）十一月二日 西郡筋青柳村申之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村申之御成ケ割付之事

一高三百八拾式石九斗七升式合

御藏屋敷 但式ヶ所 高辻

九斗四升

内三石九斗四升九合

川除場ニ成

壹石四斗式升四合

道 成

八斗九升八合

間 違

式拾壹石九斗六升五合

永川成

壹石四斗壹升五合

未之砂押不作

七拾七石九斗式升四合

当申之畠方日損引

小以百八石五斗壹升五合

残式百七拾四石四斗五升七合

有高

此取百三拾石七斗式合

内式石七斗七升五合

見取入

一高六石八升六合

同所新田

此取壹石八斗式升六合

外

米三斗六升

小物成

米壹斗三升三合

已改新小物成

米三斗六升

午之新小物成

右之通、本郷出作大小百姓立合、割到、極月十五日以前、可皆済者也、

寛文八年

太甚兵[㊦]

十一月十一日

青柳村

名主・百姓中

8 寛文九年（一六六九）十一月三日 西郡筋青柳村西之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村西之御成ケ割付之事

一高三百八拾式石九斗七升式合

高辻

九斗四升

御藏屋敷

内三石九斗四升九合

川除場成

壹石四斗式升四合

道 成

八斗九升八合

間 違

拾八石五斗壹升壹合

永川成

壹石四斗壹升五合

未之砂押当作

小以式拾七石壹斗三升七合

残三百五拾五石八斗三升五合

有高

此取百式拾八石七升八合

内三石式斗壹升九合 見取

式斗五升八合

当酉改畠屋敷成取米

一高六石八升六合

同所新田

此取壹石八斗式升六合

一高式石壹斗七升式合

同所酉改新田

此取六斗八升

外

米三斗六升

小物成

米壹斗三升三合

已ノ改新小物成

米三斗六升

新小物成

右之通、本郷出作大小百姓立合、無高下割、来ル極月廿日以前ニ可皆済者也、

寛文九酉年

十一月廿三日

太甚兵^印

青柳村

名主・百姓中

9 寛文十年（一六七〇）十一月二八日

西郡筋青柳村戌之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村戌之御成ケ割付之事

一高三百八拾式石九斗七升式合

高辻

九斗四升

御蔵屋敷

内三石九斗四升九合

川除場ニ成

壺石四斗式升四合

道 成

八斗九升八合

間 違

拾八石五斗壺升壺合

永川成

外壺石四斗壺升五合

未ノ砂押当戌ニ起帰

百式拾式石六斗三升三合

当戌ノ水いかり当不作

九石八斗三升三合

当戌ノ砂押当不作

小以百五拾八石壺斗八升八合

残式百式拾四石七斗八升四合

有高

此取百八石壺斗七升八合 高二式ツ八分式りん余

一高六石八升六合

同所新田

此取三石八斗五升四合

高二六ツ三分三りん内

一高式石壺斗七升式合

同所改新田

内四斗三合 当戌ノ砂押当不作

残壺石七斗六升九合

有高

此取五斗六升三合

高二式ツ五分九りん余

外

米三斗六升

小物成

米壺斗三升三合

巳ノ改新小物成

米三斗六升

新小物成

右之通、本郷出作大小之百姓立合、無高下割到、極月十五日以前ニ可皆済者也、

寛文十戌年十一月廿八日

太甚兵^印

青柳村

名主・百姓中

10 寛文十一年（一六七二）十一月二八日

西郡筋青柳村亥之御成ケ割付之事

西郡筋青柳村亥之御成ケ割付之事

一高三百八拾式石九斗七升式合

御繩辻

九斗四升

御蔵屋舗

内八斗九升八合

間 違

壺石四斗式升四合

道 代

三石九斗四升九合

川除場ニ成

拾八石五斗壺升壺合

永 流

五石九斗壺升八合

当亥当流

小以三拾壺石六斗四升

残三百五拾壺石三斗三升式合

有高

此取百四拾六石壺合

高二三ツ八分壺厘余

一高六石八升六合

新田

此取四石四斗式升五合 高二七ツ式分七厘余

一高式石壺斗七升式合

改新田

此取壺石式升

高二四ツ七分内

外

米三斗六升

小物成

米四斗九升三合

新小物成

右之通、当取付相極間、惣百姓立合免割無高下仕、来ル極月十五日以前急度可

皆済者也、

寛文十一年十一月廿八日

細 治兵衛^印

右之村

名主
百姓中

11 延宝四年（一六七六）十一月

甲州西郡筋青柳村辰御成ケ割付之夏

甲州西郡筋青柳村辰御成ケ割付之夏

古高三百八拾式石九斗七升式合

同六石八升六合 新田
同式石壹斗七升式合 改新田
一高七百貳拾壹石五斗三升壹合

畑三斗

内畑八斗八升

田三拾三石四斗

畑三拾六石八斗五升四合

小以七拾壹石四斗三升四合

残六百五拾石九升七合

わけ

三百石七斗九升

此取百拾貳石七斗九升六合

三百四拾九石三斗七合

此取七拾七石壹斗九升七合

取米合百八拾九石九斗九升七合

高貳ツ六分三厘余

有高貳ツ九分貳厘余

古高四ツ八分六厘内

外

米八斗五升三合

右之通、当辰之御成ケ相究間、本郷并人作百姓共ニ立合順路致免割、来ル極月

十五日以前可皆済者也、

延宝四辰年十一月

荻孫四[㊦]

青柳村

名主
百姓中

12延宝五年（一六七七）十二月

甲州西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事

〔端裏書〕〔青柳村〕

甲州西郡筋青柳村巳之御成ケ割付之事

古高三百八拾貳石九斗七升式合

同六石八升六合

同式石壹斗七升式合

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合

畑三斗

内畑八斗八升

田四拾壹石五斗壹升九合

小以四拾貳石六斗九升九合

残六百七拾八石八斗三升式合

わけ

貳百九拾貳石六斗七升壹合

此取百拾壹石貳斗壹升五合

三百八拾六石壹斗六升壹合

此取八拾五石三斗四升式合

取米合百九拾六石五斗五升七合

高貳ツ七分貳厘余

有高貳ツ八分九厘余

古高五ツ貳厘余

外

取米壹斗四升四合

米八斗四合

外四升九合

右之通、当巳之御成ケ相究ル間、本郷并人作百姓共ニ立合、順路ニ致免割、来

ル潤極月十五日以前ニ可皆済者也、

延寶五巳年十二月

荻孫四[㊦]

青柳村

名主
百姓中

13延宝七年（一六七九）十一月

甲州西郡筋青柳村未之御成ケ割付之事

甲州西郡筋青柳村未之御成ケ割付之事

古高三百八拾貳石九斗七升式合

同六石八升六合

同式石壹斗七升式合

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合

畑三斗

御繩辻

御蔵屋敷

江戸廻米舟場御蔵屋敷

当巳坪検見枯引

有高

田方

畑方

田方

田方

当巳改出シ畑見取

小物成

当巳ノ改畑ニ成場引

内畑八斗八升 江戸廻米舟場御蔵屋敷

畑壹斗壹升七合 永 荒

田四石八斗貳升貳合 当未水いかり

田三拾貳石九斗三升九合 当未坪検見枯引

小以三拾九石五升八合 有高

残六百八拾貳石四斗七升三合 有高

わけ 貳百九拾六石四斗貳升九合 田 方

此取百九石三斗貳升四合 田 方

三百八拾六石四升四合 畑 方

此取八拾石四斗六升三合 畑 方

取米合百八拾九石七斗八升七合 高貳ツ六分三厘余

有高貳ツ七分八厘余

古高四ツ八分五厘余

外 米壹斗四升四合 畑見取

米八斗四合 小物成

右之通、当未之御成ケ相究問、本郷并入作百姓共ニ立合、順路致免割、来ル極

月十五日以前可皆済者也、 延寶七未年十一月 荻孫四印

青柳村

名主 (中なし)

百姓

14天和元年(一六八一)十一月 甲州西郡筋青柳村酉年御成ケ割付之事

甲州西郡筋青柳村酉年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石貳斗三升 高 辻

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合 田 壹石八斗四升四合 当西永川成

田三拾九石五斗六升七合 西当流

田貳百四拾貳石六斗貳升壹合 西当水いかり

畑三斗 御蔵屋敷

内畑八斗八升 江戸廻米舟場御蔵屋敷

畑三石四斗三升八合 永川成

内三石三斗貳升壹合 当西永川成

畑三拾七石三升壹合 西当流

畑五拾三石貳斗七升貳合 西当水いかり

小以三百七拾八石九斗五升三合四 有高

残三百四拾貳石五斗七升八合 有高

わけ 五拾石壹斗五升八合 田 方

此取拾六石七斗八升四合 田 方

貳百九拾貳石四斗貳升 畑 方

此取六拾七石四斗八升八合 畑 方

取米合八拾四石貳斗七升貳合 高壹ツ壹分七厘内

外 米壹斗壹升五合 畑方見取

米八斗四合 小物成

右之通、当西御成ケ相極之間、本郷入作共ニ立合、致免割、来ル極月十五日以

前、可皆済者也、 天和元年十一月 野 七郎兵印

青柳村

名主 中

百姓

15貞享元年(一六八四)十一月十五日 甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石貳斗三升 高 辻

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合 田 壹石八斗四升四合 永河成

田三拾三石九斗九升六合 子当流

畑三斗 御蔵屋敷

内畑八斗八升 江戸廻米船場御蔵屋敷

畑三石四斗三升八合 永河成

畑四石七斗三合 子当流
畑九拾四石式斗七升八合 当子日損
小以百拾九石四斗三升九合
残六百式石九升式合

わ け 三百拾八石三斗五升 田 方

此取百四拾六石九斗四升五合 高四ツ六分式厘内

式百八拾三石七斗四升式合 畑 方
此取七拾七石八斗三升九合 高式ツ七分四厘ヨ

取米合式百式拾四石七斗八升四合 高三ツ壹分式厘内

外 米壹斗四升三合 畑方見取
米八斗四合 小物成

右之通、当子之御成ケ相極之間、本郷入作共立合、致免割、来ル極月十五日以前、可皆済者也、

貞享元年十一月十五日 野 七郎兵衛

(青柳村の記載なし)
名主 中 百姓

16 貞享三年（一六八六）十一月 甲州西郡筋青柳村寅年御成ケ割付之事
(端裏書)〔青柳村〕

甲州西郡筋青柳村寅年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石式斗三升 高 辻
一高七百式拾壹石五斗三升壹合 永川成
田壹石八斗四升四合 寅当流
田六石壹升壹合 永川成
内畑三石四斗三升八合 永川成
畑三斗 御蔵屋敷
畑八斗八升 江戸廻米船場御蔵屋敷

小以拾式石四斗七升三合 有 高
残七百九石五升八合 わ け

三百式拾六石三斗三升五合 田 方
此取百六拾六石四斗九升壹合 高五ツ壹分壹厘内
三百八拾式石七斗式升三合 畑 方
此取百壹石式升四合 高式ツ六分四厘内
取米合式百六拾七石五斗壹升五合

外 米六斗壹升七合 見 取
内式斗式升五合 田 方
三斗九升式合 畑 方

米八斗四合 小物成

右之通、当寅御成ケ相極之間、本郷入作共立合、致免割、来ル極月十五日以前、可皆済者也、

貞享三年十一月 野 七郎兵衛

(青柳村の記載なし)
名主 中 百姓

17 元禄五年（一六九二）十一月 甲州西郡筋青柳村申年御成ケ割付之事
(端裏書)〔青柳〕

甲州西郡筋青柳村申年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石式斗三升 高 辻
一高七百式拾壹石五斗三升壹合 永川成
田壹石八斗四升四合 堰 代
田壹石四斗式升壹合 申当流
内田九斗式升三合 永川成
畑三石四斗三升八合 永川成
畑三斗 御蔵屋敷
畑八斗八升 江戸廻米舟場御蔵屋敷

小以八石八斗六合 有 高
残七百拾式石七斗式升五合 わ け

三百三拾石式合 田 方
此取百三拾七石四斗壹升四合 高四ツ壹分六厘余

三百八拾貳石七斗貳升三合 畑方
 此取百石四斗九升 高貳ツ六分三厘内
 取米小以貳百三拾七石九斗四合 畑方
 一高五石五升五合 辰改新田
 此取壹石壹斗壹升八合 高貳ツ貳分壹厘余
 取米合貳百三拾九石貳升貳合

外
 米四斗五升六合 見取
 内貳斗四升 田方
 貳斗壹升六合 畑方
 米八斗四合 小物成

右之通、当申之御成ケ相究之間、本郷并入作百姓共ニ立合、無高下致免割、来ル極月十五日以前、可皆済者也、

元禄五年十一月 朝 藤左衛門[㊦]

青柳村
名主
 百姓 (中なし)

18元禄九年(一六九六)十一月 甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

(端裏書)(青柳)(貼紙)〔元禄九子年^カ〕(後筆)〔母嶺甚〕

甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石貳斗三升

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合

畑三斗

内田壹石四斗貳升壹合

畑八斗八升

小以貳石六斗壹合

残七百拾八石九斗三升

わけ

三百三拾貳石七斗六升九合

此取百四拾九石壹斗四升四合

三百八拾六石壹斗六升壹合

此取九拾四石七斗七升八合

取米合貳百四拾三石九斗貳升貳合
 一高五石五升五合 畑方 寺社除地辰改新田
 此取壹石貳斗九合 高貳ツ四厘内
 一高壹石六斗四升八合 畑方 戌改新田
 此取壹斗六升五合 高壹ツ余

外
 米八斗四合 小物成
 右之通、当子御成ケ相究間、本郷并入作百姓共ニ立合、無高下致免割、来ル極月十五日以前、可皆済者也、
 元禄九子年十一月 遠 次郎右衛門[㊦]
 青柳村
名主
 百姓 (中なし)

19元禄十年(一六九七)十一月 甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

(端裏書)(青柳村)

甲州西郡筋青柳村子年御成ケ割付之事

古高三百九拾壹石貳斗三升

一高七百貳拾壹石五斗三升壹合

内畑三斗

田壹石四斗貳升壹合

畑八斗八升

田貳拾六石貳斗三升五合

畑三拾石四斗五升八合

田貳拾九石七斗九升八合

畑三拾三石貳斗八升三合

小以百貳拾貳石三斗七升五合

残五百九拾九石壹斗五升六合

わけ

貳百七拾六石七斗三升六合

此取百三拾石八斗五升壹合

三百貳拾貳石四斗貳升

此取九拾壹石九斗九升貳合

畑方 御繩辻

堰代 江戸廻米船場御蔵屋敷

同断 当丑水いかり

同断 当丑再水いかり

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

取米合式百貳拾貳石八斗四升三合

一高五石五升五合 寺社除地畑方

此取壹石貳斗壹升三合

一高壹石六斗四升八合 畑方

此取貳斗四合

外

米八斗四合

小物成

右之通、当丑年御成ケ相究間、本郷并入作百姓共ニ立合、無高下致免割、来ル極月十五日以前、可皆済者也、

元禄十五年十一月

遠 次郎右衛門[㊟]

青柳村

名主
百姓 (中なし)

残壹万四千九百七拾七表

此駄賃金五拾三両貳分永百八拾壹文

右是者、遠藤次郎右衛門様御代官所去申之冬今当酉之春迄、江戸廻御米、中野郷今蒲原江附届候駄賃金、髓ニ請取申候、若勘定相違之儀も候ハ、何時も仕直シ可申候、以上、

寶永二酉年閏四月

佐野十右衛門[㊟]

上乘西郡筋青柳村

十郎右衛門殿

3宝永二年(一七〇五)六月

甲州申御年貢江戸廻御米御蔵納札写

(宛名書)(上乘十郎右衛門殿)

甲州申御年貢江戸廻御米御蔵納札写

申十二月十二日

一米貳百四拾六俵

但三斗五升入

加藤利左衛門殿
大久保平六殿 札

同月十三日

一米貳百五俵

同入

同人札

同月廿一日

一米四百七拾八俵

同入

同人札

同月廿四日

一米六百六拾八俵

同入

同人札

西二月六日

一米三百五拾四俵

同入

同人札

同月十三日

一米百六拾五俵

同入

同人札

同月十八日

一米六百九拾八俵

同入

同人札

同月廿八日

一米七百貳拾俵

同入

同人札

西三月四日

一米千五百五拾六俵

同入

同人札

同月廿四日

一米八百九拾八俵

同入

同人札

B廻米

1宝永二年(一七〇五)閏四月

(井上遠江守先知行所年貢積送運賃并番賃請取)覚

覚

一五百八俵

御米

小判八両壹分銀貳分九厘

運賃

錢五百貳拾八文

番賃

此銀六匁三分五厘

ノ小判八両壹分銀六匁六分四厘

右是者、井上遠江守様先御知行所、去申御年貢江戸廻米、駿州中之郷迄積送

申候運賃并番賃髓ニ請取申候、以上、

寶永二酉年閏四月

小河内三左衛門[㊟]

仙洞田重郎右衛門殿

2宝永二年(一七〇五)閏四月

御米請拂駄賃金請取覚

御米請拂駄賃金請取覚

一御米壹万五千五拾七俵 甲州村出本御送状辻

内八拾表^帳 河船破船濡米

酉四月七日	一米五百五拾三俵	同入	同人札
同月十日	一米七百四拾壹俵	同入	加藤儀左衛門殿 大久保平六殿 札
同月十三日	一米七百拾三俵	同入	同人札
同月十六日	一米五百七拾貳俵	同入	同人札
同月廿日	一米千貳俵壹斗八升六合	同入	同人札
同月廿八日	一米八百九拾九俵	同入	同人札
酉閏四月三日	一米七百三拾貳俵	同入	同人札
同月十三日	一米五百八拾壹俵壹斗壹升七合	同入	同人札
同月廿日	一米百八拾六俵	同入	同人札
同月廿九日	一米九百五拾七俵	同入	同人札
酉五月七日	一米三百九拾七俵	同入	同人札
同月十日	一米九百六拾六俵	同入	同人札
酉六月五日	一米九百六拾三俵	同入	同人札
同月六日	一米百六拾六俵壹斗四升七合	但四斗入	同人札
同月十日	一米拾六俵	但三斗五升入 但三斗五升入 但四斗入	同人札
納合壹万四千八百六拾六俵三斗三合著			
百六拾六俵壹斗四升七合著			

此御札数式拾五枚

右之通、去申御年貢米江戸廻御藏納札銘々相改、差上ケ申候、以上、

西郡筋青柳村上乗

寶永式酉年六月 十郎右衛門

(裏書)

表書之江戸廻米納札式拾五枚、慥ニ請取申候、已上、

酉六月十一日

中川儀助^印

甲州在役無加判

長谷河猪左衛門

同 断

塩沢五兵衛

(二十四行ほど空き)

(この部分宛名書)

上乘

十郎右衛門殿

4 宝永二年(一七〇五)七月 甲州申御年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定目録

甲州申御年貢米江戸廻運賃駄賃金御勘定目録

一米壹万五千五拾七俵 但、三斗六升入村出

内式百拾俵者御船ニ而届清水無運賃

一小判六百拾四兩壹分永五拾七文七分五厘

此渡方

小判式百四拾四兩式分永百七拾六文壹分青柳運賃渡

是者、御米壹万五千五拾七俵、青柳・鰍沢分中野郷迄三拾貳俵積之舟四

百七拾艘五分三厘壹毛ニ而積送申候運賃、但、壹艘ニ付金式分永式拾文宛、

小判五拾三兩三分永式百拾七文七分 中野郷駄賃渡

是者、御米壹万五千五拾七俵之駄賃、中野郷分蒲原迄、三俵附五千拾九

駄ニ而附届申候駄賃、但、金壹兩ニ九拾三駄之積り、

小判七拾九兩式分永百八拾八文五分 蒲原運賃渡

是者、御米壹万五千五拾七俵、蒲原分清水迄積送申候運賃、米六拾壹石

三升八合之分、但、壹俵ニ付四合壹夕之積り、蒲原所相場三斗六升入百

俵ニ付四拾七兩替之直段を以、金運賃ニ而相渡ス、
小判式百三拾五兩三分永式百廿四文 清水運賃渡

是者、御米壹万五千五拾七俵之内、式百拾俵者御船ニ而積送り無運賃、
残壹万四千八百四拾七俵之運賃米百八拾石七斗四升六合之分、但、三分
五厘之積り、清水所相場三斗六升入百俵ニ付四拾七兩替之直段を以、金
運賃ニ而相渡ス、

右是者、去申御年貢米江戸廻、上乘拙者御請負仕、御運賃駄賃金湊之間屋方江
相渡、御米不残江戸着致、御藏納札指上申候、若勘定相違之儀御座候者、何時
茂仕直差上可申候、以上、

寶永式酉年七月

西郡筋青柳村

上乘 十郎右衛門^印

5 宝永四年（一七〇七）四月

（上条中割村他三ヶ村年貢廻米欠米金未納督促願）乍恐以書付御訴訟

乍恐以書付御訴訟

一若君様 御代、申御年貢江戸御廻米、遠藤治郎右衛門様御代官所上乘拙者ニ
被仰付、江戸御藏江御上納仕候所ニ御米欠米金御代官所六拾ヶ村之内五拾
六ヶ村者請取、残上条中割村・上条北割村・穴山村・小田川村、此四ヶ村相
濟不申候ニ付、去戌正月御訴訟申上候得者、右四ヶ村之者共御召出、急度埒
明可申旨被為仰付、難有奉存、度々催促仕候所、麦作出来不申候内者埒明申
義罷成間舖と我俣申ニ付、御訴申上候得者、四ヶ村願候間、麦作出来申迄相
待可申旨、被仰付候ニ付、五月迄延引仕、五月分度々催促仕候得共、何角と
滞埒明不申候御事、

一去戌秋、又候御訴詔申上候所、右四ヶ村御支配人茅野庄藏様・蒔田用右衛門
様分御書付被下置、拙者義村本江罷越催促致請取可申旨被仰付候ニ付、右四ヶ
村名主方江罷越、数度催促仕候得共、御書付茂用不申何角と滞、極月ニ罷成
候而者、何分ニ茂相濟申義罷成間敷と申候御事、

一先御代官遠藤治郎右衛門様分、去戌正月分御勘定仕上可申旨被仰渡候ニ付、
村々分干米金不残請取申候迄御延引被下候様ニと奉願候得共、御承引無御
座、数度御催促ニ付、無是非去戌五月御勘定仕上、皆濟御札取置申候、右四ヶ
村欠米金請取不申候得者、大分之金子拙者弁ニ罷成及退轉、迷惑至極ニ奉存
候御事、

右之通、御慈悲ニ四ヶ村之者共御召出、欠米金不残相濟申候様ニ被為仰付、拙
者儀御助被下置候者、難有奉存候、以上、

寶永四年亥四月

西郡筋青柳村

十郎右衛門^印

（以下空白 宛名なし）

6 宝永四年（一七〇七）四月 「題未詳」

（上条中割村他三ヶ村年貢廻米欠米金未納督促願）

（前欠力）

遠藤次郎右衛門様御代官所上乘拙者ニ被仰付、江戸御藏江御上納仕候所、御
米欠米金御代官所六拾ヶ村之内五拾六ヶ村者請取申候、残テ上条中割村・上
條北割村・穴山村・小田川村、此四ヶ村相濟不申候ニ付、去戌正月御訴訟申
上候得者、右四ヶ村之者共御召出シ、急度埒明可申旨被為仰付、難有奉存、
度々催促仕候處、麦作出来不申候内ハ、埒明申義罷成間敷と我俣申候ニ付、御
訴申上候得者、四ヶ村願候間、麦作出来申迄相待可申旨被仰付候ニ付、五月
迄延引仕、五月分度々催促仕候得共、何角と滞埒明不申候御事、

一去戌秋、又候御訴詔申上候所、右四ヶ村御支配人茅野庄藏様・蒔田用右衛門
様分御書付被下置、拙者義村本江罷越催促致請取可申旨被仰付候ニ付、右四ヶ
村名主方江罷越、数度催促仕候得共、御書付茂用不申何角と滞申候ニ付、又
候当四月茅野庄藏様・山崎清兵衛様分御書付申請、兩度催促仕候得共、弥以
何角と滞埒明不申候御事、

一先御代官遠藤次郎右衛門様分、去戌正月分御勘定仕上ケ可申旨被仰渡候ニ
付、村々分欠米金不残請取申候迄御延引被下候様ニと奉願候得共、御承引無
御座、数度御催促ニ付、無是非去戌之五月御勘定仕上ケ、皆濟御札取置申候、
右四ヶ村欠米金請取不申候得ハ、大分之金子拙者弁ニ罷成及退轉ニ、迷惑至
極ニ奉存候御事、

右之通、御慈悲ニ四ヶ村之者共御 召出シ、欠米金不残相濟申候様ニ被為仰付、
拙者儀御助被下置候ハ、難有奉存候、以上、

宝永四年四月

西郡筋青柳村

十郎右衛門^印

7 宝永七年（一七一〇）閏八月 御米江戸納目録

御米江戸納目録

一米八千六百七拾貳表^(俵) 村出岩測着

三拾七表 富士川濡米甲州ニ而金納

残八千六百三拾五表 蒲原着

貳百壹表 同所御拂米貳千表之内

七表八升壹合六夕 同所三夕米新左衛門殿江渡ス

八拾八表七合四夕 同所運賃米三合八夕積り

残八千三百三拾八表七分五厘三毛 清水着

六拾表四分五厘六毛 此米貳斗七升壹合 同所運賃米三分三厘積り

貳百壹表八分四厘五毛 同斷三分五厘之積り

此舟積五千七百六拾七表

残八千七拾六表四分五厘貳毛 江戸届

内四百七拾七表四分五厘貳毛御船ニて届無運賃

四百五拾貳表 遠州地頭方破舟濡捨り米

八拾表 豆州長津呂破舟濡捨米

百三表 同国子浦焼失米

残七千四百四拾壹表四分五厘貳毛 江戸納辻

此米壹斗六升貳合七夕

内四拾六表 餅米

五拾四表 御膳米

一大豆百七俵 江戸納

右之通り、栗原筋丑之御年貢御廻米、相違無御座候、以上、

小佐手村

寶永七寅ノ年閏八月 次左衛門

(以下宛名欠・記載なし)

8 (寛保三・一七四三) 亥二月四日 (八ヶ村石代金請取手形) 覚

一金百三拾貳兩壹分永八拾文也 八ヶ村石代金

三斗六升入

此米四百壹俵 但、百俵ニ付

文金三拾三兩かへ

右石代金相納、請取申候、右米四百壹俵、青柳川岸問屋ニ請取候上、此手形可

被相返候、以上、

亥

二月四日

青柳村

十次郎

七兵衛

9 (寛保三・一七四三) 亥二月 (上竹森村の廻米三二俵) 覚

一御米三拾貳俵

右者、上竹森村戌御廻米之内、青柳河岸迄積下候分、拙者共世話ニ而青柳与右

衛門方江壳渡申所、相違無御座候、右問屋方江御切手被遣被下置候様、奉願上

候、以上、

国府村問屋

九兵衛

亥二月 齊藤新八郎様

御役所

10 (延享二・一七四五) 閏十二月三日

(大久保孫兵衛支配所年貢金預る) 差出シ申一礼之夏

差出シ申一礼之夏

一甲州御代官大久保孫兵衛様御支配所、当丑御年貢金江戸御上納之由、此度当

所旅宿被成候ニ付、右御金私共江御預被成、慥ニ奉預候、随分大切ニ相守、

相違無之様可仕候、万一相違仕候ハ、私共江戸御表江罷越、急度御上納可

仕候、為其一札指出申所、仍而如件、

武州府中領

上石原宿

閏 十二月三日

問屋 儀左衛門

年寄 九左衛門

大久保孫兵衛様御内

仙洞田新左衛門殿

11 (延享二・一七四五) 閏十二月

(江戸より大久保孫兵衛上飯田役所まで駄賃馬走疋) 添触覚

(包紙)

大久保孫兵衛手代

田草川郷左衛門

添觸

武州高井戸

甲州上飯田迄

覚

一賃馬走疋

右者、就御用、江戸今甲州上飯田大久保孫兵衛御役所迄罷通候間、右馬宿々無滞指出可給候、尤、御証文類致持参候間、川渡・泊り宿等、別而入念可被申候、以上、

閏十二月

大久保孫兵衛手代

田草川郷左衛門印

印割

武州高井戸宿

小佛通り

甲府町

右宿々

問屋中
年寄

12 元禄八年 (一六九五) 十二月

(戸田甚三郎借用) 請取申金子之事

請取申金子之事

合卷両者

但、小判也

右是者、今度戸田甚三郎殿御借用金也、利金之儀ハ、年志割之積りを以、来子ノ暮分酉ノ暮迄拾年ニ元金拾分壹ツ、年々利金差添、毎年十二月中ニ返済之候、本手形此方ニ取置、如此ニ候、以上、

元禄八亥年十二月

遠藤次郎右衛門印

西郡筋青柳村

十郎右衛門方

前書之通、相違無之候、以上、

櫻井孫兵衛印

C富士川水運

1 延享二年 (一七四五) 十一月 (十嶋番所での船改めは下りのみにして欲しい旨) 乍恐口上書を以奉願上候

乍恐口上書を以奉願上候

一三河岸御廻米川下船之儀、去子年分船壹艘毎ニ御極印札御打被遊、十嶋御番所ニ而御改を請、往来仕候処ニ、当年分御鑑札下ケ札、下リニ御番所差置、登リ船之節請取、往来仕候而も差支無之哉旨、御尋ニ御座候、此儀先達而も申上候通、上下ニ船附、御改を請候而ハ迷惑之旨、書付を以御願申上候処、此度十嶋御番所分下リ船・登リ船共ニ相改候而差支無之旨、被仰上候ニ付、又々此度御吟味ニ御座候、三河岸今川下ケ之節ハ、河岸々御役人中様分御送状被差遣候ニ付、則、右御送状差出、御改を請候儀ニ御座候得ハ、御極印又ハ提札ニ被仰付候共、御送状程之船数、提札毎朝御役人中様分舟頭共へ銘々御渡被下、船壹艘毎ニ下リへ計御番所御改を請候様ニ被仰付被下置候様奉願上候、登船之儀ハ空船并ニ商荷物計積登七候ニ付、御廻米ニハか、わり不申候へ共、難儀之旨、一同ニ奉願候間、上下共ニ御改請候儀ハ御免被下置候様ニ奉願候、御吟味ニ付、再往御吟味ニ付、猶又、一札差上申候、以上、

鰍沢村

名主

延享二年丑十一月

新左衛門

問屋

傳之丞

同

伊兵衛

青柳村

問屋

太郎左衛門

上飯田
御役所

2宝曆四年(一七五四)七月(岩本・岩測河岸出入)(二通あり)

(前欠)

之心底、乍恐御賢察可被下候御事、

一此度岩本・岩測河岸場及出入ニ、駿府 御代官様ニ而御裁許被仰付候者、東
河岸分塩荷物・其外他国諸荷物積上仕間敷之旨、并甲州鰍沢・青柳河岸之船
宿、向後不可仕旨、御裁許被仰付候由、承知仕候、依之奉願上候者、富士川
船之儀者、前條ニ茂申上候通、川丈十八里之間者東西村々分諸荷物積上候処ニ
東河岸相潰シ申候而者、当河岸舟頭・諸商人ハ不及申上、其外御国中之諸民
悉難儀ニ罷成申候、此儀者、只今迄ハ東西河岸へ当国并信州分諸荷物積下、
東西取寄次第売買仕、登り荷物之儀も、右之通東西河岸分塩・茶・瀬戸物、
其外荷物積上、諸商買仕候処ニ、下り荷物之義ハ、前々之通其分ニ被仰付、
登り荷物積上之儀、東河岸御潰シ、西河岸岩測計ニ被仰付、殊ニ塩売買之儀
茂、岩測計ニ相決申候ハ者、又売、或者駄賃・運賃・藏敷・番賃等心保可取申
与奉存候子細者、塩積上運賃、甲金壹分・鏝ニ而者壹貫三百文請取可申之処、
慶長小判御引替之節、拾六兩式分を以御引替被遊被下候、此相庭岩測計ニ限、
今以取方ニ者掛合取候ニ付、甲金壹分之銀、文銀拾九匁八分、錢ニ而ハ壹貫四
百八拾文余、諸商人分請取之船頭方江者甲金壹分ニ錢八・九百文ならで相渡
不申候、然者商人方分茂世上ニ無之儀を取来り、其上船頭運賃減少致、相渡
難儀仕候、此儀御願申上度奉存候得共、困窮之舟頭故、一日く与延引仕、
時節相待罷在候処、此度諸荷物岩測河岸ニ限り積上被仰付被下置候与奉承知
候、然者只今迄茂世上ニ無之私欲仕、猶又、此上之儀如何様之非分可仕茂難
計奉存候、畢竟、只今岩測河岸計ニ而右躰之非分仕候、東河岸とハ塩壹俵ニ
付四分程高直ニ相掛り申候、塩之儀者御国中ニ而遣い候塩何程与申義も難計、
若干之儀ニ御座候得者、猶以此末々如何様之私欲被致候而者、一国之難儀与奉
存候、商売人之儀者、直段下直、諸掛り等相懸り不申候儀第一詮儀仕、五厘
壹分を争ひ売買仕候儀ニ御座候、尤、只今岩測村塩商人多く、東河岸ニ者少
く御座候ニ付、岩測分塩荷物重ニ積上申候得共、此儀者村柄之善悪、其所之
人々之身元、過不及ニ茂より、村繁昌与不繁昌与ニ時々相替候儀茂御座候、唯
今之通、東西河岸分積上申候得者、縦岩測繁昌いたし、商人多く、塩多分積

上申候而茂、外河岸致方見合、少分之違者御座候共、心之保ニ諸懸り等も取
申間敷与、乍恐奉存候、是迄東河岸有之候而茂、村柄能商人手前身上宜敷自
由足り申候威勢ニまかせ、東河岸分相募申候処ニ、猶以東河岸相潰シ申候ハ者、
此末如何様之私欲勝手可致茂難計奉存候御事、
一 鰍沢河岸之儀、長百姓之内年番ニ問屋役相勤申候ニ付、連判ニ而差上申候、
青柳河岸問屋之儀者、古来分老人ニ而相勤申候ニ付、一判ニ而差上申候御事、
右願之儀、御江戸表迄奉願上候儀者恐多く奉存候得共、大勢之船頭并百姓共困
窮難儀至極仕候、右渡世を以、御年貢御上納仕候者共ニ御座候得者、御慈悲を
以、前々之通、駿州東西河岸無差別、諸荷物積登七候様ニ被仰付被下置候者、
難有奉存候、以上、

寶曆四年

戊七月

甲州鰍沢河岸

源 八

与市左衛門

傳之丞

六之丞

新左衛門

政右衛門

永治郎

船頭代

清右衛門

青柳河岸

問屋

弥太郎

船頭代

勘兵衛

甲州御代官

上倉彦左衛門様

御勘定奉行

大井伊勢守様

同 断

曲測豊後守様

御屋舖ニ而御吟味

御留役

花木傳治郎様

同断

大原彦四郎様

右御兩人御懸ニ而御吟味御座候、以上、

江戸出府

歟 沢

傳之丞

同

重郎右衛門

同

政右衛門

青

柳 新左衛門

七月 十日 甲州出立、同十五日着、

同 十六日 本庄(所之)石原町御代官様御屋敷江罷出、

同 十八日 御奉行所大井伊勢守江願書差上、

同 十九日 曲測豊後守様御呼出、寂初御吟味、

(ほほ同文二通、もう一冊は本文書を筆写したものである。但、題は後者のものを用いた)

3 天保十三年(一八四二) 九月二十九日 (青柳河岸問屋出入り) 為取替申議定之事

事

為取替申議定之事

青柳河岸場之儀者、先前太郎左衛門一手ニ進退致来候処、今般御改政御趣意ニ付、商荷物置場之内御蔵道北之方、會所引取地所相渡、尤、右御蔵臺地先之方者、訴詔方ニ而進退致、境筋江矢来結切、残り之分者太郎左衛門進退可致筈取極、都而今般濟口証文之趣意、無違失相守、相互ニ睦敷稼方可致筈、右之通議定取極申処相違無御座候、依之為後証、為取替置申処、如件、

甲州巨摩郡青柳村

天保十三寅年

小前式百三拾四人惣代

九月廿九日

名主

訴詔方 真太郎

百性代

同 儀左衛門

百性

同 宇兵衛

同村 問屋太郎左衛門後見

長百性

相手方 理 八

百性

同断 十兵衛

(同文二通)

4 天保十三年(一八四二) 十月 (青柳河岸問屋出入り) 濟口

濟 口

御吟味中之処、青柳河岸之儀者、富士川通船開關以來、御廻米御用并商諸荷物、其外都而太郎左衛門一手ニ進退仕来候儀者、証拋書物ニ而無相違段、夫々相分り候得共、問屋并株式与申儀、都而御停止被仰出候上者、争論可及筋無之段、御趣意相弁、依之以来河岸場之儀訴答入会之河岸問屋渡世与相定、一同無隔心入会、諸荷物請払方仕、都而御趣意ニ相振不申様可致、且、御廻米御用引請方之儀、太郎左衛門引請年限中者同人ニ相任、年季明切替之度毎、安値段を以引受候者有之候ハ、村役人惣連印を以、御支配御役所江跡請相願、御差函受、御差支無之様仕、御廻米之儀者別而大切ニ付、請負人者勿論、長百姓之内耆人宛立会、龜略無乃様相勤候筈取極、一同聊無申分、熟談内濟仕、偏ニ御威光与難有仕合奉存候、然ル上者、右一件ニ付、重而双方今御願筋毛頭無御座候、依之為後証、連印濟口証文差上申処、如件、

小林藤之助御代官所

甲州巨摩郡青柳村

小前式百三拾四人惣代

名主

天保十三寅年十月

訴詔方 真太郎

百姓代

同 儀左衛門

百姓

御奉行所様

前書之通、跡部能登守様江濟口証文奉差上、御聞届相成候間、為後証、為取替置申処、如件、

同	宇兵衛
同村	問屋太郎左衛門後見
相手方	利八
同	十兵衛

夫々書付を以奉願候所、鰍沢・青柳両河岸、荊沢村并河原部村外八拾式ヶ村之者共、度々差越願候始末、一同不埒ニ付、急度（急）可被仰付所、御吟味下ヶをも相願候ニ付、御宥免を以、名主・長百姓ハ急度御叱り、百姓共ハ御叱り被置、願之通御吟味御下ヶ被成下置候段被仰渡、一同承知奉畏候、仍而御請証文差上申所、如件、

嘉永二年

酉二月二日

元高山又藏

當時福田八郎右衛門御代官所

甲州巨摩郡

鰍沢河岸

役人惣代

喜平治

弥一右衛門

小前惣代

糸之丞

九兵衛

卯兵衛

青柳河岸

長沢村

大柵村

東南湖村

最勝寺村

役人惣代

右

青柳河岸

百姓

文平

荊沢村

役人惣代

唯兵衛

黒沢河岸

役人惣代

助右衛門

5 嘉永二年（一八四九）二月二日（河原部村新河岸一件吟味下げ）差上申一札

之事

差上申一札之事

小林藤之助当分御預り所甲州河原部村新規河岸場、元高山又藏、當時福田八郎右衛門御代官所、同国鰍沢河岸其外之者共難洪致候一件之儀、追而河原部村願ニ加り候同国上黒沢村外八拾壹ヶ村惣代之者共、当御奉行所江御差出ニ相成、鰍沢・青柳・黒沢河岸并同国荊沢村・長沢村・最勝寺村・大柵村・東南湖村（前）之者共ハ、旧来之河岸場又ハ継場、其外右最寄村方駄賃稼等致候儀故、河原部村河岸場御差免、富士川通釜無川通船相成候てハ、一同渡世ニ離れ難洪致候間、河原部村河岸場御差止ニ相成候様被仰付度旨、申之、河原部村并上黒沢村外八十壹ヶ村之者共、是迄三河岸限り富士川船進退致候故、右之者共申合、品々不埒之及取計、難洪致候間、河原部村河岸場早速通船相成候様被仰付度旨、申之、御吟味以前、又ハ御吟味中、鰍沢・青柳両河岸、荊沢其外河原部村外八拾式ヶ村之者共銘々申合、御老中様方其外江差越願等致し、當時御吟味中ニ御座候処、黒沢河岸之者共ハ、鰍沢・青柳両河岸トハ場所之模様差別有之、河原部村河岸場、強而差障リニ不成、其外之者共ハ、依願可被及御沙汰筋無之段相弁、差越願等致候者共ハ別而之儀、強而願意申立候段、先非後悔恐入、御吟味下ヶ之儀、

小前惣代
市兵衛
小林藤之助当分御預所
同郡河原部村
役人惣代

長百姓

千代松

小前惣代

所平

八十式ケ村村々

役人惣代

小前

兵右衛門

宮之脇村

長百姓

與兵衛

岩下村

同

藤五郎

御奉行所

(この史料は『増穂町誌』史料編326～327頁の史料とほぼ同文である)

D 質地証文

1 享保十三年(一七二八)十二月 売渡シ申畑之事

売渡シ申畑之事

五番帳 名所八反畑 一中畑壹反九畝拾五歩 御繩請 新右衛門分

此代金拾両者 但シ甲金也

右者、青柳村当申之御年貢ニ詰り申ニ付、我等立合、右之畑相渡シ代金儘ニ受取、御年貢御上納仕、当申之暮分亥之暮迄三年季ニ相定売渡シ申所実正也、此畑ニ付、先状質物ニ茂入置不申候得ハ、村中者不申及、何方誰人成共少も構無御座候、若六ヶ敷申者出来仕候ハ、此加判之者何方迄茂罷出、急度埒明ケ、貴殿江少茂

六ヶ敷懸申間舗候、年季明ケ来ル亥之暮ニ右之地代金不残相済申候ハ考、畑并ニ此証文無相違御返シ可被下候、若其節請返シ申儀不罷成候ハ考、此証文ヲ以御望程、何年茂御支配可被成候、其時^(二欠カ)至、而、一言之子細申間敷候、為後日手形、仍如件、

享保十三年申十二月

同村証人

七郎兵衛^印

鰻沢村

治郎左衛門殿

(裏書)

表書之通、相違無御座候、

名主

理左衛門^印

(印は全て消去されている)

下

2 文化十年(一八一三)三月 質地証文之事

質地証文之事

屋敷四畝七歩之内

一屋敷壹畝拾七歩

代金三拾五両者

右者、去申御年貢御未進ニ相詰り申ニ付、右之代金証人立会不残儘ニ請取御上

納仕候処実正也、年季之義ハ当西三月より当暮迄年季ニ相定申候、此屋敷ニ

付、先状坪付等茂入置不申、親類・縁者・誰人成共少も茂構無御座候、若六ヶ敷

申者出来候ハ、加判之者何方迄茂罷出急度埒明、貴殿江少茂御苦勞掛ケ申間舗

候、年季明代金不残返済仕候ハ、屋敷無相違御返シ可給候、若請返儀不罷成

候ハ、此証文を以貴殿御望ニ御支配可被成候、其節ニ至一言之子細申間敷候、

為後日、仍如件、

文化十四年三月

証人 善

同断 栄兵衛^印

丈左衛門殿

(裏書)

表書之通、相違無御座候、以上、

名主 六左衛門^印

3 安政四年(一八五七)十月 質地証文之事

質地証文之事

屋敷四畝七歩之内

一屋敷式畝歩

但間口四間半
裏行式拾間

御繩請 新右衛門分

代金式拾五兩者

但甲金也

右者、去辰御年貢御未進ニ相詰り申ニ付、右之代金証人立会不殘礎ニ請取御上納仕申候処実正也、年季之儀者当巳十月より午之十月迄壹年季ニ相定申候、此屋敷ニ付、先状坪付等ニも入置不申、親類・縁者・誰人成共少茂構無御座候、若六ヶ敷申者出来仕候ハ、加判之者何方迄も罷出急度埒明、貴殿江少茂御苦勞掛ケ申間敷候、年季明代金不殘相済申候ハ、屋敷無相違御返シ可被下候、若請返シ不申候ハ、此証文を以貴殿永ク御支配可被成候、其節ニ至一言之子細申間舗候、為後日、仍如件、

青柳村

質主

重郎右衛門^印

同

証人

善藏^印

同

同断

治郎八^印

同村

九重郎殿

(裏書)

表書之屋敷、相違無御座候、以上、

名主

多八郎^印

(土地については、G断簡・由緒書も参照)

E 諸証文

1 享保三年(一七二八)(西之御丸普請手伝立金二十両納)覚

覚

金式拾兩者

但小形小判

伴清右衛門包

内 五兩者

西十月

相納申候、

拾五兩者

同十二月

右者、西之御丸御普請就御手伝御用相立候処、相違無之候、但、年五分之加利足御返済被成下候上、此証文引替可申候、仍如件、

享保三戌年

鳥飼三郎左衛門^印

青柳村

小左衛門

前書之通、相違無之候、以上、

三好与左衛門^印

山口八兵衛^印

福井惣左衛門^印

2 文政二年(一八一九)八月 養子証文之事

養子証文之事

一高式拾石

一金百 兩

右者、貴殿御子息養子ニ貫請度段御無心申候処、御承知被下忝存候、然上者、後年別家被致候節者、右高并金子等無相違相讓可申候、若万々一如何様之儀出来仕候共、親類・加判之者立会世間定法之通取計ひ、貴殿江御厄介掛申間敷候、為後日、養子取極証文、仍如件、

丈左衛門^印

親類

長兵衛^印

同断

新太郎^印

文政二卯年八月

(印はいずれも消去してある。別に印のない写が一通ある。)

3 嘉永四年（一八五二）三月 差出申鉄砲証文之事

差出申鉄砲証文之事

御拝借筒

一鉄砲壹挺 玉目式匁八分

預り主 名主 弥十郎

定預り筒

一同 壹挺 玉目式匁五分

同断 問屋 太郎左衛門

右者、先年奉願上候書面之鉄砲御拝借仕、猪鹿威并御蔵場ニ預り置申候、勿論、前々被仰渡之通猪鹿威之外殺生抔決而不仕、親類・縁者・好身之者江茂貸渡申間舖候、若悪事等仕候敷、亦者、貸渡候義被及御聞ニ候ハ、如何様之曲事ニ茂可被仰付候、為其証文差上申所、仍如件、

嘉永四年三月

巨摩郡青柳村

名主

弥十郎

問屋

太郎左衛門

長百姓

太左衛門

百姓代

利右衛門

市川

御役所

久蔵殿

政

八

口入人

行善房下り候間一書申入候、厥許何も無事ニ繁昌之由、悦申候、此地埜柄、無為ニ相勤、御機遣有間布候、依而通明事、不便千萬ニて、其事何とも愁慙尤ニて、手前も今一度逢可申与存候処、致廻向事、今更一入存出候、此方へも早速相逢、卅五日ニも致時、打寄回向申候、通明老母へも御慙之段至極ニ候、不帰道ニ候へハ、此上者題目唱、回向專一ニ候、十郎右衛門・七郎右衛門へも同事ニ申度候尔も、野衾去暮隠居可致与存候処、寺中一統留候故、難迎、今一兩年メ成次第と存候、其内兩人衆京見物ニ被上候へ、待申候、致宿馳走可申候、恐々謹言、

二月十三日

本國寺

仙洞田新右衛門殿

日廷（花押）

2（年未詳）九月二十六日 日廷↓仙洞田新右衛門様

尚々、通明久々ニ而御対顔、可為御満足候、御察候、不及申候へ共、通明參候条、随分御馳走可被成候、

一翰令啓達候、先以其元何方様弥御無為ニ被成御座候哉、其後以書状不申承、無音心外奉存候、然者、通明内々年内ニ致帰国候様ニ御申越之由ニて、就者末ニハ達も如何ニ御座候間、此度幸能連ニ候俟、同道可申由、通明申候故、遣申候、随分神妙ニ学門情出、合点能致候間、其元御馳走頼入存候、来春ハ早々致帰談候様ニ可被成候、御内方様へも右之趣頼入存候、手前取込候、其上通明委可申達候条、不能詳、恐惶謹言、

九月廿六日

日廷（花押）

仙洞田新右衛門様

3（年未詳）九月五日 日廷↓青柳村ニて仙洞田新右衛門尉殿

態以使僧申入候、先日者種々御肝煎、過分至極ニ存候、然者、内々披露申候通、百部つ、のす、め仕候間、貴殿も御信力ニ任シ、百部之人数ニ御入可被下候、当年之儀ニて、別而申兼候へ共、是非頼申度存候間、必百部之人数ニ頼入候、具ニ先日口上ニ申候間、早、如比ニ候、恐々謹言、

九月五日

日廷（花押）

青柳村ニて

仙洞田新右衛門尉殿

F 書簡

① 仙洞田新右衛門宛

1（年未詳）二月十三日 本國寺日廷↓仙洞田新右衛門殿

追啓、七郎右衛門へ申入候、通明我等ニ志、江戸分筆持參之由ニて此方へ被届候、見候而落涙一入ニ存出候、以上、

4 (年末詳) 閏五月十四日 小室 日超↓仙洞田新右殿

猶以、兩種共当年始見申候、此方等者、いまた花も咲不申候、さて、
毎年早事ニ而御座候、千部も来朔日始申候、それまでハ間久候間、其
前必々御出待入候、以上、

初茄子・小角豆預芳贈、祝着仕候、弥御無事之由、大悦申候、尔後者、久々不
懸御目、駟 思存候、廿日頃御出待入候、以上、

閏五月十四日

小室 日超

仙洞田新右殿参

5 (年末詳) 八月二日 玉澤 日超↓仙洞田新右衛門殿

追啓、文超へ宜頼入候、小左衛門殿見合、此方へ御出待入候、以上、
当年者、暑茂尋常ニ過覚候、其表家内無別条、親子御堅身ニ御座候哉、当表無
異事罷過候、乍去、三月堅光院殿死去、六月興善院不幸、仍而此身も苦惱多ク
罷過候、然者、数年たはこ御世話ニ成候得共、当年者遠方故、被成御無用可被
下候、萬一被遣候ハ、上中之内壺箇、岩本常経迄成共、岩瀬八郎左衛門方迄
成共、御届ケ可被下候、屋敷へ三箇遣候得共、今年者人不申候、干瓢式歩程御
調、八郎左衛門方迄成共、常経へ成共、被遣可被下候、以上、

八月二日

玉澤 日超

仙洞田新右衛門殿

6 (年末詳) 霜月一日 小室妙法寺日超↓仙洞田新右衛門殿

(宛名書)

仙洞田新右衛門殿参

小室妙法寺日超

尚以、先日者七郎右久々住山ニ而、御太儀存候、宜御心得頼入候、以上、
一書令啓達候、先以弥御無事候哉、承度存候、然者、今般者千部首尾能成就仕、
自他之大慶、不過之候、頃日迄御勤、萬緒御肝煎忝、御草臥之段、令察候、
猶又、内々一代為妙法永々候に、弥御肝煎、偏頼入候、恐惶謹言、

霜月一日

日超 (花押)

7 (年末詳) 三月八日 日現↓仙新右殿

(宛名書)

仙新右殿参

日現

昨夜流火ニ御遇候由、笑止千万ニ存候、乍去土藏残候由、責之此事ニ候、謹言、

三月八日

(花押)

8 (年末詳) 五月二十六日 日現↓了泉老

御無事ニ候や、然者、此三分一金少々候へ共、去方より来候俣、御見廻之印迄
ニ進上申候、親類衆へ一件申置候、以上、

五月廿六日

日現

了泉老参

9 (年末詳) 二月十八日 大島彦三郎正↓仙洞田新右衛門様

(前欠)

申籠候、弥貴様御清康被成候、迎歳候、珍重之御儀ニ奉存候、当方無異儀、
嘉寿仕候、乍慮外御安慮可被下候、先可申上者、去年者遠路思召寄、御地之名
物沢山ニ被掛貴意、御深志之段不浅、次第奉存候、早束、其砌以書中茂、
右御謝礼可申述候処、遠路与申、彼是取粉、延引之段、御用捨可被下候、此度、
従海源寺宜使御座候間、幸と存、以書中得貴意候、何卒御見合御来賀奉待候、
先者、右御礼等申上度、如斯ニ御座候、恐惶謹言、

二月十八日

大島彦三郎

正 (花押)

仙洞田新右衛門様

参々人御中

10 (年末詳) 某(女性か) ↓本国寺日庭上人様

返々今に□□□いか、残多そんし被参候、かしく、
た、いまハにほひニ御ねん比ニ御事つて被成、かたしけなくそんし被参候、い

よく御機氣よく、萬つしゆひよく、明日御た地のよし、めてたさなから、御(なカ)のこりおほくそんなし候、さいしせいよいよ御きけんよく、やかてこなたへ御つきの御事といたみ入被参候、かうかんしも、いよいよ御そく才(息災)ニ、御寺も御ちんしやと被成、めてたくそんなし被参候、行々萬事頼被参候ま、よろしく御さしつ被成被下候、□□□□ひも御せもしなから、こまくといとかたしけなくそんなし被参候、此はつかし壹疋、御ゆかたニしたて、しんし候ハんとそんなし候へハ、はや／＼御たちあそハされ候□□□□如(カ)さとまてニしんし被参候、おゆかたニあそハし被下被参候、めてたく「」、

本國寺

日庭上人様

〔欠〕

11 (年未詳) 八月十三日 日恵↓日廷師

尚々、其許蓮昌等之存知之檀中へ御対容之節、御心得所希申候、其以往ハ、愛久敷絶音向、御安啓無意許候、此許無為罷在候、随而御あつらふ詠之四天、見事ニ被遊御出来、可為御満足与察入候、定而施主も欣悦之思と存候、自先師御状御越候故、随分念を入候様ニと康榮へ申付候、存外結構ニ御出来候、彼彩色之仏像をも被成候ハ、御上セ御尤ニ候、其在京之持ニハ、念を入候様可申付候、萬緒申度候へ共、急便故、早、恐々、

八月十三日

日恵(花押)

小室

日 廷師侍座中

② 仙洞田十郎右衛門宛

12 (年未詳) 八月二八日 日廷↓仙洞田十郎右衛門殿

尚々、今度江戸ニも通明も罷出申候、一段と無事ニ学問致候而満足申候、以上、

飛脚罷歸り申候間、一筆致呈覽候、先以其元御無事之由、珍重ニ存候、当地無異罷有候間、可安御心候、然者、小川内太郎左衛門死去之由、承驚入存候、久々之なしミ之義候へハ、一入残多存候、此方江も位牌立候て、念比ニ廻向申事ニ候、皆々ニも力落候段、察シ入存候、嘸内義ニも愁歎可被致と存候、生死無常之世中、無是非存候、節角題目御唱候而、跡弔被申候様ニと御心得可給候、御親父

新右衛門へも、以書状可申入候得共、替事も無御座候間、同紙ニ申入候、可然様ニ御心得可給候、猶、期後委細候、恐惶謹言、

八月廿八日

日廷(花押)

仙洞田十郎右衛門殿

13 (年未詳) 十二月二七日 日現↓宗泉老

〔宛名書〕

宗泉 老参

日現

□□□□尼公ニも一件申置候、客来之故、早々申候、能所へ子種被下、別者満足仕候、恐々、以上、為歳暮之御祝儀、二進芳贈、過当之至候、此間者御持病も遠り候由、大慶ニ存候、此方ニも替事無御座候、万々来春可申述候、

十二月廿七日

(花押)

14 (年未詳) 霜月二日 日現↓小室御隠居様

尊書忝拜見仕候、先以寒氣甚敷候へ共、御氣分宜被成御座候由、千万目出度、恐悦之至ニ奉存候、御手酒一樽被贈芳意候、私寒苦可申と忝奉存候、野僧も堅固ニ居候、恐惶謹言、

霜月廿一日

追而、未生敷候へ共、手作之袖押三進上仕候、以上、

小室

日現

御隠居様貴答

③ 仙洞田新左衛門宛

15 (年未詳) 八月二二日 雨宮与一左衛門↓仙洞田新左衛門様

尚々、乍御世話、此段御聞濟罷下候而、伝之丞殿方へ御相談被下候而、忝義御返シ可被下候、年若之ものゆへ、御公辺共ニあんじ申御事ニ御座候、殊ニ御用之義候得者、此方仲間中御詰メ候義ニ候得者、

さして悴罷有不申候而も、御用筋相済可申義と奉存候、何分御取持御返し可被下成候、御頼入申候、以上、

三度便を以啓上仕候、先以御泊候以後者、以書中御様子茂不承、扱々不本意成御事ニ打過候、永々御詰メ、嘸々御難義之段、奉察候、殊ニ御村繼、家内之義も、是又、御あんじ茂可有御座候、然共、貴様御事、随分御堅勝ニ而御勤候由、御尊悴方も度々申来承知仕候、園右衛門義御義も御病死之段、御聞届ケ、嘸々此義御残念ニ可有御座、これのミ申暮シ計ニ御座候、出入之義、御世話ゆへ、以之外成上々之首尾、御同大慶之御事ニ奉存候、先申進候ハ、悴義、永々御付キ添、何用共御心世話、御心付ケ可下候、殊二年若之もの之義ニ候得共、何ニ付ケ、無心元奉存候、先達而此方仲間衆中六之丞殿・永次郎殿、為かわりと御越候義候得者、此義も先速御引替も可有御座候処ニ、未無其義、如何可有御座候、此義、乍御世話、貴様伝之丞殿方へ御相談被下候而、先速罷歸り候様、御心添偏ニ御頼入申上候、重郎右衛門歸り候而も、御公辺之義、右之衆中御詰メ被申候得者、さして御用之義、手失候事ハ御座なく候間、此段具ニ伝之丞殿初メ残之衆中御相談御申合、一日もはやく御返し可被下候、かわりニ被參候御方も定メ、御役所へも御願可被成義、奉存候か、左も候得者、先速重郎右衛門義罷歸り可申義奉存候、とかく悴居不申候とても、別義成事も御座有間敷被存候、此段貴様御答を以、くわしく伝之丞殿方へ被仰聞、御返可被下候、何ケ付ケ、年若之者、御公辺共あんじ申計ニ御座候、方時も此方へ帰国專一ニ奉存候、かへす〱御勘弁可被下候、早々申納候、以上、

八月廿二日

雨宮与一左衛門

仙洞田新左衛門様

16 (年未詳) 九月六日 海野伝之丞・雨宮十郎右衛門↓仙洞田新左衛門様

尚々、申上候、

一筆啓上仕候、以先御清康可被成御座、珍重奉存候、長々御懇意、得貴意忝奉存候、拙者共道中大雨ニ而扱々難儀仕、朔日夜四ツ時着仕候、其節御宅へも立寄委細御内様へ御咄申候、御同名様ニも何れ茂御替り無之候間、左様思召可被下候、問屋殿へも立寄申候所、此義も別条無之候、申迄ハ無御座候へ共、先日中之通御心意ニ而、何卒御相談可被下候、何卒日出度御帰国奉待候、長々事御退屈奉察候、何事も重便萬々可申上候、恐々謹言、

九月六日

海野伝之丞

仙洞田新左衛門様貴下

雨宮十郎右衛門

17 (年未詳) 九月十八日 小河内弥太郎・重次郎↓仙洞田新左衛門様

尚々、乍御太儀、今少シ御勤可被下候、替りと申候而も、庄兵衛計ニ御座候得共、もはや稲こなし初メ申候故、相談出来兼申候、

忠五郎便、一筆啓上仕候、先以去ル十一日出御状被下、忝拜見仕候、貴様御堅勝ニ御用御勤被下候由、当地御家内并拙宅、惣而一門中相替儀無御座候間、御案事被下間敷候、然ハ、今度恩沢村へ御差紙參候ニ付、又々畷沢分重郎右衛門殿御出被成候、貴様ニも、もはや御難儀被思召候而、替り役之儀仰被下候得共、御存知之通、相応之替りも無之、其上七兵衛殿儀、去ル十一日駿府へ被參候故、別而相談も出来兼申候、依之今度わた入遣申候、乍御太儀、今少御勤被下候様仕度候、今度恩沢村御召出ニ付、若入用ニも可有之哉と存候而、去ル申年相岡分參候塩送状四枚、今度重郎右衛門殿ニ差越申候、御覧之上、証據等ニも相成候事ニ御座候ハ、御上ミ江も御上ケ被下候様ニ被成可被下候、右送状ニ別而かもがつ船、其外清万と申送状壹枚、是ハ大木村清万ニ而可有之候、左様候得ハ、別而証據ニも相成可申事と奉存候、金子御入用之由、御申越被下、則、式両遣申候、御請取可被下候、忠五郎其御地着次第、弥次右衛門御返シ可被下候、尤、麦蒔もあら〱ニ罷成候而、そば跡計ニ致候由ニ御座候間、案事不申候様ニ、弥次右衛門ニも御申聞可被下候、

一今度御差紙御持參被成、忠七殿御儀畷沢ニ御泊り被成候、拙宅ニも御留メ申度存候所ニ、無其儀扱々残念ニ奉存候、其御地分畷沢衆中御歸り被成候ハ、乍御世話様子等御知セ可被下候、具ハ忠五郎口上ニ御聞可被下候、恐惶謹言、

九月十八日

小河内弥太郎

重次郎

仙洞田新左衛門様御報

④その他の人々宛

18 (年未詳) 四月八日 玄浄院隠居孝淳院↓付正院様

尚々、順了老道中之御世話、此方ニても申暮候事ニ御座候、能々御礼頼入度存候、^(一行不明)〱、以上、

一翰致啓上候、先以余来者御便も不承候、益其表無御異変御揃御堅勝ニ御入被成候哉、然者、小僧遣候已後、御便茂被成被下候半、相待申候処、其後茂無御座、

無心元奉存候、道中相滞候哉、如何、母親様者案候而氣之毒ニ奉存候、小僧義、並々ニ無御座、如何、御氣ニ入不申候やと、無□□□□いつれニも、定而御左右被下候、□□□□至極氣遣ケ敷奉存候、□□□□御座候、随分御世話被下候様ニ頼入奉存候、尚、御報待人奉存候、竟運院様江宜様ニ被仰達奉願候、恐々謹言、

四月八日

玄淨院隠居

孝淳院

(花押)

付正院様

玉床下^(カ)

19 (年未詳) 四月十四日

日てうか

↓ 妙堯尼人、御中

返く先日御同道の御方へよく御つたい下され被参候、不懈題目御修行能く、かしく、

先日ハひさくにてあい候べく候、堯仙か桂林ニたいめんいたし候心ゆへ存候事も咄し不申御かへりのあとにていか斗御残多さ道中無事にて御つき候や、御息女も息災にて御さ候哉、嘸くと聞まいらせ度候、其節御持参のもめん忝候得とも、御母子の世話存候へハ、いかはかり気のとくニ御座候、此壹包堯仙・桂林命日の時分、花ニてもたのミ入候べく候、何とそ近年の内息女よき同道候ハ、此方へ被参候やうニ待候べく候、只今のやうにてハ日てうも壹兩年は在命と存候、何事も其内めて度かしく、

四月十四日

日てうか

妙堯尼

人、御中

20 (年未詳) 十月二十六日

日てうか

↓ 妙行尼人、御中

返くすいふん寒さしのき、そく才にて御くらしなされ候、此方の事慈雲院ニ御き、被成下され候べく候、かしく、

たより御さま、一筆申入候べく候、久くたよりなく心元なくそんなし候、次第に寒気ニうつり候へとも、いよく御かわりなくくらされ候や、うけ給ハりたくそんなし候、しかしながら、次第二しんくまし、修行も出来候ハんとよろこ

ひそんなし候べく候、すいふんせつ法参詣なといたされしゆ行なされ被参候、此身もことし七十七才ニ而ことの外よハリ候べく候へ共、おこたりなく昼夜修行いたし、おし付りん終と悦存被参候、今一たび御めニか、りたくそんなし候へとも、中く修行のさわりゆへ、とおくまいられ候事もあしくそんなし候、近所の寺参詣御情出し候やうニねかひ候、慈雲院事此度甲州の内せつ法いたし候ゆへ、よき便とそんなし文しんし申候べく候、皆々息才にてくらし候やうニ、御申被下被参候、何事もそふく申おくり候べく候、めてたくかしく、

十月廿六日

日てうか

妙行さま

人、御中

21 (年未詳) 十一日

江より

↓ 仙洞 理さま

返、いよく御きけんよく御子様かたますく御せい人あそはされ候や、うけ給たく候、

その、ちは久く文にもそんなしまいらせ候、こ、もと申あけす候、世もいよく無事にまかりわ候、ひへまいらせ候、御心やすくおほしめし、ミなく様いよく御さ□□めてし事、御きけんよく御座なされは、うけ給たくそんなしまいらせ候、九月はきねん御せんまいしん上仕候、めてたく御おさめ下されたく、仙壽院様いよく御きけんよく、めてたくよろこひまいらせ候、なほかさねて申あけつ、めてたく、

十一日

小生

江より

仙洞 理さま

参人々^(カ)

⑤ 仙洞田弥三郎・徳二郎宛

22 (年未詳) 六月二十四日 井上半助↓仙洞田弥三郎様

拜呈、陳者、此度之御尊書正ニ相達シ、拜読仕候所、仰之如く、拙者国元出立之后、何の意信モセサル故、母并ニ妻子共病根トナリ、種々筆紙尽難キ御厚情ニ相成候由シ、然トモ、養葉の功少モ無之ニ付、遂ニ出国の趣き、実ニ半死半生ノ氣持ニ相成候、其二付、直クニ帰国致シ度候得共、私も不幸ニシテ函館ニ

居宅中ハ実ニ非常之病氣ヲ為シ、金錢ハ申ニ及ハズ、着類等ニ至るマテ、皆々使俣シ、何共致シ方無之所、幸ニシテ、此度ハ熊谷熊五郎氏ニ行、非常之御厚情ニ相成、よやく今日ノ業ヲ為シ居ニ付、直様帰国も成兼候間、甚々申兼候得共、本年ノ秋頃ニハ必ず帰国仕候間、何卒不悪御了知被下度願上候、尚又、私モ当地ニ於テ少モ能き稼も致シ候ハ、少ハ早ク参国シ、御面会之上、萬々御厚札申上ベク候、何共今之所ニハ、只龜書ヲ以テ御札申上候、尚、母并ニ子妻ノ墓所ニ拝礼もシベナレトモ、当地ニ寺ヲ於テ香焼仕候間、御安心被下度候、次ニ甚々少々ナカラ、香典トシテ金五圓丈、別紙手形之通り送上候間、何卒御手納被下度願上候、外ニ沢山申上度事も有之候得共、陳者御面会之節、内拓使ヲ以テ御相談申上候、

二伸、七月末頃ニ相成候ハ、当地切揚ケ、函館在、上磯郡上磯村熊谷熊五郎氏方ニ参候間、御返事之義ハ、早々御送被下度候、願上候也、

六月廿四日

井上半助

仙洞田弥三郎様

23 (年末詳) 九月二十日 井上半助↓兄上様

拜啓、貴書正ニ披見仕候処、今回大降雨ノ為メ、人家並ニ田畠ニ至ル迄、非常成ル水害ヲ蒙リタル由、実ニ驚転仕候、然ルモ、御家族様並ニ御親類様達ニモ、格別タル御負傷並ニ溺死等無由ニ承り、先ハ萬愁ノ内ニ奉喜ビ候、随而ハ、聊御印ノミニ御座候モ、金拾圓丈御見舞金トシテ差上候間、御領収被下度、随而御親類藤巻ト大柵各御兩人様へ、外ニ式圓差上候間、御手数なから壹圓宛御届被下度、(送金ハ惣額拾貳圓也)、就而ハ当道ニテモ、定メシ各新聞紙上ニテ御風聞モ有之ベクモ、錦地ニ異ナラザル古今未聞有ノ水害ニテ、当北海道全盤ノ水害ニ御座候、中ニモ石狩国ノ如、数十里ノ原野一面ノ海ト化シ、救助米運ブニ、小廻船ニテ帆巻揚ケ山奥ニ通シ、在ル電柱ヲ便り通行スル在、且ハ、小蒸気船ニテ運送スル在リ、随テ溺死人・家畜・家壁ノ流失等、将又、田畠ノ損害言語ニ堪ズ候、仍テハ、目下当道庁ニテハ、救助儀捐金ノ募集等ノ尽力、実ニ其慘状見ルニ忍ザル有様ニ御座候、先ハ当用御見舞迄、余ハ后報ヲ以テ、悉其状潔ヲ認ル、

九月廿日

井上半助

兄上様

24 (明治) 四二年(一九〇八) 一月十四日 井上半甫↓仙洞田彌三郎様

(封筒裏)

「山梨県南巨摩郡増穂村字青柳

書留

仙洞田彌三郎様

(封筒裏) (消印) 「渡島上磯四十一年一月十四日口便」

「北海道上磯郡上磯村字下町

一月十四日

井上半甫

新年之御慶、目出度申納候、当方一同無事加齡仕候間、乍憚御安静被下度候、儲先達而ハ結構なる品物沢山御恵與被下、難有、千万御札申上候、家内一同よりも宜布御札申上候、次ニ旧正月ハ亡母上様ノ十三年忌ニ相当仕候間、金拾円也、別紙為替し通り御送金仕候間、御受取之上ハ法要上御香料之内ニ御加へ被下度候、次ニ当夏ニ相成候ハ、墓参旁一度帰省仕度卜存居候、右御年賀旁、如此ニ御座候、謹言、

一月

井上半甫

仙洞田様

25* (明治) 四三年(一九一〇) 二月十五日 井上半甫↓仙洞田弥三郎様

(封筒裏)

「山梨縣南巨摩郡増穂村字青柳

仙洞田弥三郎様 親展平□」

(封筒裏)

「四十三年二月拾□日投函」

「渡島國上磯郡上磯村字下町式百參十番地

井上半甫拜

○ (内容) 先日送付の金員未受取の件、鰍沢局で受け取って欲しい旨、昨名家・倉二軒建築、ご光来を願う、

26* 大正四年(一九一五) 三月三十日 井上半甫 ↓ 仙洞田彌三郎様

(封筒裏)

「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳

仙洞田弥三郎様

(封筒裏) (消印) 「山梨鰍澤 4・4・2 前09」

「北海道渡島國上磯郡上磯村字下町 井上半甫拜」

○ (内容) 前内閣大隈伯爵の依頼で選挙運動、家の整理怠る、兄上さん・姉さん是非お越し下さい、

27* (年未詳) 八月二十六日 ①井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様

(ハガキ) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田弥三郎様

北海道上磯郡上磯町字下町酒類雜貨荒物卸商 ①井上半甫商店」

○ (内容) 返事子供の病気で延引、送金の件手紙にて一報を願う、本日新スル
×送付、

28* (年未詳) ①井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様

(ハガキ) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田弥三郎様

北海道上磯郡上磯町字下町酒類雜貨荒物卸商 ①井上半甫商店」

○ (内容) 暑中お伺い、

29* 昭和三年 (一九二八) 一月六日 ①井上半甫商店 ↓ 仙洞田弥三郎様

(封筒表) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳本町 仙洞田弥三郎様」

(封筒裏) 「北海道上磯郡上磯村字下町 酒類雜貨荒物卸商 ①井上半甫商店」

○ (内容) 本日金拾円同封、本年も三月頃参上いたすつもり、

30* 昭和七年 (一九三二) 二月二日 株式会社秋山銀行 ↓ 仙洞田弥三郎殿

(ハガキ) (表) 「青柳 稲荷社 仙洞田弥三郎殿」

(裏) 「南巨摩郡増穂村青柳 株式会社秋山銀行」 (謄写印刷)

○ (内容) 当行整理案による御預り金支払いの猶予願

31* 昭和七年 (一九三二) 七月十四日 井上信子 ↓ 仙洞田德次郎様

(ハガキ) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田德次郎様

北海道上磯郡上磯町字本町 井上信子」

○ (内容) 先日照会の件、年貢納入金は「ちいさん」に美味な魚でも買ってあげてください、「小供」達の写真送付する、暑中見舞い、

32* (昭和) 七年 (一九三二) 十月十九日 樋口友義 ↓ 仙洞田德二郎様

(ハガキ) 「山梨縣南巨摩郡青柳町 仙洞田德次郎様

東京府豊島区長崎町 樋口友義」

○ (内容) 姉上義御厄介、また金円借用の由、私家から通院、「タツシヤ」に

成り次第帰る、

33* (昭和) 八年 (一九三三) 五月十一日 石井良介 ↓ 仙洞田德二郎様

(ハガキ) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田德次郎殿

東京四谷区三光町大養病院内 「石井良介」

○ (内容) 家内入院見舞いのお礼、一時絶望も小康、一月位は絶対安静、

34* (年未詳) 十月十八日 仲□□七 ↓ 仙洞田信子様

(封筒のみ) 「山梨縣南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田信子様

横浜市港北区烏山町青木喜久雄方 仲□□七」

G断簡

1 正徳二年 (一七二二) 八月 (仏事控)

(前欠)

□七卷

□目七千返

一七人待

一次木二十一

南無月天王二十日待 是ハ当年中
毎月待奉祈

一香華燈明

一陀羅尼品二十一卷

一次木二十一

南無普賢菩薩 是ハ当年中毎月
奉祈二十八日

一八ノ卷巻巻宛

一御題目三千返也

一次木二十一

一香花燈明

南無七面大明神へ当年々三年也

陀羅尼品三千卷

正徳二壬辰八月如意日

壬申金性二十一歳男

敬白

宗泉老

小室村

順孝坊

日従

2 (小作証文)

(前欠力)

田畑合壹町三畝拾七步

右田畑我等小作ニ預り申上者、我等名寄之内江入置、御年貢・諸役等相勤入上ケ、為作徳今吹甲金拾兩つ、毎年急度相済可申候、此小作ニおいてハ、水損・日損・風損、如何様之作違ひ御座候共、右定之通り、少も御無沙汰申間敷候、若御年貢方江少茂不納仕候か、又、作徳金滞申候ハ者、証人弁済可申候、其上右之田畑御取上、何方江成共御預ケ可被成候、且又、定之通り、(以下欠)

3 (名請地控)

(前欠)

(上段)

下田八畝步 御繩請新右衛門

右同断

下田五畝貳拾八步 右同断

右同断

下田八畝七步 右同断

右同断

下田貳畝四步 右同断

右同断

下田貳畝拾壹步 右同断

右同断

下々畑壹畝四步 右同断

右同断

上田壹反拾五步 御繩請太郎左衛門

(下段)

下々畑壹畝三步 御繩請新右衛門

右同断

中畑壹反九畝拾五步 右同断

右同断

上畑壹畝拾七步 御繩請善兵衛

右同断

上畑七畝三步 右同断

右同断

下畑七畝步 右同断

右同断

下畑三畝拾三步 右同断

右同断

下畑壹畝拾三步 右同断

五番帳名所八反畑

上畑三畝拾步 御繩請新右衛門

右同断

下畑貳拾四步 右同断

右同断

無畑拾貳步 右同断

右同断

下畑六畝九步 右同断

(後欠)

一番長名所内河原

下畑貳拾五步 御繩請新右衛門

右同断

下畑七畝貳拾四步 右同断

右同断

下畑四畝貳拾步 右同断

H 由緒書

1 (年未詳) 仙洞田家祖

仙洞田家祖

文明元^(四六九)己^丑歲十一月朔日

重清院殿法仙日洞居士

仙洞院殿妙重日清大婦

長録^(祿)三^(己)卯歲七月十一日

仙洞田於ル旧跡ニ寺院建立

仙洞山延寿寺卜称ス

2 (年未詳) (戒名控)

寶永六己丑年四月八日

元禄五年九月十三日

元禄十年九月十一日

文化十二乙亥年十月吉日

教受院宗^(宗)日實 享保二^(丁)酉九月五日

本寿院宗^(宗)日榮 正徳^(丙)甲五月二日 (正徳六年 享保元年)

寂了宗理 享保二^(丁)酉四月十四日

仙洞田 半七

仙洞田重郎右衛門宗仙

仙洞田小左衛門堯仙

仙洞田 久藏

3 昭和二年 (一九二七) 三月佳辰 緒言

緒言

今回、仙洞田高下区ノ代表者として、望月忠太郎・瀧沢松之助の両君来りて、我家祖を神体として奉祀せらる、姫宮大明神の拜殿改築に付、応分の喜捨お求めらる、依て即夜全姓集合相計りたる処、皆其の意義の深長なることを感じ、下記の賛助をなすとを得たり、古語に温古知新と云ふことあり、今此の聖諺を実現するは、我等同姓の最欣幸とこそす所、而て僅少の金額と雖も、微衷而諒察あらんことを、

昭和貳年三月佳辰

代表

仙洞田順一敬白

4 (年未詳) 仙洞田系図由緒

仙洞田系圖由緒

自祖仙洞之二字方直二名ノ上ニ事有□寿實ニ、万民尋ルニ其根元一、無三源平藤橘ノ四氏ヨリ外一者歟、其枝葉成事明シ、予カ考ルニ往古ノ種姓ヲ、人王五十六代從三清和天王・經基鎮守府ノ將軍始テ賜テ源氏ノ姓ヲ、号ニ六孫王ト、御子有ニ五人一、満仲ヲ為レ始ト、其御子又有ニ六人一、頼光ヲ為レ始御舍弟頼信ヘ付ニ將軍役ヲ、其御子有ニ四人一、頼義ヲ為レ始其御子有ニ四人一、第四新羅三郎義光、其御子号ニ武田冠者義清一、其御子逸見黒源太清光、御子有ニ七人一、第二加賀美ノ次郎遠光、承安元年正月廿六日、於ニ紫宸殿ニ障導ノ魔ヲ対治、賜ニ院宜一、其節不動明王給レ之、王ノ一字御免被下、家紋ニ可レ伝レ之ヲ旨、既ニ中浮添者ハ松乳綱打交セナリ、人王百四代後土御門ノ御宇ニ賜ニ藤原氏一江州志賀ノ郡ヲ領知ス、御輪紙有ニ別紙一、右之不動明王当国河内八日市場村大聖寺ニ安置ス、是レニ有ニ子細一、第七号ニ仙洞田七郎友吉ト、凡仙洞田ヲ名乗ルニ有ニ遺伝一、人王百五代後柏原ノ御宇ニ南部七郎友吉、大内為ニ御宿舎一詰ニ居ス、内裏友吉無双ノ美男也、御后ノ内ニ浅黄ノ前友吉ヲ從ニ御簾ノ内ニ見ニ白一、地一、恋暮類ニ無レ止、伏ニ重病ニ、有ニ主上煩問ノ綸言一、勅答既ニ思ヒ続命限ト、虞チ心無レ隱奏聞ス、依レ之情道ハ尊卑無レ隔蒙リ御慈愛ヲ、友吉ニ賜ニ浅黄前一、仙洞之二字其時被レ下、甲斐国巨摩郡西郡筋高下村ニ而給リ、暫ク成ル民ト、故ニ田ヲ添ヘテ号ニ仙洞田ト、其在処ノ民婦嫉彼ノ美ナルヲ、一同不ニ許容一浅黄前悲ミ之ヲ、深淵ニ沈身メ逝去ス、其以後賤男・賤女・老若ニ取着奪命無レ限、故ニ祝ニ姫宮大明神ト、為ニ其村ノ鎮守産神ト、在所ヲ既ニ号ニ仙洞田村ト、友吉自第五仙洞田善兵衛友正子有文六代ニ、天文五年丙之内申年青柳村ヘ引越、子孫今ニ為ニ百姓一、権現様四奉行ノ御墨付、並ニ信玄公御代官秀隆合作職御免

許之御墨付被レ下、只今所持仕、末々之子孫ニ有ニハ其器量一、以レ之ヲ申立、御当家ヘ可レ奉レ願ニ御奉公一者也、仍而伝聞之由緒、如件、

(別筆)

一八反畑五番繩の内

一下畑式拾四步

一無畑拾式步

御繩請 新右衛門

右地内ノ樹木者植付け改め而稻荷社地内ニ成候事、右之通り、

寛文十三年

丑拾壹月五日

仙洞田十郎右衛門代

5 (年未詳) (仙洞田由緒)

当村ハ田高下坊称シ、真言宗之一派ニシテ、創立不詳、時ニ寛正四癸未年三月十五日開基檀那ト南部次郎重清転宗ニ原因セリ、抑モ重清ハ甲斐源氏ノ嫡流逸見黒源太清光ノ七男南部七郎友吉ノ子次郎重清ナリ、其先御柏原帝御宗ニ朝觀頗ル鄭重、帝ノ感斜ナラズ、寵姫浅黄ノ前ヲ賜リ、亦姫ニ賜ルニ、仙洞之二字ヲ以テ、家紋に伝ヘ可キ中浮添者ハ松乳王綱打交セリ、則チ賜リ、暇ヲ得テ本国ニ帰ル、世ハ戦イ乱レ、姫殺棟ヲ視ルニ忍ビズ、閑地ヲ尋ネテ会々高下村ニ到ル、幸ニ高下坊無住ニシテ当家ハ破損シテ住居ノ人ナシト聞キ、之ヲ里人策シ遂ニ此処ニ居ヲ定メ、而シテ土地開拓シ、賜ル所ノ二字ヲ附シテ仙洞田ナズク、亦姓ヲ更メテ仙洞田次郎重清ト号ス、重清ニ子アリ、仙洞田善衛火友正云ひ、友正ノ子文六ト、清三ノ子文太郎吉之トス、相續キ今以テ連綿タリ、地名仙洞田ノ称アリ、而テ浅黄ノ前夫敬慕シ、且子愛スル情切ニシテ間日月送ルト雖ドモ常ニ帰洛情絶間ナク、長祿三年春ル、精神遂ニ錯乱シ、同シク七月十一日ノ夜、居ヲ距ル三町余リ道利川ニ投ジテ去逝ス、又侍婢某湯姫襦ノ内ヨリ育養シ、其情ニ堪エザル下女ケンハ同ジク三年水ニ趣キ、一段計リ下リテ死ス、後人之姫ケ測ト下女測ト名ズク、現今両測トモニ碑墓アリ、夫レヨリ五年経テ寛正年中重清亡婦菩提ノ為ニ本山六世法嗣日顕聖人ニ高下坊跡地献テ日蓮宗ト外宗シタリナン、

6 (年未詳) (仙洞御所由緒)

●悠基殿▼主基殿兩殿之敷地仙洞御所内ニ定決ス、明年ハ大嘗祭ヲ行ハセラル

河入海同一鹹味と観念し、唱題の後弾指し給へば、水口漏開て流れ落たり、
さるに依而、此所を口漏沢と書て、今に口漏沢といふ、阿闍梨即座に三密を
捨て、正法に帰し給ふ、其後吾祖身延山に入給ひて昼夜法華経を讀誦し給ふ、
阿闍梨一旦八帰伏すといへ共、猶昔の権執捨がたく、法論に口を閉、行力に
負たる事を遺恨に思ひ、并に権化の人坎、常の凡僧かを試見ん為に、粟の餅
に鳩毒をいれ身延御草庵へ直参なり、吾祖是を志ろし召給ひ、白犬を召て汝
法の為に日蓮が命に替れよ、我汝が菩提を弔ハんと仰有て、右の餅を与へ
給へば、方便なるかな白犬これを食し、たちまちに悶乱して死す、阿闍梨此奇
特に驚き、深くさんげし、実に帰伏し、一乗妙典の大戒を受て、もつはら妙
法を唱へ給ふ、是によつて大本尊御授与有て、肥前上人の名を改、日傳と
名付給ふ、志さい有て、此御本尊今ハ延山の重宝と成て毎年正月五日天下太
平の御祈禱本尊なり、吾祖白犬を憐ミて、塔婆を建て弔ひ給ふ、犬塔婆とて
今に身延の宝蔵ニあり、釈尊の御敵となりし提婆ハ賓伽羅菩薩阿闍梨不動菩
薩、此例を以勘るに、日傳聖人も源位高德の大士ならん、□て、日傳小室
にかへり給ひ、祖師の徳用繁栄せん事をおもひ、もつて山号とし妙法経鉢を
以て寺号として合せ呼で徳栄山妙法寺と号し、不惜身命の行をたてて結用付
嘱乃玄旨を弘め給ふ、日傳聖人高祖冥徳不思議なる事をかんしんして、元祖
の尊像を彫刻し、朝夕拜し奉らんと思召して一木を求て三七日加行し、法兄
日法聖人を招て、生身の尊像を彫刻し給ふ、元祖其志をかんじ、自開眼

し示ての給ハく、能日蓮が形を刻めり、日蓮が一期の功德悉く此木像に籠
置、此像に向て題目を唱へば、直に日蓮に対面するなりとの給ひて授たまへり、
然者誠に生身の元祖大士を拜するがごとく、此尊像に向て祈ば日の難・月
の難・年の難・火難・水難等乃諸難を攘、大病・難病たりとも平癒せずと
云事なく、衆人愛敬、立身出世思ひの俣に成就して充滿、其願如清涼池の悦を
なし、後生にては四徳莊嚴乃臺に至り、如我等無冥の楽に誇事疑ひなし、仍某
大願を企、貴賤男女結縁のため帳せしめ、祖師堂再建成就を祈る者也、

宝曆十一年巳歲七月

二十八世

日行(花押)

2 仙洞田 貢家 近代資料目録 (一部近世含む)

目次 1 教育 卒業證書 2 冠婚葬祭 (1) 祝儀帳 (2) 見舞帳 (3) 香典帳
3 近代資料 (1) 明治 (2) 大正 (3) 昭和 (4) 年未詳 4 書籍 (五十音順)

1. 教育 卒業證書

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	修業證書 (尋常小学校第壹学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ證ス)	明治 (1895) 28. 3. 30	山梨県南巨摩郡増穂村 村立 増穂尋常高等小学校	仙洞田徳治郎 明治廿一年一月生	状	1
2	修業證書 (尋常小学校第二学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ證ス)	明治 (1896) 29. 3. 31	山梨県南巨摩郡増穂村 村立 増穂尋常高等小学校	仙洞田徳治郎 明治廿一年一月生	状	1
3	修業證書 (尋常小学校第三学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ證ス)	明治 (1897) 30. 3. 30	山梨県南巨摩郡増穂村 村立 増穂尋常高等小学校	仙洞田徳治郎 明治廿一年一月生	状	1
4	卒業證書 (尋常小学校修業年限四箇年ノ教科ヲ卒業セシコトヲ證ス)	明治 (1898) 31. 3. 26	山梨県南巨摩郡増穂村 村立増穂尋常高等小学 校長 鈴木竹次郎	山梨県平民 仙洞田徳治郎 明治廿一年一月生	状	1
5	卒業證書 (尋常小学校ノ教科ヲ卒業セシコトヲ證明ス)	明治 (1903) 36. 3. 28	山梨県南巨摩郡増穂村立 増穂女子尋常高等小学校 校長 和智茂一	仙洞田たつ 明治二十六年五月生	状	1
6	卒業證書 (尋常小学校ノ教科ヲ卒業セシコトヲ證明ス)	昭和 (1929) 4. 3. 23	山梨県増穂村立増穂尋常 高等小学校長従七位勲八 等嶋津熊太郎	仙洞田重子大正五年十月二十五日生 法定種痘完了大正十四 年四月十三日	状	1

2. 冠婚葬祭 (1) 祝儀帳

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	悦儀見舞受納簿	明治 (1881) 巳14. 10. 佳吉	増穂邑青柳組 仙洞田彌三郎		横	1
2	悦儀見舞扣	明治 (1882) 午15. 3. 吉日	青柳組 仙洞田半甫		横	1
3	大正四年度 悦儀見舞受納簿	大正 (1915) 卯 4. 1. 4	山梨県南巨摩郡増穂村 青柳本町仙洞田徳治郎		綴	1
4	初子祝受納簿	大正 (1916) 5. 10. 吉日	仙洞田氏		横	1
5	御祝連名帳 (仙洞田信子之時 午前二時三十分生)	昭和 (1928) 3. 4. 19			横	1
6	御祝儀見舞控	昭和 (1939) 14. 3. 7	仙洞田静雄 〃 重子		横	1
7	仙洞田林子出生御祝 (昭和拾六年九月式拾一日生午前参時半出)	昭和 (1941) 16. 9. 21			横	1

2. 冠婚葬祭 (2) 見舞帳

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	火事見舞請納帳 (握飯・酒・金・縄・茶・田作り・米)	明治(1892) 25. 11. 27	仙洞田彌三郎		横	1
2	病気見舞帳	昭和(1934) 9. 10. 吉日	仙洞田彌三郎		横	1

2. 冠婚葬祭 (3) 香典帳

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	諸色通 香奠帳(酢・かふし・草利・豆ふ など2冊合冊)	萬延申(1860) 元. 8. 朔日	仙洞田重郎右衛門		横	1
2	町内香奠帳	明治(1873) 6. 2. 10	仙洞田弥三郎		横	1
3	香奠帳	明治丑(1877) 10. 2. 10	仙洞田弥三郎		横	1
4	故陸軍後備歩兵壹等卒 大久保喜三郎君葬儀費収支決算 並ニ香花料寄贈人名 (活字)	明治(1895) 28. 10.	南巨摩郡 増穂村葬儀委員		冊	1
5	香奠帳	明治(1896) 29. 2. 18	仙洞田氏		横	1
6	町内香奠帳	明治(1896) 29. 2. 18	仙洞田氏		横	1
7	香奠帳	明治(1896) 29. 11. 25	仙洞田氏		横	1
8	町内香奠帳	明治(1896) 29. 11. 25	仙洞田氏		横	1
9	香奠帳	明治(1896) 29. 12. 18	仙洞田弥三郎		横	1
10	町内香奠帳	明治(1896) 29. 12. 18	仙洞田弥三郎		横	1
11	御悔受納帳 (高下之火上様之事)	大正(1926) 15. 5. 1			横	1
12	町内香奠帳 (病院領収証など綴込)	昭和(1938) 13. 12. 5	仙洞田氏		横 状	1 5

3. 近代資料 (1) 明治

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	諸色通	明治(1877) 10. 2. 10	仙洞田彌三郎		横	1

2	瓦斯燈献納人名簿 (正一位、狐白稻荷大明神 天下泰平国土安全)	明治(1881) 14. 旧8. 良辰 辛巳	当国青柳稻荷講中 世話人 仙洞田弥三郎 渡辺米太郎 秋山柳甫 同 甚作		横	1
3	諸品通(縄・一連釘・石油・付 木・白砂唐(糖)など)	明治(1881) 14. 11.	河内屋 佐兵衛	本町 御若者中様	横	1
4	金銭出入帳	明治午(1882) 15. 9. 吉日			横	1
5	現行改正 徴兵令訓解全 (活字、山梨県平民内藤傳右衛門)	明治(1884) 17. 1. 14	山梨縣平民 内藤傳右衛門 甲府常盤町四番地		冊	1
6	営業御承認願 (紺屋業仙洞田弥三郎、他文書 多数)	明治(1884) 17. 7. 2	右仙洞田弥三郎 戸長代書役 大木文治郎	南巨摩郡長 依田 孝 殿	綴	1
7	日本生命保険株式會社保険規則 (活字)	明治(1889) 22. 9. 20	大阪市東区北浜三丁目 拾五番屋敷 日本生命保険株式會社 東京市日本橋青物町十七 番地 同 東京支社		冊	1
8	地所書入 借用証書 (金15円、利子1ヶ年40円50銭 ツゝ、明治29年12月30日限り、 返済証書有)	明治(1892) 25. 1. 21	借用人 青柳区 仙洞田弥三郎 保証人 青柳区 大木丑太郎	同郡同村小林区 初鹿市太郎殿	綴	1
9	諸色通	明治(1896) 29. 2. 18	仙洞田氏		横	1
10	御救助人名簿	明治(1896) 29. 10. 良辰	仙洞田彌三郎		横	1
11	諸色通	明治(1896) 29. 11.	仙洞田氏		横	1
12	諸色通	明治(1896) 29. 12. 18	仙洞田弥三郎		横	1
13	記録簿	明治(1897) 30. 1.	青柳 仙洞田弥三郎		横	1
14	無盡連名簿	明治(1897) 30. 10. 16	発起人 仙洞田弥三郎		横	1
15	金帳 (無尽か、入倉鷹治郎 他)	明治(1897) 30. 12.			状	1
16	領収證 (殿林植林費、金1円)	明治(1901) 34. 3. 5	青柳区長 仙洞田藤太郎	仙洞田弥三郎殿	状	1
17	萬日下恵帳 (領収証貼り合わせ)	明治(1905) 38. 2. 吉日	青柳 仙洞田弥三郎		横	1
18	(領収証5枚綴、明治38年~39年、 県税地租割など)	明治(1905) 38. 4. 29	増穂村収入役 矢崎九八郎	仙洞田弥三郎	綴	1
19	日記帳 (金銭出入帳)	明治(1905) 38. 8. 吉祥	増穂村青柳区 仙洞田弥三郎		横	1

20	(明治三十七八年戦役ノ際従軍者遺家族扶助ノ為ノ金貳円参拾銭寄附候段奇特ニ候事)	明治(1906) 39. 6. 25	山梨県知事 正五位勲四等 武田千代三郎	南巨摩郡増穂村 仙洞田彌三郎	状	1
21	日記簿(金銭出入帳)	明治申(1908) 41. 正. 1	青柳区 仙洞田弥三郎		横	1
22	(印刷、入隊のあいさつ、歩兵第一連隊、第八中隊)	明治申(1908) 41. 8.	森川照信		状	1
23	諸品通 (建築か)	明治(1909) 42. 2.	稲荷社		横	1
24	不動明王堂修補勧進主意書 並不動尊略縁起 (寄付金募集の主意書)	明治(1909) 42. 2.	南巨摩郡八日市場村 真言宗三守皇山 大聖明王寺住職		状	6
25	御遺文抜抄 (身延山久遠寺施本)	明治(1909) 42. 5. 5	編輯兼発行人 山梨県中巨摩郡小井川村 柴田顕秀 天鼓社発行 身延山久遠寺施本		冊	1
26	千部勘定帳 (金銭と酢・チリメン・蒟蒻など)	明治(1909) 42. 8. 24	青柳寺		横	1
27	大寶恵	明治(1910) 43. 2. 吉日	青柳 仙洞田弥三郎		横	1
28	大寶恵 (金銭出入帳)	明治(1910) 43. 2. 吉日	青柳 仙洞田弥三郎		横	1
29	備忘記	明治(1910) 43. 8.	増穂村青柳 仙洞田弥三郎		横	1
30	(當山大題目構社世話掛ヲ嘱托候事)	明治(1910) 43. 12. 5	小室山副法 大僧都 日普団	増穂村青柳区 仙洞田弥三郎	状	1
31	青柳青年團々則 (1条~19条、謄写印刷)	明治(1910) 43. 12. 11	増穂村春米 小林帳場	仙洞田弥三郎殿	状	2
32	記 (金1円1銭、43年度畑小作、領収、)	明治(1911) 44. 2. 4	関本宇吉殿	甲州南巨摩郡増穂村 青柳 仙洞田弥三郎	状	1
33	送券	明治亥(1911) 44. 5. 29			状	1

3. 近代資料 (2) 大正

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	(お文の一条に付)	大正丑(1913) 2. 5. 17	仙洞田 望月忠太郎	増穂村青柳 仙洞田弥三郎殿	状	1
2	(納穀に関する注意事項) (活字)	大正(1914) 3. 11.	増穂村春米 小林帳場		状	1
3	婚姻届(仙洞田徳治郎 明治21年1月23日生) (大森とらの 明治24年5月20日生)	大正(1915) 4. 1. 20	仙洞田徳治郎 大森とらの	南巨摩郡増穂村 戸籍吏 田中順造殿	綴	1

4	借入金証書 (金20円、大正4年6月30日限返金)	大正(1915) 4. 2. 12	山梨県南巨摩郡増穂村 借用人 仙洞田弥三郎	大木孝一殿	状	1
5	和合之約束 (向後一家不和合の主張をする者は、父上より嚴重の説諭に否申さざる旨)	大正(1916) 5. 1. 7	仙洞田弥三郎 同人妻 たけ(母印) 同人七男仙洞田勝次郎 (母印) 同人妻 とらの		状	1
6	正一位 稲荷大明神 記録簿 (境内図有)	大正辰(1916) 5. 9. 25	世話人中一同		冊	1
7	稲荷神社改築決算報告 (活字)	大正(1916) 5. 12.	稲荷社講中	各位御中	状	1
8	稲荷社 御玉屋造営人夫帳 (稲葉様)	大正(1920) 9. 4.			冊	1
9	物件移轉協議書(富士川改修工事の為、畑桑、地主昌福寺)	大正(1922) 11. 2. 21	内務省東京第二土木出張 所長 中川吉造	仙洞田弥三郎殿	状	1
10	搜索願 (行方占いの状、2通あり)	大正戊(1922) 11. 5. 8	願人 仙洞田弥三郎		状	3
11	貯金通帳 (大正15年2月~昭和5年6月)	大正(1926) 15. 2. 17	有限責任 青柳信用組合	仙洞田しげ子殿	状	1
12	有限責任 青柳信用組合定款	大正(1926) 15. 3.	有限責任 青柳信用組合		冊	2
13	組合案内 (出資1口金30円)	大正(1926) 15. 3.	有限責任 青柳信用組合		状	1
14	加入者各位へ 創始十周年に際して(活字)	大正(1926) 15. 10.	簡易保険局		状	1

3. 近代資料 (3) 昭和

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	枯捐木採取許可願 (境内榎木1本、見積価格金5円)	昭和(1927) 2. 2. 19	増穂村青柳無格社稲荷社 社掌 野中正内 全社氏子 仙洞田七三 総代 仙洞田弥三郎	増穂村長 大久保仁一郎殿	状	1
2	姫宮大明神 (祭礼奉賀金か、仙洞田一族)	昭和(1927) 2. 4. 4	世話人 仙洞田弥三郎 仙洞田長十郎 仙洞田隆一 仙洞田卷之介 仙洞田喜一		状	5
3	借用証書 (金30円、来る5月31日限り返済)	昭和(1928) 3. 3. 8	大木孝一	仙洞田弥三郎殿	状	1
4	昭和参年四月 建築記録簿	昭和(1928) 3. 4.	仙洞田徳治郎		冊	1
5	証(金壱仟壱百也、住家仕上を 頭書の金額で請負う旨)	昭和(1928) 3. 4.	荊澤 山下七郎	青柳 仙洞田徳次郎様	状	1

6	山梨県南巨摩郡増穂村勢一覧表 (戸数1776、現住男5148人、女5300人)	昭和(1928) 3.			状	1
7	(昭和三年度決算報告書)	昭和(1929) 4. 1.	有限責任 青柳信用販賣組合		状	1
8	借入金證書 (一金貳百五拾円、用途(建築資金))	昭和(1929) 4. 2. 1	南巨摩郡増穂村青柳 組合員 借受人 仙洞田徳治郎	有限責任 青柳信用組合長 秋山發治殿	状	2
9	昭和四年十一月(創立十週年□ 新築落成記念) 本組合の概要	昭和(1929) 4. 11.	山梨県南巨摩郡増穂村 青柳 有限責任 青柳信用販賣組合		冊	1
10	山梨県南巨摩郡増穂村勢一覧表 (戸数1779、現住男5251・女5399、計10650)	昭和(1929) 4.			状	1
11	練習用 国勢調査申告書 (養蚕業)	昭和(1930) 5. 9. 26	山梨県南巨摩郡増穂村 青柳千七十四番地 世帯主 仙洞田徳治郎		状	1
12	計算書 (69円88銭)	昭和(1931) 6. 2. 23	株式会社 秋山銀行	稲荷社 仙洞田弥三郎殿	状	1
13	(秋山銀行整理案、10月30日に 支払額の半額を支払う旨、謄写 印刷)	昭和(1931) 6. 10. 27	株式会社 秋山銀行		状	1
14	昭和八年九星便	昭和(1932) 7. 1. 20	印刷編輯兼発行者 東京市下谷区豊住町二十 九番地 村瀬逸雄		冊	1
15	臨時總會開催通知ニ関スル件	昭和(1932) 7. 11. 6	青柳養蚕実行組合 組合長 井上勝太郎	仙洞田徳二郎殿	状	1
16	昭和七年度事業成績報告書 全 農業倉庫事業報告書	昭和(1933) 8. 1. 21	有限責任青柳信用販賣購 買組合 組合長理事 秋山發治		冊	1
17	山梨県南巨摩郡増穂村勢一覧表 (1850戸、現住男5252人・女5406人)	昭和(1933) 8.			状	1
18	昭和九年度事業成績報告書 全 農業倉庫事業報告書	昭和(1935) 10. 1. 17	保証責任青柳信用販賣購 買組合 組合長理事 秋山發治		冊	1
19	増穂村経済更生生活改善実行事 項	(昭和)(1935) 10. 10 (カ)			状	1
20	増穂村経済更生、生活改善 祝 儀・葬祭・建築祝・其ノ他相談 部規程 (経済更生、生活改善程度表有り)	昭和(1935) 10. 12. 5			状	1
21	諸色帳(水口屋呉服店・ブリキ ヤ・白木屋・万財屋線香店など)	昭和(1938) 13.	仙洞田氏		横	1
22	領収證(昭和14年~15年度諸 税・村税・農会費など)	昭和(1940) 15. 3.		仙洞田徳治郎	状	20

23	祭文（仰げば巍し小室山望めば清し畔沢の水の祈と法の論昔床敷真言を折伏なせし靈蹟の法燈爰に七十世…）	昭和（1949） 24. 10. 12	南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田静雄長女 仙洞田林子敬白	小室山天童	状	1
24	浅黄姫五百年祭挙行由緒 （浅黄姫五百年忌追遠供養）	昭和（1958） 33. 4. 5	浅黄姫五百年祭執行委員 会委員長 望月健一		状	2
25	（金69円88銭、四分一17円47銭 支払、差引52円41銭）	昭和 .	株式会社 秋山銀行	仙洞田弥三郎殿	状	1

3. 近代 （年未詳）

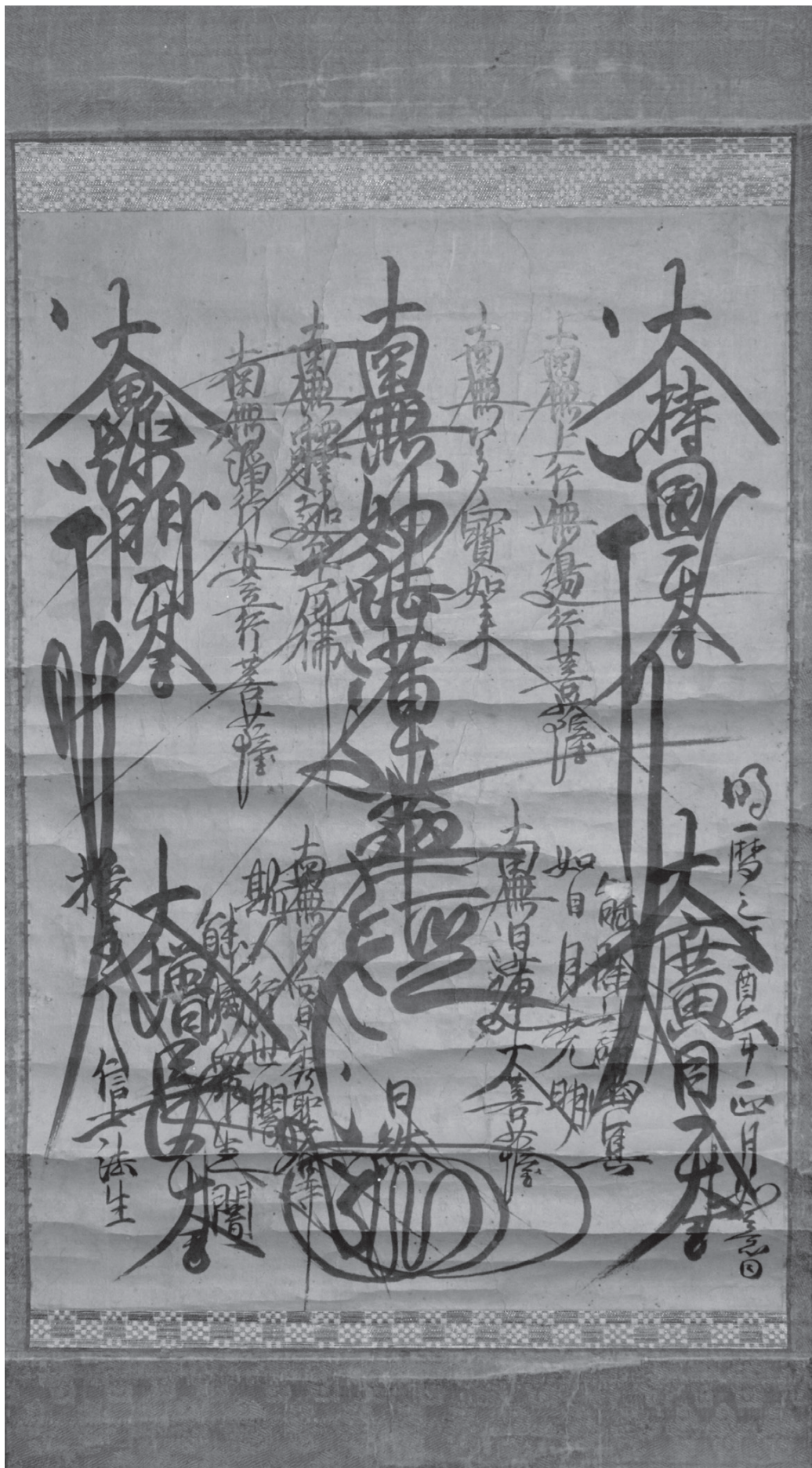
番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	功德集（筆記）	（年未詳）			冊	1
2	粗酒（祝儀袋）	（年未詳）	久保医院		袋	1
3	中央東（集金覚、一口ニ付一円 五十銭宛）	（年未詳）			冊	2
4	増穂村奨兵義會醸金領収証 （謄写印刷、口数式口）	（年未詳）		増穂村 仙洞田弥三郎	状	1
5	厨子御臺再建女人寄附決算報告 書	（年未詳）			状	1
6	帳簿Books （「帳簿の意義」などのメモ）	（年未詳）			状	1
7	KOKUSAI 国際（メモ）	（年未詳）	仙洞田重子（他）		冊	1
8	（書、水生風熟布帆新……）	（年未詳）	椿城山人書		状	1
9	御守護（祓不動尊御影）	（年未詳）	甲州三守皇山 大聖寺		包	1
10	永運講 （お札のみ）	（年未詳）	肥後本妙寺 本社之印		状	1
11	祈祷護符壽命 除病延壽（虫切 妙符、甲州青□昌福寺、壽命長 久之御守）	（年未詳）			包	1
12	消毒符 身延（木版）	（年未詳）	身延		包	1
13	（妙洞山青柳寺建立は天文11年 〔1542〕、仙洞田善兵衛の代）	（年未詳）			状	1
14	高尾山神馬御札	（年未詳）			状	1
15	御寶守 （浄池院殿擁護寶守）	（年未詳）	肥後本妙寺 本社之印	永運講社員 甲斐南巨摩郡増穂村青 柳組 仙洞田弥三郎	包	1
16	（仙洞田家過去帳断片、1日～ 5日）	（年未詳）			状	3
17	三十五日向回日（カ） （豆府（腐）・にはし・千香・茶 など）	（年未詳）			状	1
18	（書簡、下部欠損）	（年未詳）		南部村御米問屋 安右衛門様	状	1

19	記（家作費用か、屋根入用・壁塗入用など有）	（年未詳）			状	1
20	記 （稲荷社見積り、瓦、格子戸なども）	（年未詳） 11. 10	日向菊治郎	稲荷社世話人御中	状	1
21	（前欠、平樋・丸樋などの値段）	（年未詳）	内田鉄業店	仙洞田様	状	1
22	増穂村衛生組合同規約（活字）	（年未詳）			状	1
23	健文社通信添削會成績記入表	（年未詳）			状	1
24	（袋のみ、本人死去書類）	（年未詳）		仙洞田弥三郎代へ	袋	1

4. 書籍（五十音順）

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量
1	田舎莊子外篇卷之二（木版）	（年未詳）			冊	1
2	奥州安達原 四段目ノ切 （木版、竹本清太夫・森竹造之、 新板章句改正五行稽古本）	（年未詳）	西宮新六原板 江戸大傳馬町二丁目 三河屋喜兵衛板		冊	1
3	お菊返り討の段 彦山権現誓助験 （木版、ひらがな新大六行）	（年未詳）	西宮新六原板 江戸瀬戸物町 三河屋喜兵衛板		冊	1
4	甲斐源大系（甲斐源氏系図）	（年未詳）			状	3
5	（甲斐源氏系図）	（年未詳）			冊	1
6	万民必携 家相と宅相	昭和（1934） 9. 2. 25	高島易断所 神晴館発行		冊	1
7	金光教の信心	昭和（1932） 7. 12. 15	著者 北米合衆国サンフ ランシスコ金光教サンフ ランシスコ小教会長 福田美亮 発行所財団法人金光教徒 社		冊	1
8	自我偈訓讀假名附 （木版）	明治（1893） 26. 8. 11	東京市浅草区並木町七番 地 日蓮宗御経書肆 山城屋宏明堂 上村宏助		折	1
9	尋常小学 国語書キ方手本 第 二学年用上（「尋常科二学年生 仙洞田シゲ子」と墨書	大正（1918） 7. 11. 17	文部省		冊	1
10	聖訓 （駿州池田本覚寺施本）	明治（1903） 36. 8. 25	著者兼発行社 静岡県安倍郡豊田村 池田一番地 杉田日布		冊	1
11	大乘妙典提婆品 （筆記）	（年未詳）			冊	1
12	大日本華族名鑑	明治（1879） 12. 6. 2	編集兼出版人 神田区神田鍋町二番地 東京府平民 清水嘉兵衛		状	1

13	庭訓往来□□□ (木版、文化八歳辛未正月吉辰、)	嘉永 (1854) 7. 3. 再刻 甲寅	東都書林日本橋通二丁目 山城屋佐兵衛 同通壹丁目 須原屋茂兵衛		冊	1
14	童蒙必読 年号卷 全 (木版、増穂村青柳町本町 仙 洞田重郎者他)	明治 (1870) 3. 庚午	橋爪貫一先生著 横山由清先生閱 東京書林 青山堂発行		冊	1
15	日蓮宗信條一班 (同文2冊、活字)	明治 (1899) 32. 8. 7	静岡県池田本覚寺 著者 梶田日布		冊	2
16	誠徳万倍 早割塵却記大成 (木版、内題 寶珠塵却記)	天保 (1835) 6. 夏6. 吉日 乙未	馬喰町二丁目 山口屋藤兵衛板		冊	1
17	火尅金血脉辨明論 (木版、後ろ4丁欠、法華三卷 書仁)	(年未詳)			冊	1
18	百筮鈔 (木版、卜占の本か)	正徳 (1713) 3. 7. 吉辰 癸巳	駒込浅賀町 西村傳兵衛新版		冊	1
19	簿記帳 (ノート)	昭和 (1945) 20. 10. 1	山口高商東亜経済専修科 立志寮 板谷昭三郎		冊	1
20	北辰妙現菩薩靈應編 全 (木 版、後ろに「明治六年太陽曆」 を合綴)	(年未詳)	皇都書林 村上平楽寺 中川文林堂		冊	1
21	法花肝要集 (筆写)	(年未詳)			冊	1
22	妙法蓮華経卷第一、二、三、四 (筆記)	(年未詳)			冊	4
23	妙法蓮華経卷第五、六、七、八 (筆記)	(年未詳)			冊	4
24	御世のめくみ (木版)	天保 (1832) 3. 9.	平 篤胤男鐵胤		冊	1
25	明光大雑書千秋曆 全 (木版、 占い)	(年未詳)			冊	1
26	義経千本櫻 三段目 鮓屋之段 (木版、新版章句改正五行稽古本)	(年未詳)	西宮新六原板 江戸瀬戸物町 三河屋喜兵衛板		冊	1
27	(筆写、曆か)	(年未詳)			冊	1
28	□□二十四孝 (木版)	(年未詳)			冊	1
29	(木版、卜占の本か)	(年未詳)			冊	1
30	(木版、漢字辞典)	明治 (1883) 16. 4. 2	編輯出板人 山梨県平民 東浦栄二郎 西山梨郡柳町 百七十一番地		冊	1



日然 お曼荼羅 明暦3年（1657）正月如意日

3 仙洞田 貢家 御本尊（お曼荼羅）目録

1. 仙洞田家宛 全=軸全体の縦×横、 本=御本尊本体の縦×横、 (未)=未軸装、 ○=上に同じ、 単位cm 2021. 8. 3作成

番号	年月日	西暦	授与者	相手名前	全	本
1	明暦三年正月如意日	1657	日然	授与之信士法生	125/44	53/34
2	寛文元年十一月七日	1661	日定	慈父妙長霊	85/23	36/17.5
3	寛文五年正月廿一日	1665	日龍	授与之仙洞田新右衛門尉	75/25.5	34/15
4	延宝三年八月朔日	1675	日廷	授与之仙洞田十郎右衛門法号宗仙	117.5/48	50/35
5	延宝五年五月廿七日	1677	日随	授与之仙洞田新右衛門内於妙昌	77/22	37/13
6	延宝第七曆八月 日	1679	日現	授与之仙洞田新右衛門	73/24	32/14.5
7	延宝八年正月五日	1680	日迢	仙洞田新右衛門法号長壽院了仙日久（裏書有）	124/50	55/35
8	貞享二年十一月廿六日	1685	日超	栄壽院妙昌日長霊尼（2点貼合）	87.5/30	37/10.5
	正徳六年五月廿日	1716	日鏡	本壽院宗仙日栄霊	○	○
9	元禄五年九月十三日	1692	日還	仙洞田重郎右 法号宗仙与之	65/22	44.5/17.5
10	元禄六曆季夏中泚日	1693	僧正日隆	授與之仙洞田十郎右衛門 法号宗仙	119/46	54.5/33
11	元禄十年九月十一日	1697	日還	仙洞田小左衛門 堯仙与之	65/27	41.5/18
12	元禄十年九月十一日	1697	日還	仙洞田友之介与之	68/17	33.5/13
13	元禄十四歳八月十日	1701	日迢八十一歳書	授與之仙洞田十郎右衛門内方妙相	119/44.5	50.5/36.5
	宝永第四歳四月十三日	1707	日信	授與之仙洞田十郎右衛門内室法号覚如妙相	112/44.5	54/36
15	宝永六年四月八日	1709	日鏡	授與之仙洞田半七	(未)	35.3/13
16	(正徳二年) 壬辰孟夏日	1712	飯高四十三世日来	授与之仙洞田重郎右衛門	(未)	51/18
17	正徳六年六月十三日	1716	日鏡	授与之仙洞田小左衛門 法号堯仙	112/44	50.5/34.5
			慈父本壽院宗仙日栄	(図右上部に並列記載)		
			悲母覚如妙宗日仙	(図右上部に並列記載)		
18	寛保三歳六月廿五日	1743	日久	佛種院浄縁日起霊（2点貼合）	85/28.5	35/9.6
	寛保二歳六月廿四日	1742	日久	観成院日歎聖人	○	○
19	延享四年八月廿二日	1747	日章	収玄院妙要日題霊尼（2点貼合）	83/27	32.5/10
	延享四歳四月廿二日	1747	日章	信受院堯仙日成霊	○	○
20	延享二二年八月 日	1747	日宣	青柳仙銅田行仙妻法号妙行授与之	(未)	36/15.5
21	宝暦九年三月二十七日	1759	日行	信領院妙堯日仙法尼（2点貼合）	86.5/29	38.5/10
	明和九年八月十八日	1772	日行	本妙院栄壽日覚霊	○	○
22	宝暦第九歳四月八日	1759	日行	授与之青柳村仙洞田新左衛門法号栄壽日覚 (図左側に並列記載) 同妻 法号妙壽日宗	118/49	54/35.5
23	宝暦十年十月十二日	1760	日長	常照院妙性日徳霊	72/17.5	38.5/11.5
24	宝暦十三年二月 日	1763	一谷山三十世日瑞	仙洞田氏妙浄日了授与之	(未)	53/20.3
25	天明第九正月吉祥日	1789	日承	授与之丁亥歳女怨敵退散息災延命（上部少欠）一切無障碍 守護本尊者也	(未)	33/12.5
26	寛政元年十月 日	1789	西谷檀林玄講一百六十三世長遠山本成寺卅六世日純	授与之青柳邑仙洞田久蔵者也	(未)	37/13
27	寛政九年二月八日	1797	日義	至信妙誠幽尼	72/19	37/13
28	文化三年三月二十八日	1806	日顚	授与之青柳村仙洞田久蔵 家内安全祈禱者也	80/48	53.5/37
29	文化十二年十月吉良日	1815	日述	授与之青柳村 仙洞田久蔵 家内安全	(未)	36/17
30	文政二年五月吉辰	1819	小室卅六世 日承	口漏澤道普請寄附世話人授与之青柳邑仙洞田久蔵	118/47	50/35.5
31	文政五閏正月十四日	1822	小室日槌	飯真善入感道信士（2点貼合）	86/27.5	40/11.5
	文政十二天十二月三十日	1829	徳栄山三十八世 日瑞	道入妙感霊	○	○
32	文政第九歳仲冬吉日	1826	日命	授与之巨摩郡青柳邨 仙洞田新左衛門者也	(未)	36/17
33	文政十一年四月二十八日 (「小西正法寺二百卅九世」 との肩書あり)	1828	青柳寺十八世日述	授与之青柳村仙洞田新左衛門 家内安全者也	117/45.5	49.5/34.5
			父 善入感道信士	文政五 正月十四日		
			仙洞田久蔵事	(図右上部に2名併記)	○	○
			母 道入妙感信女	文政十二 十二月三十日		
			同 妻	(図右上部に2名併記)	○	○
34	天保三十一月摩訶日	1832	日詔	当山祖師堂諸尊再建施入之砌 授与之当国青柳村仙洞田新左衛門者也	113/44.5	52/36

35	天保六 七月吉日	1835	小西前玄講三百九十七更日道 授与之仙洞田新左衛門家内安全者也	112.5/45	53/34.5
36	弘化四年九月吉辰	1847	身延六十五世日桂壽七十七 本堂再建立十万人講施入 授与之当国青柳邑 仙洞田新左衛門者也	88/24	39.5/17
37	嘉永六歲五月十日	1853	小室四十五世日道 (下に2名の戒名併記)	75/17.5	36/9.5
	万延元歲八月朔日	1860	常長迨現信士		
38	嘉永七年三月吉祥日 巡説之砌	1854	小室徳栄山四十五世 江戸浅艸幸龍寺二十世日道 兩親常長迨現信士 常圓妙長信女 (左上部に併記) 授与之青柳村仙洞田重良右衛門家内安全之攸	120.5/48	54/38.5
39	安政四年二月大吉辰	1857	当山諸堂再建之砌大題目世話人 小室四十五世日道 授与之当国巨摩郡青柳邑仙洞田重右衛門 (郎欠) 家内安全之攸	108.5/44.5	49/35
40	明治十一年九月吉辰	1878	小室四十九更日如 (命日は後筆、戒名は左上に併記) 授与之逆修当国青柳仙洞田弥三郎者也 父珠光了消日實 明治九年十二月廿八日 母消珠妙了日權 明治廿九年正月五日	119.5/45	48/35
41	明治十二歲十月十三日	1879	感祖師堂幕一張喜捨功 小室四十九更日如 授与之当国青柳村仙洞田彌三郎信力増進者也	125/44	49/35
42	維時明治十四年九月吉辰 奉圖之	1881	謝 宗祖六百遠忌法用ノ砌木綿幕六張施主連名ノ内 壽命山廿九世日素 授与之山梨県下南巨摩郡 旧青柳村仙洞田弥三郎 信力増進者也	124/46	58.5/36.5
43	明治十七年十二月	1884	依本堂大幕二張為丹誠 小室日如 授与之青柳村仙洞田弥三郎 現安後善者也	116/46	46.5/32.5
44	明治二十年四月	1887	小室五十三代日眼 逆修授与之本壽唱行日顯信士 本行妙唱日永信女 明治廿九年旧十一月十四日 本堯妙壽日唱信女 大正十一年五月七日行年六十六歲 仙洞田弥三郎信力増進家内安全諸願満足者也	121/49	50/36.5
45	明治二十一年授与之	1888	感 賞本堂銅屋上建築之際妙法講丹誠之功 小室日眼 祈青柳村仙洞田弥三郎 家内安全	117/46	46.5/32.5
46	明治二十八年	1895	仙洞田弥三郎		
47	明治三十一年	1898	明治三十一年県下洪水本村亦当中心田園等悉流失矣 当寺所有田圃亦然氏開拓字町屋口五畝之田而不要其費洵為奇特 爰授與本尊表章之妙洞山二十五世日厚 祈仙洞田弥三郎 家内長栄 諸願成 弁	104/39	40/26
48	明治四十年八月 本願巡回之際	1907	小室山五十七世日進 授与之青柳仙洞田彌三郎 現安後善 妻壽修本堯妙壽 日唱	173/53	98/37
49	大正六年八月日	1917	当山本堂須彌壇造立之基金施入之功 妙洞山廿六世日漸 大正三年十二月廿一日卒 雲仙妙瑤日妍信女俗名仙洞田龍野事行年二十三才	96/28	39/15
50	大正七年七月十四日	1918	当山祖師堂再建之砌淨財金若干奉納之功 小室五十九代日普 功德主 本郡増穂村青柳區仙洞田弥三郎家運永昌者也 (裏に受領証貼付)	127/53	52.5/38.5
51	大正八年三月吉辰	1919	当山祖師堂大天蓋新調之際南條講会主之功 小室五十九代日普 祈祷 本郡増穂村青柳區仙洞田弥三郎家運永昌者也	124/54.5	62/39
52	大正八年十一月吉辰	1919	賞 永代御供米世話方丹誠之功 小室五十九代日普 授与之南巨摩郡増穂村青柳區仙洞田弥三郎 祈家運永昌者也	124/54	52/38
53	大正九年四月大安日	1920	賞山梨県西八代郡八之尻村永盛寺觀音堂御宮殿新調之砌丹誠功依之 妙法山二十九世日瑞 授与之山梨県南巨摩郡増穂村青柳區仙洞田弥三郎信力増進現安後善者也	125/52.5	51/18
	(年未詳)		(2点貼合) 宗祖御降誕七百年記念 身延日慈 授与之青柳仙洞田弥三郎者也	○	○
54	大正拾年七月大吉日 奉圖之	1921	賞寺門經營諸般多年之功妙洞山廿六世日漸 授与之甲斐国青柳仙洞田弥三郎家運長久者也	125/50.5	51.5/35
55	大正十三年十一月一日	1924	清正公堂再建之砌依丹誠之功 妙洞山二十七更日善 授与之 山梨県南巨摩郡青柳仙洞田弥三郎 信力増進家運栄昌者也	125/50.5	52/35
56	大正十四年八月吉辰	1925	当山永代施餓鬼会世話掛之功 壽命山三十四代池田五十代日漸 授与之青柳仙洞田弥三郎 信力増進	124/51.5	50.5/36
57	昭和二年十月吉辰	1927	依吾山鐘樓堂再建之砌丹誠之功 小室六十二世日宣 授与之南條講社員南巨摩郡青柳仙洞田弥三郎家門 永昌者也	117.5/32.5	54/20.5
58	昭和六年	1931	宗祖六百五十遠忌之砌賞丹誠之功 妙洞山二十七更日善 授与之山梨県南巨摩郡増穂村青柳仙洞田徳治郎家運永昌之者也	119/48	48.5/32.5

59	昭和七年八月朔日	1932	宗祖六百五十遠忌ノ砌記念植樹担方廻礼及棚経ノ節案内役ヲ勤ムルコト三代依テ其ノ功ヲ賞シ特ニ院号ヲ授ク 妙洞山二十七更日善山梨県南巨摩郡増穂村青柳仙洞田弥三郎現当二世安楽之者也 本行院妙唱日永信女明治廿九年二月十八日 本壽院唱行日顯信士昭和九年十一月十七日 本堯院妙壽日唱信女大正十一年五月八日	130/49.5	52.5/37.5
60	昭和八年十月	1933	宗祖大士六百五十年遠忌記念依諸堂修理丹誠之功 高峰山四十六世日雄 授与之青柳仙洞田徳次郎家門永昌	(未)	40.5/26.5
61	昭和十五年二月十一日	1940	皇紀二千六百年報國慶讃会総裁 管長身延日謙 祈増穂村仙洞田徳治郎 信力増進者也	(未)	54/19
62	昭和十七年龍集 一月十八日	1942	小室山六十八更日寛 授与之先考本壽院唱行日顯信士 昭和九年十一月十七日増穂村青柳仙洞田徳治郎者也	(未)	53.5/38.5
63	昭和十八年四月八日	1943	身延山八十三世日謙 授与之祈一心講員 仙洞田徳次郎 家運永昌者也	125/47.5	51/34
64	昭和二十一年二月十五日	1946	大東亜戦役ノタメ回収セラレシ梵鐘及半鐘終戦後払戻シニナリ 昭和二十一年二月十五日買受ノタメ花一郎氏ト共ニ上京爾後主トナリ 一切ノ世話ヲナセシ功ニヨリ是ヲ贈ル 妙洞山二十七更日善 仙洞田徳治郎家運繁栄之者也	(未)	42.5/28
65	昭和二十四年十二月一日 会式之砌	1949	小室七十世日電 授与之小室山天蓋 南巨摩郡増穂村青柳 仙洞田林子 信力増進者也	(未)	59.5/28.5
66	昭和二十五年八月十六日 奉圖之	1950	壽命山三十五世日勇 授与之当山施餓鬼世話人 仙洞田徳治郎 現安後善者也	(未)	59/43.5
67	昭和三十八年春	1963	賞 社堂再建協賛丹精之功 甲州巨摩郡上下高下妙林寺 馬頭天満自在天神 祈 仙洞田静雄 家内安全家門繁栄	85.5/26	47.5/18
68	昭和四十六年二月十六日	1971	宗祖日蓮大聖人御降誕七五〇年之砌於妙洞崖奉図之妙洞山二十八世日恭 授与之当山担信徒仙洞田重子 現世安穩後生善処者也	128/53.5	54/41.5

2. その他宛

番号	年月日	西暦	名前	全	本
1	元禄十四年正月二十八日	1701	授與之野中三良左衛門内室法号妙圓	(未)	53/36.5
2	安永三年三月如意大吉祥日	1774	日観 授与之青柳邑徳應院妙酬日具	54/25	35/17
3	安永五年十二月十六日	1776	授与之青柳村 井上喜八郎	24.5/12.1	16.2/8.1
4	安永六年十月二日	1777	妙壽日宗 日勤	73/19	35.3/10.8
5	弘化四年九月吉祥日	1847	授与之当国青柳邑井上五郎八者也	91/26.5	35/14.5
6	慶応四年三月大安祥日	1868		112/44.5	49/36
7	(年未詳) 二月		(木版力) 妙□ 日堯	66/26.5	30.5/17
8	(年未詳)		甲斐国青柳邑壽命山昌福寺常什	68.5/20	21.5/11
9	(年未詳)		貞松日福	(未)	37.5/13
10	(年未詳)		安州三篇円朝寺三十三世日秀	(未)	36.5/12.5

3. ご本尊以外の軸装又はマクリ絵 (仙洞田家)

①書

番号	年月日	西暦	名前	全	本
1	永和九年在癸		丑暮春之初 林子論(力)印	180/44	136/33.8
2	(年未詳)		鳥聲 林子 印	196/45	140/33
3	(年未詳)		千里行一步	175/39	131/26.5
4	(年未詳)		金龍山畔……秋風下二州 寒山野人 印	192/48	138.5/32.5
5	(年未詳)		(破損 甚) 鳳岡先生真蹟 後学蜂城□真 鑑定 印	80/49	55.5/43.5
6	(年未詳)		内藤猪之吉老婆にかはりて 穂坂孔能	(未)	61.5/32
7	(年未詳)		「東都太白堂孤月」 孤月 印	145/35	100.5/27
8	(年未詳)		八幡大神 天照皇大神 春日大神	122/33.5	78/25.5

②木版又は近代印刷

番号	年月日	西暦	名前 内容	全	本
1	(年未詳)		(木版) 正一位白狐稻荷大明神	147/43.5	84/30.5
			(下に白狐に乗った稻荷大明神の図)		
			甲州増穂青柳		
2	(年未詳)		(筆記) 愛染明王 (像あり)	153/38.5	100/31
			明治二十二年四月感得之 増穂村仙洞田弥三郎		
3	(年未詳)		(経文の一部か…)	112/27	76/24
			圓頓者初縁實… (5行) 是名円頓止観		
4	(年未詳)		(木版) 十一面観音之木像	74/21	52/16
			甲州巨摩郡西郡路鯨沢村之内		
			鬼嶋之郷鬼島山妙現寺什宝也		
5	(年未詳)		八ノ宮 日廷上人 身延西谷常住房	65/23	34.5/17
6	(年未詳)		(木版) 以序品方便提婆壽量陀羅尼五品 奉書写之	144.5/41.5	89/29
7	弘化三年	1846	(文字と像) 鬼形鬼子母神善神	122/31	65/21
			中山御祈禱本尊高祖御自作		
8	(年未詳)		(木版) 開山日了聖人御作	116/25	58.5/16.5
			妙了日佛尊尼		
			甲州西郡上市之瀬村 高峯山妙了寺 同国 同所 青柳音右衛門		
9	(年(未)詳)		(木版) 大黒天神 (像あり) 甲府長國山妙松寺	84/22.5	58/16
10	(年未詳)		(木版) 浄池院殿清正大神儀 肥後熊本本妙寺	94/24.5	50/18.5
			(加藤清正像)		
11	(年未詳)		(木版) 加藤清正像 (カラー)	150/41.5	89/29
			五月四日清正 (花押) 木村重勝との		
12	(年未詳)		(木版) 君か代は千世にやちよに さゝれ石の	164.5/49	112/36
			いはほとなりて 苔のむすまで		
			正二位□積書印		
13	昭和十三年霜月	1938	(図像) 大黒天像 (カ) と子供 皓風筆 印	146/39	74/29.5
14	明治三十八年十月十六日	1905	(印刷) 征露紀念 明治天皇肖像	154/47	110.5/36.7
15	(年未詳)		(印刷) 天諸童子	55.5/19.5	31.5/12
16	(年未詳)		(印刷) 末法総鎮守七面大明神 (像)	38/14.2	21.5/6.7
17	(年未詳)		(印刷) 身延七面山 (日蓮像と七面大明神像)	76.5/6.5	72/6.5
18	(年未詳)		(印刷) 日蓮 (花押)	39/13	15.5/7.3
19	(年未詳)		(印刷 カラー) 信州善光寺如来三國傳來之図	39/14.5	19/9.5
20	(年未詳)		(印刷) (十三仏) (カラー) (新しい)	74/26	37/16
21	(年未詳)		(印刷) (文字) (馬の絵を細かい文字で構成)	143/36	79.5/27
			古屋玄龍 (花押)		
22	(年未詳)		(複製) 山水画 常信 印	155.5/50	113/41

【表1】甲斐国近世支配変遷図 2

(改訂版1)

宝永2年(1705)	柳沢家 甲府藩・甲府新田藩	宝永3年7月 柳沢家預地
正徳3年(1713)		正徳3年(1713)9月 幕府領
享保9年(1724)		(享保9年3月大和郡山へ転封)
7月4日 甲府勤番支配		
一國幕領時代(三分代官支配)		
延享3年(1746)	延享3年 3万41石 一町田中	延享3年 3万44石 宇津谷 ↓ 宝暦2年 河原部
宝暦12年(1762)	田 安 家 領	宝暦12年 2万560石 下岩下 清 水 家 領
寛政7年(1795)		寛政7年 寛政7年
天保元年(1830) 天保3年(1832)	天保3年 4万7960石 小室 高下 天神中條 大久保 小林 菴米 他34ヶ村	天保元年 1万4千石 清水 八幡北村 陣屋 (再置) 安政元年
安政元年(1854)		
明治元年(1867)		鎮撫府(1868年6月1日)、甲府県・市川県・石和県(8月2日) 甲斐府(1868年11月5日)、三部知県事を廢す(11月12日) 甲府県(1869年7月28日) ↓ 25万9626石
明治2年(1869)		
明治3年(1870)	明治3年5月	
明治4年(1871)		山梨県(1871年11月10日)誕生

【表1】甲斐国近世支配変遷図 1

(改訂版1)

年代	河内領	国 中	郡内領
天正10年(1582)	穴山梅雪 (6月2日殺害)	武田勝頼 (3月11日自害)	小山田信茂 (3月24日処刑)
天正15年(1587)	穴山勝千代 (6月7日死去)	織田信長 (4月3日甲府入、6月2日本能寺の変で自害) → 家臣川尻秀隆 (甲斐国人により殺害、6月15日)	
天正18年(1590)	武田信吉 (常陸へ)	徳川家康 (~10月29日 後北条氏と交戦) 天正17年2月~18年正月五か国総検地(甲斐国は国中のみか) 7月徳川家康 関八州へ移封→8月朔日江戸入城	8月20日 谷村藩 鳥居元忠 入封 谷村藩
天正19年(1591)		羽柴秀勝 (3月美濃へ移封)	
文禄2年(1593)	甲府城代加藤藤平兵衛光政	加藤光泰 (5月29日朝鮮で死去)	加藤佐内光吉(光忠)支配
慶長5年(1600)		文禄3年2月入府 浅野長政・浅野幸長 ^{よしなが} 文禄5年~慶長2年検地実施(22万5千石) (慶長5年9月15日関ヶ原の合戦) → (慶長5年11月紀州へ移封)	浅野良重(=良房)支配 文禄3年検地実施
慶長8年(1603)		平岩親吉+四奉行+大久保長安(国奉行) 慶長6年~7年検地実施、7年2月1日郷中掟 1月28日 徳川義直(25万石)	旗本領 谷村藩 鳥居成次 (国中にも所領あるか)
慶長12年(1607)		閏4月26日 尾張へ移封	
元和2年(1616)		第一次 城番制(武川十二騎) (諏訪頼水、甲府城代兼任)	
寛永9年(1632)		徳川忠長(23万8千石) (甲府家老)朝倉宣正 寛永8年5月甲府蟄居→寛永9年10月改易	(郡内家老)鳥居成次 寛永9年6月成次死去 鳥居成行(忠房)
寛永19年(1642)		第二次 城番制 (笛吹川 以西)	旗本領 秋元泰朝 (寛永19年泰朝没) 秋元富朝 (明暦3年富朝没) 秋元喬朝
慶安4年(1651) 明暦3年(1657) 寛文元年(1661)		徳川綱重領・綱吉領・幕府領混在 (左馬頭) (右馬頭)	
延宝6年(1678)		(笛吹川 以西) 桜田徳川家 甲府藩 (徳川綱重) ↓ 寛文4年検地始まる 延宝6年10月25日 (徳川綱豊)	
宝永元年(1704)		(消滅) 元禄11年(1698)	幕府領 12月(消滅) (秋元家川越へ転封) 幕府領(~宝永3年)
		幕府領	

【表2】寛文12年(1672)青柳村土地所有階層表

(屋敷算入)

番号	名請人	合計(畝)	筆数	田合計(畝)	筆数	畑合計(畝)	筆数	屋敷(畝)	持高(石)
1	太郎左衛門	758.02	158	408.10	92	331.07	63	18.15〔3〕	78.315
2	新右衛門	291.25	55	112.06	29	170.01	25	9.18	28.219
3	太郎兵衛	235.09	49	104.12	26	128.27	22	2.00	23.555
4	善兵衛	181.18	42	86.12	22	89.26	19	5.10	13.857
5	下 藤左衛門	149.05	45	55.14	18	87.26	26	5.25	13.908
6	半之丞	140.06	31	58.14	12	76.10	18	5.12	11.644
7	五郎左衛門	126.02	29	56.23	14	58.15	14	10.24	12.431
8	伝左衛門	122.00	34	50.21	17	66.15	16	4.24	12.408
9	長右衛門	117.11	27	29.29	11	74.22	15	12.20	10.767
10	源左衛門	113.02	30	52.19	13	57.06	16	3.07	12.650
11	源兵衛	104.24	24	35.08	5	64.13	18	5.03	8.303
12	甚左衛門	95.23	20	46.07	11	43.28	8	5.18	12.063
13	佐左衛門	93.16	28	31.19	14	53.03	13	8.24	9.653
14	惣左衛門	90.00	23	31.12	10	52.22	12	5.26	7.221
15	十左衛門	88.24	31	36.17	13	48.23	17	3.14	8.959
16	新左衛門	87.26	22	44.10	14	38.10	7	5.06	10.148
17	平左衛門	86.07	13	40.18	7	31.23	5	13.26	10.093
18	五郎兵衛	84.03	20	47.02	12	37.01	8		9.638
19	九郎兵衛	82.05	32	23.28	13	52.13	18	5.24	7.129
20	五郎右衛門	75.18	26	24.23	11	48.08	14	2.17	7.393
21	半兵衛	75.18	15	13.07	4	56.11	10	6.00	6.930
22	忠左衛門	73.07	8	18.12	3	54.25	5		7.589
23	市左衛門	72.27	17	23.06	5	47.17	11	2.04	6.146
24	清兵衛	72.27	23	12.25	7	56.29	15	3.03	6.040
25	正福寺	71.29	15	23.16	5	48.13	10		6.301
26	太郎右衛門	71.09	14	30.12	6	30.19	7	10.08	7.989
27	庄左衛門	69.11	18	26.22	8	41.01	9	1.18	7.720
28	佐兵衛	67.11	19	13.29	8	53.12	11		5.291
29	清右衛門	66.23	14	25.26	4	38.06	9	2.21	6.541
30	善左衛門	66.10	20	16.29	4	42.29	15	6.12	5.465
31	与四兵衛	65.22	21	34.14	9	24.26	11	6.12	7.000
32	忠右衛門	59.06	23	14.05	7	43.01	15	2.00	4.689
33	下 惣右衛門	58.23	15	19.12	4	36.21	10	2.20	4.862
34	惣兵衛	58.08	10	10.09	2	43.13	7	4.16	5.310
35	半左衛門	57.14	16	18.02	5	36.03	10	3.09	6.874
36	善之丞	51.23	19	23.27	10	25.19	8	2.07	5.266
37	善右衛門	51.02	10	37.11	5	8.11	4	5.10	6.938
38	十右衛門	50.19	13	10.29	4	34.26	8	4.24	4.772
39	茂右衛門	50.00	17	10.26	6	32.26	10	6.08	4.474
40	喜右衛門	48.16	10			41.18	9	6.28	3.912
41	五郎右衛門姉	48.07	10	16.14	3	28.23	6	3.00	5.288
42	与次左衛門	48.04	18	8.22	5	39.12	13		3.109
43	源之丞	48.04	15	12.18	5	32.18	9	2.28	3.182
44	孫左衛門	48.01	18	14.08	5	29.22	12	4.01	4.896
45	又兵衛	48.01	17	4.15	4	31.12	11	12.04〔2〕	3.913
46	長次郎	47.11	11	11.20	2	33.13	8	2.08	4.386
47	与次兵衛	47.03	19	8.13	8	33.00	10	5.20	3.081
48	権左衛門	46.28	15	10.22	4	33.19	10	2.17	3.958
49	下 七兵衛	46.10	8	19.00	3	27.10	5		4.577
50	四郎兵衛	43.27	15	11.26	4	32.01	11		0.008
51	多左衛門	43.08	17	8.22	5	29.26	11	4.20	4.156
52	甚右衛門	42.15	14	22.00	6	18.07	7	2.08	5.244
53	三右衛門	42.09	15	16.12	7	20.23	7	5.04	3.910
54	助次右衛門	42.01	10			38.01	9	4.00	3.008
55	空左衛門後家	41.12	8	12.25	1	26.02	6	2.15	4.017
56	市郎兵衛	40.21	14	12.22	4	26.11	9	1.18	3.459

番号	名請人	合計(畝)	筆数	田合計(畝)	筆数	畑合計(畝)	筆数	屋敷(畝)	持高(石)
57	甚兵衛	40.16	12	13.06	4	24.10	7	3.00	3.497
58	六左衛門	40.14	11	13.18	6	24.26	4	2.00	4.000
59	半左衛門後家	37.04	12	20.29	6	12.17	5	3.18	4.981
60	源右衛門	37.02	12			36.12	11	0.20	2.558
61	吉左衛門	36.17	7			29.17	6	7.00	3.184
62	上 七兵衛	36.15	8	4.20	1	28.16	6	3.09	3.355
63	四郎左衛門	35.08	11	6.12	2	26.05	8	2.21	2.916
64	上 半兵衛	35.04	4	6.05	1	28.29	3		3.119
65	角兵衛	34.23	12	5.05	2	29.18	10		3.068
66	多右衛門	34.18	11	9.09	3	21.19	7	3.20	4.165
67	道 泉	34.16	12	6.28	3	25.14	8	2.04	2.395
68	喜兵衛	34.04	15	3.05	6	26.29	8	4.00	3.279
69	下 源右衛門	34.02	5	21.16	2	11.26	2	0.20	4.467
70	市郎左衛門	32.15	12	13.01	6	17.06	5	2.08	3.567
71	伝右衛門	32.11	9	10.07	3	19.22	5	2.12	3.204
72	上 吉右衛門	31.20	19	6.04	3	22.25	15	2.21	2.353
73	庄兵衛	31.20	6			26.02	6	5.18	2.679
74	次郎兵衛	31.12	12	9.10	3	18.18	8	3.14	2.531
75	藤左衛門	30.02	13	10.27	4	15.21	8	3.14	2.901
76	助右衛門	29.11	15	11.04	8	15.17	6	2.20	3.177
77	吉兵衛後家	28.21	7	3.15	1	21.00	5	4.06	2.118
78	勘右衛門	28.16	10	5.08	5	19.06	4	4.02	2.793
79	七兵衛	28.09	17	13.18	7	11.27	9	2.24	2.336
80	佐右衛門	26.11	12	9.01	3	15.02	8	2.08	2.979
81	下 四郎左衛門	25.08	6	1.22	1	20.25	4	2.21	2.340
82	上 惣右衛門	24.28	7	5.03	2	14.00	4	5.25	2.547
83	太兵衛	24.18	9	11.24	2	12.24	7		2.138
84	上 平兵衛	24.09	15	11.00	5	10.01	9	3.08	1.131
85	長左衛門	23.27	8	13.08	3	6.19	4	4.00	2.708
86	久右衛門	23.24	14	11.04	7	10.10	6	2.10	2.142
87	伊右衛門	23.12	9	7.18	3	11.23	5	4.01	2.143
88	勘之丞	22.18	2			22.18	2		1.346
89	孫右衛門	22.12	4			20.00	3	2.12	1.878
90	理兵衛	22.03	6			17.00	5	5.03	1.760
91	上 半左衛門	22.01	10	4.11	5	17.20	5		1.987
92	下 伊右衛門	21.22	6			21.22	6		1.666
93	半三郎	21.21	8	1.22	1	16.23	6	3.06	1.862
94	仁兵衛	21.02	5	12.11	2	6.01	2	2.20	2.300
95	蓮 久	20.28	6	3.17	2	17.11	4		2.043
96	彦之丞	19.20	15	4.05	7	12.25	7	2.20	1.799
97	弥兵衛	19.17	4	3.10	1	13.01	2	3.06	1.694
98	半兵衛	19.10	6	10.10	4	1.18	1	7.12	2.311
99	下 太郎兵衛	19.06	6	4.05	3	2.19	2	12.12	1.926
100	上 長左衛門	18.27	6			15.13	5	3.14	1.274
101	下 平兵衛	18.18	4	10.08	2	3.20	1	4.20	1.564
102	五右衛門	18.00	3			18.00	3		1.440
103	五兵衛	17.15	6			16.05	5	1.10	1.335
104	次 郎	17.15	2			15.15	1	2.00	1.480
105	上 五兵衛	17.05	4			17.05	4		1.316
106	伝兵衛	16.25	5	8.19	2	4.14	2	3.22	2.153
107	長兵衛	16.12	9			14.12	8	2.00	1.181
108	惣兵衛おば	16.07	4	7.23	2	8.14	2		2.043
109	下 吉右衛門	16.02	6			11.09	5	4.23	1.256
110	上 太郎兵衛	15.26	5			15.26	5		1.307
111	市郎右衛門	15.20	7	5.25	2	6.03	4	3.22	1.498
112	上 理兵衛	15.19	4			15.19	4		1.377

番号	名請人	合計(畝)	筆数	田合計(畝)	筆数	畑合計(畝)	筆数	屋敷(畝)	持高(石)
113	上 伊右衛門	15.16	3	9.08	1	1.02	1	5.06	1.450
114	半右衛門	15.12	6	4.24	1	7.09	4	3.09	1.295
115	甚太郎	15.11	5	8.18	2	1.13	2	5.10	1.419
116	久左衛門	14.22	5			9.22	4	5.00	1.265
117	助左衛門	14.15	7			13.05	6	1.10	1.316
118	権右衛門	14.12	5	5.05	2	9.07	3		1.206
119	加左衛門	13.29	4	1.20	1	9.06	2	3.03	1.449
120	甚五兵衛	13.15	5			11.21	4	1.24	0.843
121	六右衛門	13.12	4			8.22	3	4.20	0.997
122	惣右衛門	13.02	5	3.26	2	9.06	3		1.316
123	九兵衛	12.25	5	3.29	2	6.05	2	2.21	1.293
124	下 半左衛門	12.19	4	3.20	1	3.29	2	5.00	1.194
125	妙喜	12.18	2			12.18	2		1.008
126	久兵衛	12.06	5	5.00	1	4.24	3	2.12	0.928
127	下善右衛門	11.26	3	4.12	1	7.14	2		0.941
128	五左衛門	11.20	8	3.22	2	2.28	5	5.00	1.120
129	弥次兵衛	11.15	1			11.15	1		1.495
130	左次兵衛	11.15	6	4.09	3	4.06	2	3.00	1.133
131	忠兵衛	11.12	3	4.18	1	6.24	2		1.322
132	上善右衛門	11.07	2			11.07	2		0.574
133	庄左衛門	11.05	5	3.12	3	5.19	1	2.04	1.286
134	下 喜兵衛	10.25	5	5.04	2	5.21	3		0.594
135	藤左衛門	10.22	3			10.22	3		0.920
136	下 清右衛門	9.22	4			9.22	4		0.644
137	下 市郎右衛門	9.20	2			9.20	2		0.665
138	上 吉左衛門	9.19	3	7.15	2	2.04	1		1.082
139	市左衛門	9.17	3			7.02	2	2.15	0.865
140	弥五兵衛	8.29	3			7.09	2	1.20	0.669
141	吉之丞	8.00	5			8.00	5		0.384
142	金右衛門	7.25	4			4.19	3	3.06	0.670
143	角左衛門	7.24	3	3.18	1	1.00	1	3.06	0.722
144	作右衛門	7.10	3	4.24	1	0.07	1	2.09	0.672
145	下 与右衛門	7.01	2			7.01	2		0.352
146	猪之助	6.27	4	4.27	3	2.00	1		0.980
147	上 庄左衛門	6.18	3			6.18	3		0.384
148	小右衛門	6.06	3			4.26	2	1.10	0.609
149	与五右衛門	5.28	3			3.16	2	2.12	0.465
150	新兵衛	5.21	2			5.21	2		0.285
151	権兵衛	5.19	1					5.19	0.676
152	上 清右衛門	5.12	2			1.15	1	3.27	0.543
153	庄右衛門	5.04	2			3.15	1	1.19	0.371
154	与右衛門	4.22	4			3.17	3	1.05	0.425
155	伊兵衛	4.20	1					4.20	0.560
156	理右衛門	4.12	4			3.17	3	0.25	0.278
157	又左衛門	4.12	2			2.00	1	2.12	0.488
158	助之丞	4.10	1					4.10	0.520
159	上 善之丞	3.29	1			3.29	1		0.317
160	法 久	3.26	2	3.20	1	0.06	1		0.303
161	小 僧	3.24	1			3.24	1		0.304
162	作右衛門後家	3.22	2			3.22	2		0.187
163	市右衛門	3.22	1			3.22	1		0.187
164	下 惣兵衛	3.17	4	1.08	2	0.05	1	2.04	0.442
165	彦兵衛	3.15	1					3.15	0.420
166	八兵衛	3.09	2			3.09	2		0.359
167	半十郎おば	3.06	3			3.06	3		0.171
168	青柳寺	3.05	1	3.05	1				0.253
169	下 源兵衛	3.04	2			3.04	2		0.185

番号	名請人	合計(畝)	筆数	田合計(畝)	筆数	畑合計(畝)	筆数	屋敷(畝)	持高(石)
170	善之丞おば	2.24	1			2.24	1		0.084
171	仁左衛門	2.21	1					2.21	0.324
172	七 蔵	2.18	1			2.18	1		0.130
173	八右衛門	2.12	4	1.00	1	0.28	2	0.14	0.183
174	八左衛門	2.11	3			1.09	2	1.02	0.179
175	与兵衛	2.09	1					2.09	0.276
176	小左衛門	2.06	1					2.06	0.264
177	上 佐次兵衛	2.04	1			2.04	1		0.171
178	吉右衛門	2.02	2			2.02	2		0.183
179	新之丞	2.00	1					2.00	0.240
180	文右衛門	1.29	2			1.29	2		0.323
181	下 伝右衛門	1.24	2			0.16	1	1.08	0.168
182	上 与右衛門	1.16	1			1.16	1		0.123
183	半拾郎	1.12	1			1.12	1		0.112
184	彦左衛門	1.08	1			1.08	1		0.101
185	な つ	0.28	1					0.28	0.112
186	八郎右衛門	0.25	1					0.25	0.100
187	上 平兵衛	0.24	1			0.24	1		0.040
188	七右衛門	0.24	1			0.24	1		0.040
189	八 蔵	0.22	2			0.22	2		0.035
190	市兵衛	0.22	1	0.22	1				0.095
191	下 理兵衛	0.09	1			0.09	1		0.024
192	上 惣兵衛	0.06	1			0.06	1		0.010
193	下 善之丞	0.03	1			0.03	1		0.005
194	鯉沢 与次兵衛	164.04	37	114.01	22	50.03	15		14.839
195	鯉沢 妙台寺	45.27	5	45.27	5				4.812
196	鯉沢 佐次右衛門	38.05	6	11.13	2	26.22	4		2.879
197	市川 権兵衛	37.24	5	15.13	2	22.11	3		3.651
198	(長沢) 千手院	26.24	7	5.25	2	20.29	5		2.258
199	鯉沢 五兵衛	21.28	8	8.08	3	13.20	5		1.542
200	新井 善兵衛	21.12	13	2.03	5	19.09	8		1.745
201	鯉沢 甚五左衛門	18.01	3	18.01	3				1.792
202	鯉沢 新兵衛	17.19	6			17.19	6		1.130
203	千部領 妙法寺	17.02	4	17.02	4				1.749
204	鯉沢 与次左衛門	16.16	2			16.16	2		1.323
205	鯉沢 八右衛門	15.27	2			15.27	2		1.542
206	鯉沢 理右衛門	12.03	2			12.03	2		1.403
207	鯉沢 庄左衛門	10.22	3			10.22	3		0.859
208	鯉沢 作左衛門	9.24	2			9.24	2		0.426
209	鯉沢 弥五左衛門	9.22	5			9.22	5		0.441
210	鯉沢 角左衛門	9.00	1			9.00	1		0.720
211	鯉沢 半兵衛	6.16	5			6.16	5		0.217
212	鯉沢 兵左衛門	6.14	1			6.14	1		0.517
213	最勝寺 三郎右衛門	6.00	1			6.00	1		0.300
214	鯉沢 五郎兵衛	5.19	1	5.19	1				0.451
215	鯉沢 平三郎	5.00	1	5.00	1				0.650
216	鯉沢 金左衛門	5.00	2	4.16	1	0.14	1		0.377
217	鯉沢 喜兵衛	5.00	1			5.00	1		0.150
218	鯉沢 四郎右衛門	4.20	1			4.20	1		0.140
219	鯉沢 惣兵衛	4.11	1	4.11	1				0.568
220	大柵 次左衛門	4.00	2			4.00	2		0.293
221	鯉沢 弥惣右衛門	3.17	1	3.17	1				0.285
222	鯉沢 十左衛門	2.10	1	2.10	1				0.187
合計	222名		2102		763		1204		714.591

*寛文12年(1672)8月7日~13日「甲州巨摩郡西郡筋青柳村御検地水帳・屋鋪帳」(富士川町教育委員会所蔵)より作成、194以降は他村からの入作、198千手院は所属が書かれていないので(長沢)と補った。屋敷は複数の場合合計した。(3)は屋敷3筆を示す。

4 狐白稻荷神社御籤箱

御神籤一覽

第一	大吉	第二十六	吉	第五十一	吉	第七十六	吉
第二	小吉	第二十七	吉	第五十二	凶	第七十七	凶
第三	凶	第二十八	凶	第五十三	吉	第七十八	大吉
第四	吉	第二十九	吉	第五十四	凶	第七十九	吉
第五	凶	第三十	半吉	第五十五	吉	第八十	(欠損)
第六	末吉	第三十一	末吉	第五十六	末小吉	第八十一	小吉
第七	凶	第三十二	吉	第五十七	吉	第八十二	凶
第八	大吉	第三十三	吉	第五十八	凶	第八十三	凶
第九	大吉	第三十四	吉	第五十九	凶	第八十四	凶
第十	大吉	第三十五	吉	第六十	小吉	第八十五	大吉
第十一	大吉	第三十六	末吉	第六十一	半吉	第八十六	大吉
第十二	大吉	第三十七	半吉	第六十二	大吉	第八十七	大吉
第十三	大吉	第三十八	半吉	第六十三	凶	第八十八	凶
第十四	末吉	第三十九	凶	第六十四	凶	第八十九	吉
第十五	凶	第四十	末小吉	第六十五	末吉	第九十	大吉
第十六	吉	第四十一	末吉	第六十六	凶	第九十一	吉
第十七	凶	第四十二	吉	第六十七	凶	第九十二	吉
第十八	吉	第四十三	吉	第六十八	吉	第九十三	吉
第十九	末小吉	第四十四	吉	第六十九	凶	第九十四	半吉
第二十	吉	第四十五	吉	第七十	凶	第九十五	吉
第二十一	吉	第四十六	凶	第七十一	凶	第九十六	大吉
第二十二	吉	第四十七	吉	七十二	吉	第九十七	凶
第二十三	吉	第四十八	小吉	七十三	吉	第九十八	凶
第二十四	凶	第四十九	吉	七十四	凶	第九十九	大吉
第二十五	吉	第五十	吉	七十五	凶	第一百	凶

大吉 15本
 吉 36本
 小吉 4本
 半吉 5本
 末吉 6本
 半小吉 3本
 凶 30本
 (欠損 1本)

(木箱墨書)

「正一位狐白稻荷大明神

御籤箱

明治四拾五年一月三拾日

施主 石井八藏

箱外寸 12 × 12 × 30 cm
 籤棒 約 18 cm

(内田五十鈴作成)

5 仙洞田貢家文書について

1 仙洞田家について 仙洞田という姓は、山梨県内では富士川町内の旧増穂町の地域、特に青柳町と高下（たかおり）を中心にみられる。青柳から西の高下地区に仙洞田という隠れ里的な枝郷があり、その出身とも考えられる。『角川日本姓氏歴史人物大辞典19山梨県』（一九八九年）によれば、仙洞田姓は旧増穂町内に多く、昭和五十年段階で青柳町に二二・高下に六など町内に三四戸、山梨県内に九二戸、と出ている。

同家や仙洞田姓の家に伝わる由緒では、後柏原天皇（在位明応九年・一五〇〇）大永六年・一五二六の頃、新羅三郎義光の子武田冠者義清、その子逸見黒源太義光に七人の子があり、第七子南部七郎友吉は京都の御所に仕えていたが、大変な美男として有名であった。後のうち浅黄の前はこの友吉に恋慕し、重病に臥せってしまった。このため、天皇は浅黄の前を友吉に与え、「仙洞」の二字と甲斐国西郡筋高下村に田畑を与え、「仙洞田」と名乗った。しかし、姫は村の人々にその美貌をそねまれ（都への思慕をいかんともしがたく、ともいう）、深い淵に身を投げてしまう。その場所が今の「姫ん淵（ひめんぶち）」で、姫の侍女が身投げしたという「下女ん淵（げじょんぶち）」という場所も伝わっている。その後、姫は村人に祟ったので、姫宮大明神として鎮守祭神としたという。

この伝説の真偽はともかく、高下村の仙洞田姓は墓碑銘によると文明元年（一四六九）に亡くなった仙洞田重清にさかのぼるといふ。こうした有力な家が、仙洞田の地から新たに青柳の里に進出してきたのは、由緒【日由緒書参照】によれば友吉から五代の子仙洞田善兵衛友正の子文六の代の天文五年（一五三六）で、徳川四奉行の御墨付や信長の家臣川尻秀隆の作職免状を所持しているといふ。これらは甲州古文書などに記録された天正十年（一五八二）「川尻秀隆印判状」と慶長七年（一六〇二）「郷中掟」を指すと思われる。青柳に新宿がおかれ毎月二七の市（六斎市）が開かれる天正八年（一五八〇）以前の古宿の時代であろうか。寛文十二年（一六七二）の検地では小河内家に次いで、第二位の田畑を所持する有力者になっており【表2】、少なくとも一六五〇年頃には、名主あるいは長百姓という村役人を勤めていたものと思われる。この頃の史料は極めて少ないので、十分な証明はできないのであるが、年貢割付状のある明暦三年（一六五七）以降は、その可能性が高い。

2 近世前期宗門人別改帳から見た仙洞田家 青柳村で最も年代の古い寛文八年・寛文十三年・元禄十五年の宗門人別帳に仙洞田家は、次のように載っている。

寛文八年（一六六八）青柳村宗門人別改帳（昌福寺文書） 数字は掲載順（以下同）

33 小室村法花宗妙法寺旦那那

一新右衛門義、代々当村生之者にて百性仕罷有候

新右衛門 年五拾歳

夫と同宗小室村妙法寺旦那那

一女房儀、北山筋中下条村五郎右衛門娘

同人女房 年四拾三歳

父と同宗妙法寺旦那那

一新右衛門重郎右衛門義、親にかゝり罷有候

十郎右衛門 年式拾二歳

父と同宗妙法寺旦那那

一新右衛門子七十郎義、親にかゝり罷有候

七拾郎 年拾九歳

母と同宗妙法寺旦那那

一新右衛門娘おたん義、親にかゝり罷有候

おたん 年廿四歳

母と同宗妙法寺旦那那

一新右衛門娘おふ儀、親にかゝり罷有候

おふ 年拾五歳

母と同宗妙法寺旦那那

一新右衛門娘おけさ義、親に懸り罷有候

おけさ 年拾式歳

一外ニ新右衛門娘式人内

壹人おふう義、当村三左衛門所へ縁付ニ指こし申候、

おけさ義、西郡筋高下村弥右衛門所式年以前ニ縁付ニ指越申候、
（以下、下人六人・下女四人略す）

寛文十三年（一六七三）青柳村宗門人別改帳（井上浩一家文書）

28 小室村法花宗妙法寺旦那[㊦]

一新右衛門義、当村生之者にて御百姓仕罷有候

新右衛門[㊦]
年五拾六歳

夫と同宗小室村妙法寺旦那[㊦]

一女房義、北山筋中下条村五郎右衛門娘

同人女房
年四十九歳

父と同宗妙法寺旦那[㊦]

一新右衛門子十郎右衛門義、親ニ懸り罷有候

十郎右衛門
年廿八歳

夫と同宗妙法寺旦那[㊦]

一女房義、当村太郎左衛門娘

同人女房
年拾九歳

父と同宗妙法寺旦那[㊦]

一新右衛門子七郎右衛門義、親ニ懸り罷有候

七郎右衛門
年廿三歳

一外ニ新右衛門娘式人内

忝人おふう義、当村三左衛門所へ縁付ニ指こし申候、

おけさ義、西郡筋高下村弥右衛門所式年以前ニ縁付ニ指越申候、

（以下、下人五人・下女六人略す）

元禄十五年（一七〇二）青柳村切支丹穿鑿宗門人別改帳（昌福寺文書）

51 小室村法花宗妙法寺旦那[㊦]

一重郎右衛門義、代々当村生之者ニ而御百姓仕罷有候 重郎右衛門[㊦]
年五拾六歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一女房義、当村太郎左衛門娘

同人女房
年四拾六歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一重郎右衛門子小左衛門義、親ニ懸り罷有候

小左衛門[㊦]
年式拾九歳

右同宗同寺旦那[㊦]

右同宗同寺旦那[㊦]

一女房義、当村三左衛門娘

同人女房
年拾七歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一重郎右衛門子友之助義、親ニ懸り罷有候

友之助[㊦]
年拾壹歳

西郡筋小室村法花宗妙法寺旦那[㊦]

一重郎右衛門子六弥義、親ニ懸り罷有候

六 弥[㊦]
年八歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一十郎右衛門娘おふう義、親ニ懸り罷有候

おふう
年拾四歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一十郎右衛門姉義、弟ニ懸り罷有候

重郎右衛門姉
年五拾九歳

（以下、下人五人・下女六人略す）

外親ニ懸り罷有候内ハ

西郡筋小室村法花宗妙法寺旦那[㊦]

一重郎右衛門娘おたん義、西郡筋大柵村藤兵衛女房ニ指越申候、

おたん
年三拾歳

右同宗同寺旦那[㊦]

一重郎右衛門娘おかつ義、西郡筋飯野村孫右衛門女房ニ指越申候、

おかつ
年式拾壹歳

外親ニ懸り罷有候内ハ

西郡筋小室村法花宗妙法寺旦那[㊦]

一重郎右衛門娘かんめい義、西郡筋最勝寺村里右衛門女房ニ指越申候、

かんめい
年拾八歳

この三つの年代にわたる「切支丹穿鑿宗門改帳」を見ると、他家にも譜代人・下女や年季奉公人が少なからずみられるが、それらが圧倒的に集中しているのは、仙洞田家と小河内家だけである（小河内家については本叢書五集参照）。

この頃の青柳村における田畑屋敷の所持状態を見ても【表2】、両家は第一位と第二位であり、飛びぬけている。この時、青柳河岸の間屋役であったのが小河内太郎左衛門家だが、そうであれば、仙洞田家も同様に、青柳河岸や富士川水運にかかわる何らかの事業を行っていた可能性を考えてもよいであろう。しかし、現時点ではその職種を明確にするには至っていない。両家とも、宗門帳の上では百姓と書かれているのである。ただ、宝永二年（一七〇五）の村明細帳には、「一酒屋米高壺石造り候 十郎右衛門」とあって、米高はそれほど多くはないが、酒造を家業としていた可能性がある。仙洞田家の宗門人別改帳の記載を見ても、十郎右衛門の妻に太郎左衛門の娘、その息子の小左衛門の嫁に小河内三左衛門（小河内家当主）の娘を迎えており、一方、小河内三左衛門も仙洞田新右衛門の娘（十郎右衛門の妹）を妻とするなど、両家の重層的な姻戚関係がうかがえる。また、過去帳が伝わっていないので、お曼陀羅（御本尊）の宛名を考えると③、近世前期の当主は新右衛門で、寛文十二年（一六七二）

3 青柳村の年貢

仙洞田貢家文書の中で、価値のあることの一つは、近世前期の年貢割付状が十九点揃っていることである【A年貢割付状】。特に、甲斐国では、郡内（都留郡）を含めて寛文期（一六六一～一六七三）に検地が行われている場合が多い。当地域では、主に寛文十二年（一六七二）におこなわれているが、その後で村高と年貢額がどのように変化したかを実際に追跡できる史料がこの割付状である【表3】。この年代は桜田徳川家甲府藩の時代である【表1】。

青柳河岸のある青柳村は、慶長七年（一六〇二）検地によって、村高三八二石九斗七升であったが（『慶長村高帳』、寛文十二年（一六七二）検地によって村高は七二一石五斗三升一合となった。二倍に近い増加である。こうした村高の増加は、検地が行われた多くの村で見られ、それと同時に翌寛文十三年を中心にして甲斐国は飢饉であったため、いくつかの村では若干の戸口の減少も見られ、越訴をとまなう百姓一揆が起こった（詳細は拙稿「寛文延宝の百姓一揆」『山梨県史通史編4近世2』第十二章第一節所収、を参照されたい）。この前後の青柳村の年貢額を見てみると、確かに【表3】年貢額は寛文検地後増加の一途をたどっている（天和元年の災害年を除く）。また、小物成や新田分を入れ

【表3】 青柳村の年貢

（単位石、割合は四捨五入して整数とした）

No.	年代	西暦	村高	引き高	有高	A年貢高	E割合(%)	新田高	B年貢高	F割合(%)	C小物成	D年貢合計	G割合(%)
1	明暦3	1657	382.972	24.216	358.756	235.145	66	6.086	2.313	38	0.493	237.951	62
2	万治2	1659	382.972	85.674	297.298	195.316	66	6.086	2.374	39	0.493	198.183	52
3	万治3	1660	382.972	162.336	220.636	134.806	61	6.086	1.887	31	0.493	137.186	36
4	寛文4	1664	382.972	46.511	336.461	133.172	40	6.086	2.029	33	0.493	135.694	35
5	寛文5	1665	382.972	30.932	352.040	156.314	44	6.086	1.826	30	0.493	158.633	41
6	寛文6	1666	382.972	55.977	326.995	141.920	43	6.086	1.826	30	0.493	144.239	38
7	寛文8	1668	382.972	108.515	274.457	130.702	48	6.086	1.826	30	0.853	133.381	35
8	寛文9	1669	382.972	27.137	355.835	128.078	36	8.258	2.506	30	0.853	131.437	34
9	寛文10	1670	382.972	158.188	224.784	108.178	48	7.855	4.257	54	0.853	113.288	30
10	寛文11	1671	382.972	31.64	351.332	146.001	42	8.258	5.445	66	0.853	152.299	40
11	延宝4	1676	721.531	71.434	650.097	189.997	29				0.853	190.850	26
12	延宝5	1677	721.531	42.699	678.832	196.557	29		0.095		0.804	197.456	27
13	延宝7	1679	721.531	31.058	682.473	189.787	28		0.144		0.804	190.735	26
14	天和元	1681	721.531	378.953	342.578	84.272	25		0.115		0.804	85.191	12
15	貞享元	1684	721.531	119.439	602.092	224.784	37		0.143		0.804	225.731	31
16	貞享3	1686	721.531	12.473	709.058	267.515	38		0.617		0.804	268.936	37
17	元禄5	1692	721.531	8.806	712.725	237.904	33	5.055	1.574	31	0.804	240.282	33
18	元禄9	1696	721.531	2.601	718.903	243.922	34	6.703	1.374	20	0.804	246.100	34
19	元禄10	1697	721.531	122.375	599.156	222.843	37	6.703	1.417	21	0.804	225.064	31

* 点線は寛文12年検地の前後、D年貢合計 = (A有高年貢 + B新田年貢 + C小物成)、E割合% = A年貢高 / 有高・F割合% = B年貢高 / 新田高・G割合% = D年貢合計 / 村高

た総年貢額であるD年貢合計を見ても、年貢率は二割から三割代を推移している。これは、先の寛文延宝の一揆で、支配層内部の対立と処分があったことも、影響しているものと思われる。寛文検地によって一挙に増加した村高は、村方にとってそれに応じた年貢の増徴を予想させ、百姓一揆にもつながったものと思われる。しかし、領主側も先の一揆を受けて、増徴への勢いをそがれた様にも見受けられるのである。

その一方で、青柳村の年貢に限っては、極めて大きな引き高の見られる年のあることにも気づく。これは富士川の西側に位置し、堤防によって耕地を守らざるを得ない村落環境に起因している(本叢書第五集・村絵図参照)。引き高の項目を見ても、永川成・水いかり・当流・砂押・水入くさり、などの事項が散見し、水害と戦っていた青柳村の人々の様子が目に浮かぶのである。特に、寛文検地前の万治三年(一六六〇)・寛文八年(一六六八)・寛文十年は村高の三分一から半分近く、検地後では天和元年(一六八一)の村高の半分を超える引き高には驚かされるのである。この青柳村の水害を考える時、忘れてならないのは、富士川とともに戸川の存在である。仙洞田家や小河内家という有力な家は、家並みの東側(富士川の側)にあった。昌福寺も元禄の頃(一六八八〜一七〇四)迄は、今の場所の反対側、つまり東側にあった。これらの事実は、富士川よりもむしろ戸川の氾濫を恐れていた為ではないだろうか。

ところで、この年貢割付状であらためて気の付くことは、河岸場に対して年貢が賦課されていない、ということである。青柳河岸では、寛文十二年検地以前は九斗四升の御蔵屋敷引きが見られ、これは寛文八年などに「但式ヶ所」とあるので、通常の郷倉的な蔵と河岸場の蔵を合わせたものと考えられるが、検地後は、畑三斗の御蔵屋敷と、畑八斗八升の「江戸廻米舟場御蔵屋敷」に分けて明確化している。後者が青柳河岸の蔵といえる。しかし、これ以外に富士川水運にかかわる課税項目の記載はない。奇妙に聞こえるかもしれないが、「河岸場に関する年貢が懸けられていない」ということがわかるのが、貴重なのである。甲府盆地やより内陸部の地域の年貢米やそれ以外の年貢諸品が青柳河岸をはじめ甲州三河岸から川下げされ江戸にもたらされる、このことは幕藩領主的な流通機構なのであり、その過程に対して年貢諸役を掛けてはいないのである。勿論、「下げ米に上げ塩」といわれるように、塩などの帰り荷は三河岸にかかわる人々に利益をもたらしたであろう。しかし、この時点でそのような物資と利益に対しては、賦課している形跡が認められないのである。この点につ

いては、問屋役小河内家の古文書があれば、という思いも強いが、今後の課題としたい。なお、甲州三河岸に年貢が懸けられるようになるのは、宝暦六子年(一七五六)から以後である。安永六年(一七七七)の「青柳村指出明細帳」には、次のように記載されている。

一 永式拾壹貫七百五拾文 河岸御運上

外永六百五拾式文五分 右口永

是ハ宝暦六子年今三河岸同様御上納仕来申候、当河岸之儀者問屋太郎左衛門方ニ而取立御上納仕候、

世はまさに田沼時代、これまでなかった商品の流通過程に課税するという発想は、いかにもこの時代の気風を示すものである。

残念ながら青柳村の年貢割付状はあまりまとまって残っていない。宝暦以前については、今のところ仙洞田家文書が唯一なのである。この点においても、仙洞田家文書は重要なのである。

4 江戸廻米の上乗り仙洞田重郎右衛門

① 上乗りの条件

毎年、年貢割付状は十月から十一月ころに村方に渡され、それに基づいて、村々は何回かに分けて年貢米や金納年貢を納入する。その際、特定の支配領主や代官所管内の年貢米を、まとめて江戸浅草の御蔵迄輸送する責任者が上乗(うわのり)であった。仙洞田家の当主仙洞田重郎右衛門(十郎右衛門とも)が、いかなる経緯で、宝永元年分の年貢米を宝永二年中に江戸の御蔵に納入する上乗りとなったかは、まだ明らかではない。しかし、仙洞田家は、上乗りとなる十分な資格を有していた。

宝永二年(一七〇五)五月の「甲州巨摩郡西郡筋青柳村諸色明細帳」には、次のような記述がある。

一 御年貢米江戸廻之節、諸事入用上乗之義、御代官所切ニ御吟味之上慥成者ニ被仰付、上乘証人方分証文并分限書迄御取上ヶ被成候、尤川船被船

のミはきニ而紛失米・濡米等上乘弁ニ罷成、村々江ハ少も懸り不申候、去申御年貢江戸御廻米欠米金之義、百俵ニ付小判式両壹分式朱ニ被仰付候、すなわち、上乗りは支配代官所管内の確かな者が任命され、証人を立ててその証人から証文をとると同時に、どのくらいの経済力を有しているか分限帳まで差し出させたというのである。また、年貢廻米中、紛失米や濡れ米が生じた際は、上乗りがその費用を弁償し、村方へは負担を掛けないと書かれている。

具体例として、去申（宝永元申）年は百俵あたり小判二両一分二朱であったという。

② 宝永元年貢米の納入事情

その前年、宝永元年申年分の上乗りが仙洞田重郎右衛門であった。残された史料によれば、彼はまず井上遠江守知行所の年貢米五百八俵の駿州中之郷（静岡県富士市）までの輸送を、青柳河岸問屋小河内三左衛門に依頼し、その運賃八両一分余と番賃五百二十八文を支払っている【廻米1・口絵1】。高瀬舟一艘に米三二俵積とすると、約十六艘くらいの金額であろうか。番賃は、一俵一錢として、五百八俵の九六錢がこのくらいであろうか。

次に、彼は遠藤次郎右衛門代官所の年貢江戸廻米一万五千五十七俵を中之郷から蒲原浜（静岡県静岡市）まで、佐野十右衛門に輸送を依頼し、その運賃五三兩二分余を支払っている【廻米2】。これは陸上の駄賃金で、馬背によって運ばれている。このうち、河船破船濡米は八十俵で全体の〇・五%、比べるべき他年度の数字を持ち合わせないが、比較的少ない数ではないだろうか。この莫大な量の米は、宝永元年十二月十二日から翌年六月十日にかけて、二十五回に分けて江戸浅草御蔵におさめられたようである【廻米3】。最終の六月十日の翌日にこの報告を仕上げています。仕事の重大さを示す、壮大な古文書である【口絵2】。

この会計報告が、次の【廻米4・口絵3】で、先の史料の翌月、宝永二年七月に提出されている。小判六百十四兩一分（永の部分捨象する）、その内容の内訳をみると（少数以下切り捨て）、

- (一) 青柳河岸・鰍沢河岸から中之郷迄 二四四兩二分（三九%）
- (二) 中之郷から蒲原浜まで駄賃 五三兩三分（八%）
- (三) 蒲原から清水まで 運賃 七九兩二分（十二%）
- (四) 清水運賃（江戸浅草まで） 二五三兩二分（四一%）

となっている。(一)の船数四七〇艘余、これらの高瀬舟の需要は、河岸場の船頭たちの重要な収入になったものと思われる。(四)は一部無運賃の船で運ばれたが、残りは清水から江戸浅草までの廻船に乗せたものと思われる。この両者の船の輸送で、合わせて八割の費用が掛かっている。(二)の駄賃付けは、馬一疋三俵付けで五、〇一九駄の馬が動員されており、駄賃が払われるにしても、中之郷周辺の農耕馬を持つ人々を苦しめたものだろう。(三)の蒲原―清水間は小廻船で輸送されたものと思われるが、その船数を知りたいものである。ともかく、

一万五千五十七俵、先の井上遠江守の分の五百八俵の分と合わせても、ここ甲斐の青柳河岸から江戸の浅草御蔵迄、上乗りとしての仙洞田重郎右衛門は、十分にその仕事を果たした、といえよう。

③ 北巨摩郡四ヶ村年貢千米金不納事件

さて、このように立派に会計報告を行い、上乗りとしての重要な役目をはたして青柳村に帰った仙洞田重郎右衛門であったが、思わぬ事態が彼を待っていた。

それは、代官遠藤次郎右衛門の支配は全部で六十ヶ村で、その年貢が先の一万五千俵余であった。しかし、そのうちには輸送途中の俵の米不足を補うための千米金（かんまいきん、欠米金とも表記）を補充して納めなければならぬ俵がいくつもあった。これはある意味当時の輸送上仕方ないことではあった。その分をこれらの村に負担してもらわなければならなかった。ところが、巨摩郡の上条中割村（巨摩郡武川筋・宝曆村高帳五八七石余、以下同じ）・上条北割村（巨摩郡武川筋・村高一〇一四石余）・穴山村（巨摩郡逸見筋・村高一三六三石余）・小田川村（巨摩郡逸見筋・村高六三四石余）の四ヶ村は代金が未払いであった。このうち、上条北割村は村内に西郡路が通り、青柳村まで五里の距離であった（『角川日本地名大辞典19山梨県』）。これらはいずれも現在の韮崎市に属しているが、村高合計三五九八石余で、かなりの石高である。年貢率を仮に三〇%としても、一〇八〇石ほど、三斗六升の俵にして三〇〇〇俵。百俵あたり二兩一分二朱として、七一兩一分となる。あくまでも机上の空論であるが、重郎右衛門の負担は、少なくとも数十兩は下らなかつたのではないだろうか。その年貢千米金がどの位であったのかは書かれていないが、重郎右衛門は「大分之金子拙者わきまえにまかりなり、（このままでは）退転に及ぶ」と書いている。このため、去戊（宝永三年）正月以来、度々領主側から四ヶ村を呼び出して注意してもらったり、重郎右衛門自ら村方に赴いて催促を行ったが、四ヶ村側は麦作ができるまで、などと延引を繰り返して、払おうとしない。一方、代官遠藤次郎右衛門は、年貢完納を厳しく重郎右衛門に迫っていた。それは、宝永二年に甲斐国が桜田徳川家甲府藩領から五代將軍綱吉の側近柳沢吉保領になるといって、領知替えが行われたからであった。このため、代官遠藤次郎右衛門は戌年（宝永三年）正月から仙洞田重郎右衛門に年貢に関する費用の完済を求め、矢の催促である。重郎右衛門はこの四ヶ村から千米金を受け取るまで延引を願ったが、次郎右衛門は承知せず、それから数度催促があったの

で、仕方なく、(重郎右衛門が四ヶ村分を立替えて) 戊五月に勘定仕上げを行った。このため、「大分之金子」を負担することとなり、このままでは青柳村から退転しなければならなくなってしまう、と訴えているのである。この訴状には宛名がなく、その後のことが書かれた史料も仙洞田家に残されていない。

たしかに、領主が変わってしまうと、前の代の訴訟は、江戸時代の訴訟では極めて難しかったと思われる。この史料が仙洞田家に伝えられたということは、北巨摩の四ヶ村の支払いはなく、後代の人々にその悔しさを伝えるべく、この文書が残されたのではないかと思われるのである。その後、重郎右衛門の動向は不明であるが、後を継いだ小左衛門は、享保三年(一七一八)に江戸城西の丸普請金に二十両出しており(E諸証文1)、打撃を受けた仙洞田家の経済力は回復されたものと思われる。しかし、その後十郎右衛門の子仙洞田小左衛門は村役人としてではなく、代官の手代として、武士の世界に活躍の場を求めたようである。甲州代官「大久保孫兵衛様御内仙洞田小左衛門殿」という肩書や「大久保孫兵衛手代田草川郷左衛門」名の先触が伝わるなど、その一端がうかがえるのである(E10・11)。ちなみに大久保孫兵衛の在職期間は、上飯田代官所に享保十九年(一七三四)〜延享四年(一七四七)である。

5 小室山妙法寺・身延山久遠寺本末出入りと仙洞田新右衛門

① 仙洞田家のお曼茶羅 当地域の日蓮宗の家々には、「お曼茶羅」、あるいは「御本尊」と呼ばれる、日蓮宗独特の髭題目を中心に四隅に四天菩薩を配し、授与した住持名を記した聖物がたくさん所蔵されている。延宝八年(一六八〇)の仙洞田家の御曼茶羅(37日超)には、右肩の部分に以下のような特別な記述がある【口絵4】。

父妙長日壽造立本堂之両尊并四菩薩、又了仙日久宮建四大天王、依有此功
先聖既許院・日両号、今般又就身延與予山本末之出入、以無二之働、納一
本寺分明之御裁許状、於余寺以有此寺勲功、授與之以為印者也、

延寶第八^{庚申}歲正月五日

仙洞田新右衛門

法号長壽院了仙日久

それによると、仙洞田新右衛門の父「妙長日壽」(残念ながら俗名は記されていない)は妙法寺本堂の両尊と四菩薩を造立した。また、了仙日久(仙洞田新右衛門)は四大天王像を建立した。この功績により、先聖(先代の住職日延か)はすでに院号と日号を許している。今般、身延山と予山(妙法寺)との本末出入りに際し、新右衛門は、小室山妙法寺が身延山久遠寺の末寺ではなく、

独立した一本寺である事を証明する無二の働きをした。それによって、「一本寺分明之御裁許状」(妙法寺は独立した「一本寺」としての寺院であるという結論が明確な幕府の裁許状)を御寺に納めてくれた。妙法寺に対するこの勲功のしるしとして、授与するのである、といっている。

また、このお曼茶羅の裏には、次のような紙が貼られている。大正の中ごろの五九代住持日普が、この御本尊(お曼茶羅のこと)が小室山二二代の住持日迢(日超)聖人の筆跡に間違いないことを証明したものである。

(裏貼紙)「此御本尊、当山廿二代日迢聖人之真筆、無疑者也、

大正七年七月十四日 小室五十九代 日普(花押)」

② 小室山妙法寺の由来 小室山妙法寺は、江戸時代以前から本町小室地区に所在した日蓮宗の古刹である。仙洞田家に伝えられた古文書の中に、かなり汚れた一冊の帳面が見つかった【H8】。「甲州小室徳榮山妙法寺開帳略縁起」と題された、江戸時代の妙法寺の縁起である。木版印刷の紙二つ折り四枚を綴って冊子の形になっている。宝暦十一年(一七六一)であるから、江戸時代の中ごろのものである。何度も読み返されたのであろう、よごれた和紙が柔らかく手になじむ。残念ながら一丁目の半分ほど(約六行分)がちぎれてしまっているが、現在の妙法寺には、その版木も史料自体もいまだ発見されていない珍しいものである。その概要を記すと次のようである。誰でも読めるようにルビが振ってあるので、ぜひ読んでみていただきたい。

小室山妙法寺は、元真言宗の寺で、その住寺は東三十三か国の山伏の司である肥前上人であった。そこにやってきた日蓮上人は、田植えの五月女が足についた蛭を殺すのを見て、これも殺生であるからと、蛭が人につかないように加持を行った。このため、以後小室土録の蛭は人に吸い付かなくなったという。

この時十八歳の肥前上人が現れ、日蓮上人と験比べを行い、肥前上人が持ち上げた大磐石を下したところが今の懸腰寺で磐石は今も堂内にある。また、肥前上人が大水を出すと、その水を日蓮上人が流したのが口漏沢で今それをくる沢と言っている。これを見た肥前上人は一旦は日蓮上人に帰伏したが、その力を見ようとして、毒入りの栗餅を身延の草庵に持参した。このことを知っていた日蓮上人は、白犬にこれを与えたとこ悶死した。これに驚いた肥前上人は帰伏し、大本尊を与えられ、名も日傳と名付けられた。また、この犬を哀れんだ日蓮上人が弔って立てたのが身延の宝蔵にある犬塔婆である。日傳は小室に帰って徳榮山妙法寺と号し、元祖日蓮の像を彫刻した。この像は元祖自らが開

眼し、この像に向かつて題目を唱えれば、直に日蓮に対面するのと同じで、あらゆる難を去るものである。よって貴賤男女の結縁のため開帳し、祖師堂再建成就を祈る、というものである。

③ 妙法寺・久遠寺本末出入り

日蓮宗においては、慶長四年（一五九九）の「大坂対論」や寛永七年（一六三〇）の「身池対論」（身延山久遠寺と池上本門寺）など、受不施（日蓮宗の信者以外からのお布施も受けるが、信者以外には施しを行わないという考えのグループ）か、不受不施（日蓮宗の信者以外からのお布施を受けないし、施しも行わないという考えのグループ）かの教義をめぐる対立があり、結果として不受不施派が禁制となり、幕府から弾圧を受けることとなった。この幕府の権威を背景に、身延山は不受不施派寺院を屈服させ、次々と末寺としていった。これが寛文期（一六六一～一六七三）で、妙法寺は不受不施派ではないが、身延山内には、未組織の寺院を末寺化する勢力が存在していたと思われるのである。

一方、江戸幕府は、近世初頭以降、各宗派の本寺に対し末寺帳の提出を求めた。ここにおいて、総本山身延山久遠寺と小室山妙法寺との本末出入りがおこったのである。このような寺社をめぐる裁判は、寺社奉行の扱いである。一般に、寺社奉行・町奉行・勘定奉行を三奉行とよぶが、町奉行・勘定奉行が旗本の役職であったのに対し、寺社奉行は原則譜代大名の役職であり、一段と格式が上であった。この時の寺社奉行は、小笠原山城守長頼（三河吉田藩四万石、在任寛文六年・一六六六、七月十九日～延宝六年・一六七八、二月六日）であった。争論の始まりは、今のところ明確には判明していないが、少なくとも延宝四年（一六七六）の四月下旬には始まっていた【史料1】。

妙法寺側の反論（1）妙法寺は、身延山側の末寺であるという主張に対し、元は山伏の司（つかさ）肥前が日蓮に帰依し、中老僧の頭となり、以後四〇〇年、身延山の末寺となったことはない。（2）身延側は加藤平兵衛を権現様の奉行と称しているが、一時甲州を治めた（豊臣秀吉の配下）加藤近江守光泰の家来である。（3）もちろん、当方にも加藤平兵衛の判形の証文もあるが、用いていない。（4）慶長八年（一六〇三）に権現様より、桜井・石原・小田切・跡部の四奉行の名で出された妙法寺坪引きを用いている。（5）「身延末寺御前帳」に妙法寺が載っている、という身延側の主張であるが、幕府の詮議によって一本寺であるということが明確になり（この項、意味が取れない部分もある）、

小室山一山の衆徒は大変喜んで（喜悦不斜）。もちろん、本寺を持たないという証拠は、権現様（徳川家康様）・武田信玄公の直判の証文を有している。（6）妙法寺が（將軍の代替わりの）御朱印を受けるとき、身延山から（幕府に）あらかじめ断っているといっているが、これも偽りで、妙法寺は一本寺の寺として代々の御朱印を頂戴している。（7）妙法寺住持職は身延が任命しているというが、これも偽りで、権現様朱印状や武田信玄公直判はいずれも住持職の御朱印である。（8）身延は妙法寺十七世日堯を呼び寄せて末寺の証文を書かせたが、妙法寺衆徒や旦那が反対し、取り返している。（9）本寺がある寺には系図曼荼羅に本寺の歴史を載せるが、妙法寺は一本寺なのでそのようなことはしていない。（10）身延十六世日新の遷化の時、妙法寺日潤が導師を勤めた。もし妙法寺が末寺であるなら、本寺に引導を渡すことはない。（11）この春、小室（二十一世か）日廷が京都の本圀寺に入院した際も、身延に断つてはいない。

どうやら、この本末出入の直接の原因は、この日廷の京都本圀寺入院により住持が不在となった妙法寺を、身延山側が末寺にしようとしたことにあるのではないだろうか。この訴状から、日廷の本圀寺入院が延宝四年（一六七六）春（一月から三月の間）であることがわかる。本圀寺は京都の日蓮宗の名刹で、残念ながら近年の不都合で元の寺地を失ったようであるが、京都の法華一揆や町衆の信仰をあつめた寺であったようである。日廷自身は「公卿出身と云う」とも伝えられている（『徳栄山妙法寺本堂新築伽藍修復落慶記念誌 小室山』二〇〇〇年、六七ページ）。甲斐の当地域の人々の信頼をあつめた人のようである。仙洞田家に残る日廷の書簡には、「其内兩人衆京見物ニ被上候へ、致宿馳走可申候」などの言葉もあり、仙洞田家とも親しい関係であったことがわかる。訴状には宗門内のことしか出てこないが、小室山妙法寺が一本寺たることを支えたのは、仙洞田家のような地域の有力者でもあったと考えられ、日廷の後の住持である日超がお曼陀羅にわざわざその功績を書き加えたのも、故なしとしなるところであろう。

また、仙洞田重郎右衛門宛の（年未詳）八月二十八日付書簡【書簡12】では小川内（小河内）太郎左衛門の死の知らせに日廷が驚いているが、これは延宝八年（一六八〇）八月十八日のことであり、書簡の年代が確定でき、これらの書簡は延宝四年の京都本圀寺入院前後から延宝の末年くらい年代観で考えてよいのではないだろうか。そうであるならば、父の仙洞田新右衛門宛書簡の年

代についても、百部の依頼などはまだ日廷が小室山の住持であったころ、延宝四年以前と考えられ、女性某が日廷に浴衣地を送ったという書簡は、延宝四年から間もないころ、京都に発つ日廷に充てたものと考えられる。

なお、日廷書簡の解説については、この難読な書簡の借覧を大学院生の筆者に許された仙洞田重子様（仙洞田貢さんの母上）に感謝申し上げます。また解説にあたっては、横須賀史学研究会の故鈴木亀二先生の御教示によるところが多いことも申し添えておきたい。

④ 寺社奉行の裁許

こうした訴答の結果、寺社奉行小笠原山城守は、身延山側が提出した証拠は不確かで、妙法寺側の提出した権現様の御朱印などの証拠を採用し、小室山妙法寺が「一本寺」であることは間違いない、という判決を下した。また、身延山の側には非分があるが、「身延之事故令赦免候」とした。ところが、この裁許に身延側の竹之坊が迷惑である旨上申したところ、山城守はひどく立腹し、加藤平兵衛の判形帳面を削って妙法寺の名前を新たに書き加え偽装しているではないか、と双方に見せたという【史料2】。これを見た身延側の五人の僧侶は、直ちに非を認め、裁許に従ったという。この結果、「御前帳・御末寺帳妙法寺ト有之所張紙被成、御断書有之而、加藤平兵衛坪帳妙法寺之有所、点ヲ御懸、両冊共ニ何れも山城守御直印判形被成、御裁許被下置候」となった。つまり、身延側が妙法寺を末寺のように見せかける工作をした部分に、御前帳・御末寺帳には貼紙をしてその旨を書き加え、「加藤平兵衛坪帳」には寺社奉行小笠原山城守の印判を押して確認した、というのである。実際、身延山所蔵の天正二十年（一五九二）二月の加藤平兵衛尉光政の「身延山末寺屋敷御免許分」という帳面には、現在でも「式百五十坪 志マ坊 ○小室 妙法寺」とあって、小室が抹消され、訂正印が押されているのである（『山梨県史 資料編8 近世1』四六ページ）。

身延山久遠寺と小室山妙法寺との本末争論については、さらに史料をあつめなければならぬが、現時点で考えておかなければならない疑問もある。それは、最終的な裁許【史料3】に、小笠原山城守と並んで、本多長門守忠利（陸奥・石川）が連署している点で、この史料には検討の余地がある。というのも、公式的な本多長門守の寺社奉行在任期間は寛文十一年（一六七二）一月二五日（延宝四年（一六七六）二月二八日まで）であって、延宝四年六月の裁許状に連署する可能性は低いのではないかと思われるのである。しかし、その在任期間中身延山久遠寺と小室山妙法寺の本末出入を審判してきた人物でもあり、二か

月ほどの任期の相違はあっても、連署する例もあるのだろうか。この点、今後の課題としておきたい。

【史料1】延寶四年（一六七六）四月二四日（小室・身延本末出入り、妙法寺より） 謹而言上

最勝寺 芦沢計家文書

謹而言上

一 甲州小室山妙法寺者、本来山伏之司肥前〔吾祖江焔伏以後、中老僧之頭壹本寺ニ而、四百余年以来、終身延末寺と申儀無御座候、

一 権現様御奉行加藤平兵衛と身延分被申上候其仁ハ、甲州之城主加藤近江守家来ニ而御座候、権現様御奉行ニ而無之候、勿論此方ニも加藤平兵衛判形有之候

得共、用不申、妙法寺坪引、従権現様慶長八年三月朔日桜井安藝守・石原四郎右衛門・小田切大隅守・跡部九郎右衛門判形御座候御事、

一身延末寺御前帳ニ妙法寺有之由、私旨「 付上候事、兼而官之遂論議、此方分御訴訟可仕所ニ、今度幸を以壹本寺之旨可奉逐一仰上、一山之衆徒喜

悦不斜、難有奉存候、勿論本寺無之証拠者権現様御直判・信玄公直判御座候事、

一 御朱印頂戴之刻ニ、身延分御断申上、頂戴為致候由、是又偽リニ而御座候、御代々之御朱印壹本寺之御寺ニ而頂戴仕来候事、

一 妙法寺代替り之節、身延分住持申付候由、且又大キ成偽リニ而御座候、大披露仕候、

一 権現様御朱印・信玄公御直判、何れも住持職之御朱印ニ而御座候事、

一 妙法寺身延江出仕相勤之支証有之由、妙法寺十七代日堯ヲよひよせ、理不尽ニ末寺たる之証文為致候を、後日衆徒・旦那承遂僉議、先日堯進知いたし、彼証文取返し候、若為本寺ニ治定いたさハ、返ス謂レ無之候事、

附リ、妙法寺末寺、身延分出仕役儀相勤之由、是も偽リニ而御座候、委細ハ身延ニ四ヶ法寺有之節、此方ニ而も四ヶ之法寺執行申候、依之御制札三通迄頂戴仕置候、然者身延と同事、法事右ニ妙法寺末寺ハ

こと〳〵此方へ出仕候事、これのみならず壹本寺たる証拠数多有

之候事、

一 二者 本寺有之寺ニハ系図まんだらニ本山之歴代を書載、然ルニ妙法寺ハ壹本寺故其儀無之候事、

一 二ハ、身延十六世日新遷化之刻、妙法寺日潤導師被致候、為末寺本寺ヲ引導

可致筋目無之事、

一三八、日廷当春京都本圀寺江入院被致候ニ、身延へ断無之、末寺たる事必定ならば、其節何ぞ守ずして唯今無住之時節、老為ニ夫之由被申遊候事ハ、山僧之寄合ニ而一言之返答可致者無之故と存候、誠ニ山中そたち之ものニ而御座候へ者、萬事無調法候故と存候へ共、口上ニ而一言之返答可仕者老人も無御座候間、右件之道理文証御披見之上、御慈悲ヲ以筋目之通奉御下知仰候、外ニ他事無御座候、以上、

延寶四年辰四月廿四日

〔史料2〕延寶四年六月九日（一六七六）身延・小室本末出入御裁許写

身延・小室本末出入御裁許写

最勝寺 芦沢計家文書

一 山城守殿江身延分三ヶ寺并竹之坊・南光坊、小室分下之坊・德行坊・寿仙坊召出、山城守殿被 仰渡候者、去三日ハ身延三ヶ寺申渡候通、身延分出候証文不慥成、妙法寺所持仕候権現様御直判其外古証文之趣、一本寺ニ無紛候間、急度御仕置ニ可申付候得共、身延之事故令赦免候、妙法寺弥々一本寺ニ申付候と被仰渡候所、竹之坊申上候者、身延分非分之御訴訟仕候様ニ而迷惑成御裁許之由、申上ル、山城守殿以外御立腹ニ而、身延更ニ三ヶ寺曆々有之而、無利成義申分ヶ、無之所、裁許非分ニ候哉、加藤平兵衛判形帳之義、如此ニ削り、妙法寺ヲ新敷書載候、古き文字未相見得候、是ハ身延ニ不似合仕方、不届キ至極、沙汰之限ニ候、則身延三ヶ寺・同使僧・小室役僧見候得と彼帳為見候得ハ、身延五人僧謹誤り申候、帳面拙僧共終ニ見不申候、龜相成義申上、近頃無調法至極ニ奉存候由、申上候ニ付、御裁許状双方承り候様ニと御断書有之而、明石源右衛門統之、其上御前帳・御末寺帳妙法寺ト有之所張紙被成、御断書有之而、加藤平兵衛坪帳妙法寺之有所、点ヲ御懸、両冊共ニ何れも山城守御直印判形被成、御裁許被下置候、

延寶四年辰六月九日

身延・小室本末異論、双方江口上申渡候、妙法寺ハ久遠寺為末寺由、帳面先年従久遠寺分訴之、妙法寺無住ニ付、寺僧共ニ召寄、双方証文等数度令諭議候所、久遠寺諸持之証文不慥成候、妙法寺諸時証文天正十一年権現様御判物其外古証文之趣、可為一本寺儀分明ニ候、依之先年身延分出候末寺帳面除之、可為一本寺由、令裁許候所、身延非分之儀申出候、久遠寺可為越度者也、

延寶四年辰六月九日

妙法寺役僧中

加藤平兵衛 印

明石源右衛門 印

寺社御奉行

小笠原山城守 御直判

〔史料3〕延寶四年六月九日（一六七六）甲州身延山久遠寺と同国小室妙法寺

書写
「 〓 異論ニ付双方江以口上申〓渡留書写 小室 井上一郎家文書
甲州身延山久遠寺と同国小室妙法寺 〓 〓 異論ニ付双方江以口上申〓渡留書写

一 妙法寺者久遠寺為末寺由、任帳面ニ、先年従久遠寺指上候、其上古証文有之所、令違背由、久遠寺〓之妙法寺無住ニ付、寺僧共召出、双方証文等数度遂吟味所ニ、従久遠寺所出証文不慥成、妙法寺所持之証文天正拾壹年権現様御判物、其外古証文趣、為無本寺儀分明ニ候、依之従先年久遠寺書出候末寺帳面除之、妙法寺之儀弥可為無本寺旨、令裁許候、且又妙法寺無住之内、及訴論、剩非據義申出條、久遠寺越度ニ候、此旨久遠寺使僧・同末寺双〓妙法寺之役僧江申渡也、以上、

延寶四丙辰六月九日

（小笠原）山城守
（本 多）長門守

6 仙洞田家墓地

二〇二二年（令和四年）二月末の明るく晴れた日に、妙洞山青柳寺にある仙洞田家の墓地を尋ねた。境内には仙洞田姓の墓域が多いが、めざす場所はすぐにわかった。

墓域は広く大きく空間をとってモダンに整備され、中央の「仙洞田家之墓」の後ろには、二十五基の墓碑が並んでいる。一番後ろの列の六基は舟形で古い墓碑と思われた。

一方、手前、中央の「仙洞田家之墓」に向かつて左側には、四基の墓碑が並んでいる。これは、かつて二ヶ所に分かれていた墓地を近年統合した際に、そこから移設したものであるという。

一番手前の墓碑は「嗣子徳治郎立焉」とあるので、近代のものである。これに対し、奥の三基の墓碑は、古いものと思われた。墓碑に向かつて左右



仙洞田家墓地



仙洞田家三代の墓碑

を示すと、

(一番奥は)

(右) 南無多寶如来

(中央) 南無妙法蓮華經

(裏) 寛文元辛丑歳 施主 仙洞田新右衛門

小室廿一世 日(花押)

十一月七日

(左) 南無釈迦牟尼佛

とあって、寛文元年(一六六一)十一月七日に亡くなった仙洞田新右衛門の父、「妙長日壽」の墓碑である。残念ながら俗名は不明であるが、先祖が高下村から青柳村に出てきたのは天文六年(一五三六)と伝えられている。その由緒はともかくとして、その年代から二代または三代目くらいの人と考えられる。年代はわからないが、由緒によれば、小室山妙法寺本堂の両菩薩と四天を造立し寄進したという人物で【口絵4】、江戸時代前期において仙洞田家は相当の経済力を有していたことになる。小室山妙法寺のこの時の住持は誰であったのだろうか。墓石の碑文は「廿一世」とも「廿二世」とも読めるのであるが、廿一世日廷が京都本國寺に転出するのが延宝四年(一六七六)春、小室山妙法寺と身延山の本末出入りが同年四月から六月であるので、廿二世の日超の入院を

同年としても、寛文元年は「在住二十一年」(『徳栄山妙法寺本堂新築伽藍修復落慶記念誌 小室山』六七ページ)とされる日廷であると思われる。花押の中に「廷」の文字が埋まってしまったものだろうか。引導をわたしたのは妙法寺廿一世 日廷であった、としておきたい。

(奥から二番目は)

(右) 元禄十丁丑天

(中央) 妙法 長壽院了仙日久灵霊

(右) 六月上旬九日

ときわめてシンプルであるが、先の【口絵4】からも、「了仙日久」は仙洞田新右衛門の戒名であるから、彼の墓碑であることがわかる。新右衛門は、寛文八年(一六六八)の宗門人別帳では五十歳、寛文十三年(一六七三)の宗門人別帳では五六歳であり、元禄十五年(一七〇二)の人別帳には見られないので、元禄十年(一六九七)に、当時としては長壽の八五歳で亡くなったものと思われる。次いで、

(奥から三番目は)

(右) 正徳六丙申祀

(中央) 妙塔 本壽院宗仙日榮

(右) 五月二十日

とあって、これこそ、仙洞田十郎右衛門(重郎右衛門とも表記)の墓碑である。彼は、元禄十五年の宗門人別改帳では五六歳であるから、宝永元年(一七〇四)の廻米の上乗りを勤めた時が五八歳であった。彼はその十二年後、正徳六年(一七一六)五月に七十歳で亡くなったのである。この年は六月二十二日に享保元年に改元されている。八代徳川吉宗が將軍となる二ヶ月ほど前のことであった。

はからずも、江戸時代前期の仙洞田家の繁栄の土台を創った三人の墓碑が、仙洞田家の墓地を訪れる人々を迎えるように、左側に三基並んでいるのである。折しも、墓前の花生けには、蒼い花が数輪、手向けられていた。



妙長日壽墓碑

あとがき

仙洞田重子さん（仙洞田貢さんの母上）ご所蔵の古文書を紹介してくださったのは、町誌編集委員の樋口幸之さん（最勝寺、故人）であった。町誌史料編の締切が迫っている中で、町の特徴である富士川水運や廻米の史料がことのほか少なく感じていた筆者には、仙洞田家文書中の廻米や上乗り関係文書の出現はとても有難かった。一万五千俵以上の米を輸送する責任者である上乗りの得がたい史料でもあり、その責任において年貢の立て替えを行わざるを得ない、悲劇の主人公の記録でもあった。しかも、富士川水運を中心に当地域の歴史や民俗分野の研究の先駆者である青山靖（しずか）さんも見えない、新出史料である。近世前期の年貢割付状が揃っているのも魅力的で、近世前期の青柳村や富士川水運に関する貴重な古文書群であった。

しかし、その中にある古い書簡がどうしても読めず、借覧し古文書の師匠である横須賀史学研究会の鈴木亀二先生に教えを請い、漸く仙洞田さんや樋口さんに内容の報告をするこゝとができた。樋口さんのお口添えがあったとはいえ、二十代前半の学生に貸与していただいた仙洞田重子さんの御寛容は、誠に有難かった。現在の筆者でも難読のこれらの書簡を、今回敢えて活字にした。そこには、日蓮宗の一本寺である妙法寺住持日廷やその後任の住持と仙洞田家の人々の心のこもった交流が見られるのである。書簡の妙味といえよう。

以後数十年、仙洞田貢さん御夫妻の御交誼に感謝しつつ、大分遅くなってしまうた報告書を上梓する次第である。

菊池邦彦

富士川町郷土資料叢書 6

富士川水運資料②

甲斐国巨摩郡西郡筋青柳村

仙洞田 貢家文書

二〇二二年（令和四年）三月三十日発行

〒四〇〇一〇六〇一

富士川町鰍沢一六三九一

発行 富士川町教育委員会

印刷 株式会社サンニチ印刷

